事　業　概　要

令和８年版

東京都生活文化局

目　　次

第１　総　説 …… 1

役割・計画 …… 3

組織・定数 …… 8

予算・決算 …… 16

第２　事業の概要 …… 23

都民生活、男女平等参画推進の施策 …… 25

消費生活の安定と向上のための施策 …… 51

私学振興等のための施策 …… 97

文化振興のための施策 …… 121

参考資料 …… 149

生活文化局の沿革 …… 151

生活文化局の推移図 …… 154

生活文化局附属機関 …… 157

所管施設の所在地 …… 158

第１　総　　説

役割・計画

１　生活文化局の役割……3
２　生活文化局の事業体系図……4
３　生活文化局の計画……6

組織・定数

１　生活文化局機構図……8
２　課別分掌事務……9
３　課別職員定数表……14

予算・決算

１　予　　算……16
２　決　　算……22

役　割　・　計　画

1　生活文化局の役割

生活文化局は、社会情勢の様々な変化に柔軟に対応しながら、都民の幅広い活動を支援し、生活の質的豊かさを求める都民の多様なニーズに応える役割を担っている。

東京の更なる成長の創出とより豊かな都民生活の実現に向け、関係各局と密接に連携しながら、以下の分野における施策を広く展開していく。

⑴　都民生活、男女平等参画推進の施策

・地域活動・多文化共生社会づくりの推進及び公益法人等の許認可事務

・男女平等参画社会の実現を目指した各種施策の推進及び女性の活躍推進に向けた気運醸成

⑵　消費生活の安定と向上のための施策

・消費者被害防止の取組の実施、適正な取引環境整備の推進

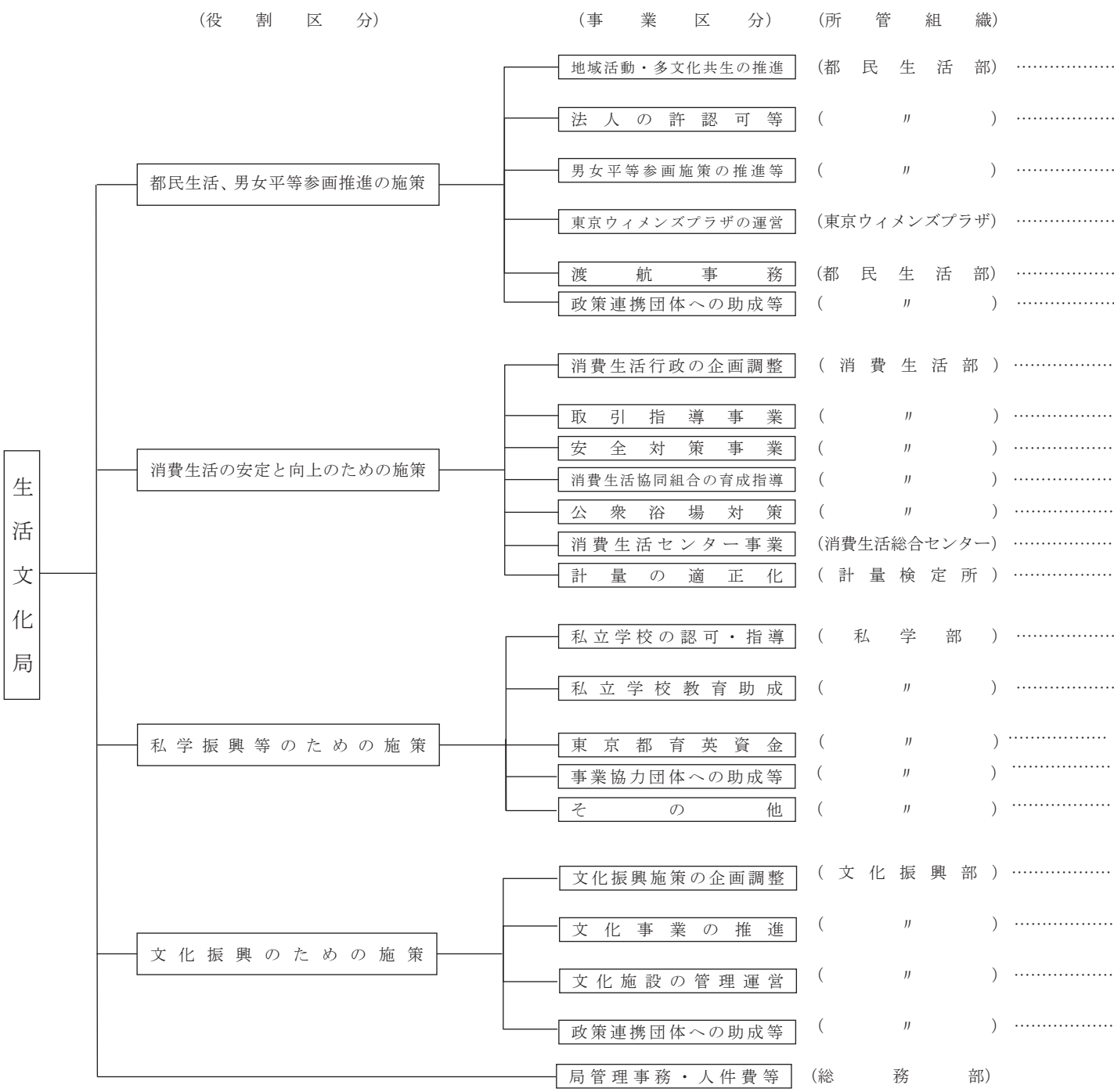
⑶　私学振興等のための施策

・私立学校の認可事務及び経常費補助や保護者負担軽減補助等の助成策による、私立学校の振興支援

⑷　文化振興のための施策

・東京の文化を創造するための環境整備、都立文化施設の管理運営、文化施策の展開

2　生活文化局の事業体系図



（主　な　事　業）

……共助社会づくりの推進(ボランティア活動の推進、町会・自治会活動の支援)、結婚支援、多文化共生社会づくりの推進、東京都太田記念館の管理運営

……公益法人認定法に基づく公益社団法人・公益財団法人の認定及び監督等の事務、宗教法人法に基づく宗教法人の認証等の事務、特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等の事務

……男女平等参画に関する施策の総合的推進、女性の活躍推進に関する施策の実施、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進

……男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、相談等の事業、配偶者等からの暴力被害相談、被害者の支援等の事業の実施

……都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等の実施

……（公財）東京都つながり創生財団への助成、運営支援の実施

……消費生活対策審議会の事務局、基本計画の策定等各種企画調整事務の実施、ホームページ「東京くらしWEB」及びSNS等による都民に向けた情報発信、消費生活調査員調査等の実施

……不適正取引行為を行う事業者に対する法令等に基づく行政処分等の実施、法令等に基づく商品・サービス等の表示調査、指導、措置等の実施

……危害・危険情報の収集・分析、商品等の安全性に関する調査、情報提供等の実施

……消費生活協同組合法に基づく指導・監督の実施

……公衆浴場対策協議会の事務局、公衆浴場利用機会の確保のための各種助成施策の実施

……消費生活相談、被害救済、相談テスト、情報提供、消費者教育、消費者活動支援等の実施

……各種特定計量器等の検定・検査等及び普及啓発等の実施

……学校教育法及び私立学校法等に基づき私立学校（幼・小・中・義務教育・高・中等教育・特別支援・専修・各種）及び学校法人の認可・指導認可等について諮問する東京都私立学校審議会の運営、東京都所轄の学校法人に対し学校法人会計基準に関する指導

……私立学校振興助成法に基づき、私立の幼・小・中・高（全日・定時）・特別支援・通信制に対し経常費補助を実施、保護者の経済的負担の軽減を目的とする助成の実施、学校施設設備に関する補助等、各種補助の実施

……(公財)東京都私学財団が実施する東京都育英資金事業に対する補助の実施、東京都育英資金の返還事務

……（公財）東京都私学財団への助成等の事業支援

……フリースクール等に関連する支援事業の実施

……文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための東京都芸術文化評議会の運営等、「東京文化戦略2030」の推進、文化振興施策のための総合的企画、各方面との連絡調整及び各種調査、「東京都平和の日」記念行事などの事業を実施

……東京の魅力と活力の創出を図るため、「東京文化戦略2030」事業等の各種文化事業を実施、「アーツカウンシル東京」の取組を充実させること等による文化振興施策の戦略的展開、アーティストへの各種支援策を実施するとともに、公共空間を活動の場として提供

……文化施設（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、東京都庭園美術館、トーキョーアーツアンドスペース、東京都渋谷公園通りギャラリー）の管理運営

……（公財）東京都歴史文化財団、（公財）東京都交響楽団への助成・運営支援

３　生活文化局の計画

（１）　事業計画・方針

ア　共助社会づくりを進めるための東京都指針

ボランティア活動の推進を中心とした、都民一人ひとりが互いに支え合う社会の実現に向けた指針（平成28年２月策定）

イ　東京都多文化共生推進指針

日本人と外国人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する多文化共生社会実現に向けた指針（令和７年６月改定）

ウ　東京都男女平等参画推進総合計画

男女平等参画の促進に関する都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、以下の計画を一体的に策定（令和８年７月改定）

Ⅰ　東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画

Ⅱ　東京都女性活躍推進計画

Ⅲ　東京都配偶者暴力対策基本計画

エ　東京都消費生活基本計画

都の消費生活に関連する施策・事業を、「消費者の視点」に立って、計画的・総合的に推進するための基本指針。東京都消費生活条例に基づく基本計画及び消費者教育推進法に基づく都道府県消費者教育推進計画として策定（令和４年12月改定）

オ　東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～

2040年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した2022年度から2030年度までの長期計画（令和４年３月策定）

（２）　大規模施設等の新築・改築・改修

都有施設は、都の行政運営を支える基本となる施設であり、都民が様々な行政サービスを受けることができる身近な施設である。

また、災害発生時には、防災拠点としての役割を果たすなど、都民のみならず、東京を訪れる人々にとっても重要な施設である。

これらの都有施設は、良質な社会資本ストックとして次世代に継承していくため、維持更新を計画的かつ着実に行っていく必要がある。

都有施設は、昭和40年代後半から50年代及び平成一桁の時期にその多くが整備され、前者については、施設そのものの老朽化が進行しており、後者については、電気、空調、給排水などの設備を中心とした改修時期を迎えている。

そこで都は、平成21年２月に「主要施設10ヵ年維持更新計画」、平成27年３月に「第二次　主要施設10か年維持更新計画」、令和４年３月に「第三次　主要施設10か年維持更新計画」を策定した。

当局が所管する文化施設等についても、この計画に基づき、施設の劣化状況等を考慮し、都有財産の効果的な活用の観点から、計画的な改築・改修工事を実施している。

主な施設とその整備状況は、以下のとおりである。

○対象施設（令和８年８月現在）

・文化施設

施　　設　　名	新築	改築	改修	備考
東京都江戸東京博物館			○	大規模改修工事終了
東京都写真美術館			○	大規模改修終了
東京都現代美術館			○	大規模改修終了
東京都美術館			○	計画中
東京都庭園美術館		○	○	新館改築終了、本館大規模改修終了
東京文化会館			○	大規模改修工事中
東京芸術劇場			○	計画中

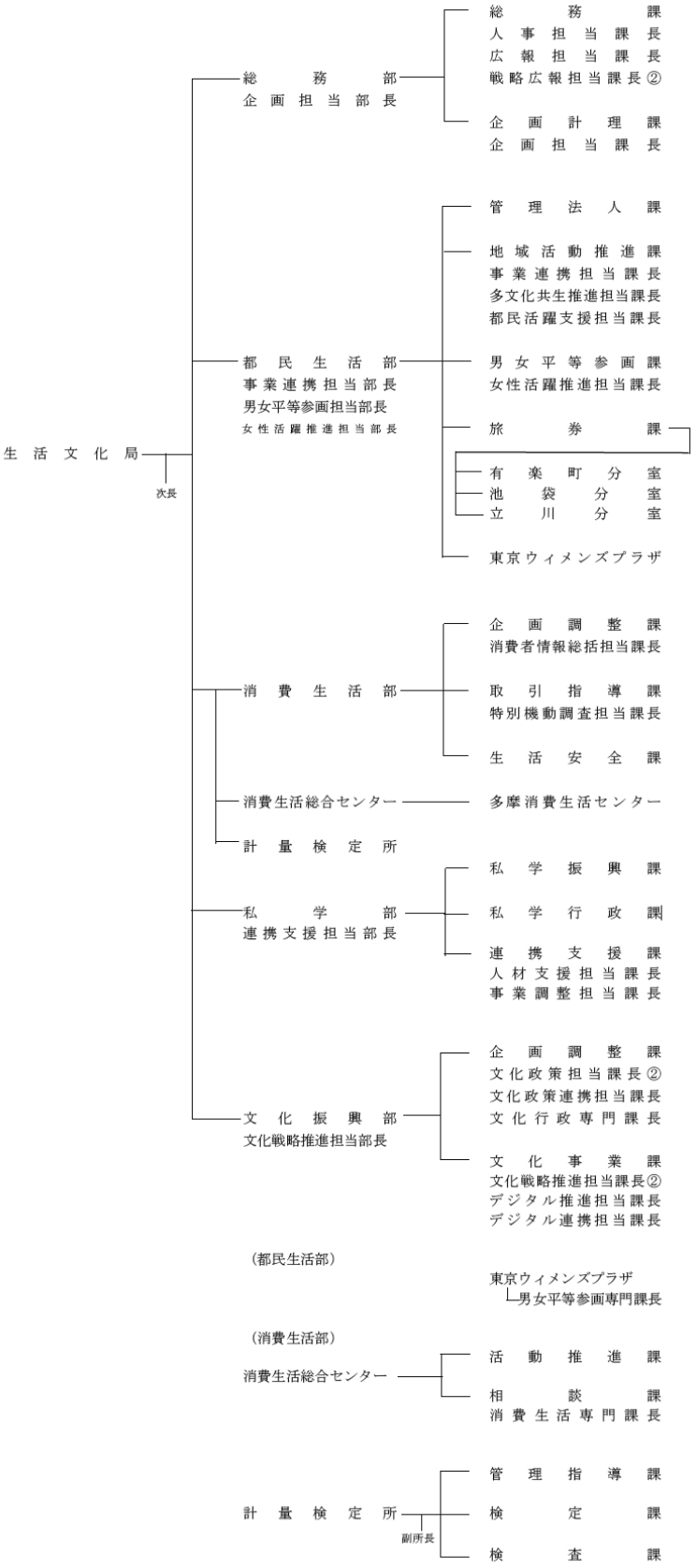
・その他の施設

施　　設　　名	新築	改築	改修	備考
東京都計量検定所		○		改築終了
タクシーメーター港南検査場		○		改築終了

組　織　・　定　数

1　生活文化局機構図

（令和８年４月１日現在）



2　課別分掌事務

部	課	分　掌　事　務
総　務　部	総　務　課	1　局の組織及び定数に関すること。 2　局所属職員の人事及び給与に関すること。 3　局所属職員の福利厚生に関すること。 4　局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5　局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6　局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7　局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。 8　局事務事業の管理改善に関すること。 9　局の契約に関すること。 10　局の財産及び物品の管理に関すること。 11　局事務事業の広報及び広聴に関すること。 12　局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること(デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。)。 13　局の所管に係る政策連携団体の指導及び監督に関すること。 14　都民安全総合対策本部及びスポーツ推進本部との連絡に関すること。 15　局内の他の部及び課に属しないこと。
	企画計理課	1　局事務事業の企画及び調整に関すること。 2　局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。 3　局の予算、決算及び会計（他の課に属するものを除く。）に関すること。 4　局事務事業の進行管理に関すること。 5　局事務事業に係る基礎的調査研究に関すること。 6　局事務事業の行政評価の実施に関すること。 7　局長の特命に関すること。
都民生活部	管理法人課	1　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に関すること。 2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく移行法人の監督に関すること(公益目的支出計画の履行の確保の範囲内に限る。)。 3　東京都公益認定等審議会に関すること。 4　公益信託に関する法律の施行に関すること。 5　宗教法人法の施行に関すること。 6　特定非営利活動促進法の施行に関すること。 7　部内他の課に属しないこと。

部	課	分　掌　事　務
都民生活部	地域活動推進課	1　地域活動等の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 2　多文化共生施策に係る企画、調整及び推進に関すること。 3　外国語による相談等に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
	男女平等参画課	1　男女平等参画施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2　東京都男女平等参画審議会に関すること。 3　男女平等参画に関する調査及び普及啓発に関すること。 4　配偶者等における暴力問題対策に関すること。 5　男女平等参画に係る国、区市町村その他関係機関との連絡に関すること。 6　東京ウィメンズプラザに関すること。
	旅券課 （有楽町分室） （池袋分室） （立川分室）	1　海外渡航の相談に関すること。 2　旅券に関すること。
	東京ウィメンズプラザ	1　プラザの施設の提供に関すること。 2　男女平等の推進に関する資料及び図書の収集、保管及び利用に関すること。 3　男女平等の推進に関する相談に関すること。 4　男女平等の推進に関する講演会、講習会等の主催並びに男女平等の推進にかかわる団体及び個人の相互交流の促進に関すること。 5　その他目的を達成するために必要な事業
消費生活部	企画調整課	1　消費生活行政の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2　東京都消費生活対策審議会に関すること。 3　消費生活情報の収集、管理及び提供に関すること。 4　国、他道府県及び区市町村の消費者行政との連絡調整に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 5　消費生活行政における調査分析に関すること。 6　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関すること。 7　国民生活安定緊急措置法の施行に関すること。 8　消費生活総合センターに関すること。 9　計量検定所に関すること。 10　部内他の課に属しないこと。

部	課	分　掌　事　務
消費生活部	取引指導課	1　不適正取引の防止対策に関すること。 2　割賦販売法の施行に関すること。 3　特定商取引に関する法律の施行に関すること。 4　消費者安全法（財産被害に関することに限る。）の施行に関すること。 5　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関すること。 6　商品及びサービスの表示の適正化に関すること。 7　商品の包装の適正化に関すること。 8　不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること。 9　家庭用品品質表示法の施行に関すること。 10　消費生活協同組合法の施行に関すること。
	生活安全課	1　商品及びサービスの危害の防止に関すること。 2　消費生活用製品安全法の施行に関すること。 3　生活関連商品等の流通に関すること。 4　商品及びサービスのテストの実施に関すること。 5　消費者安全法（危害防止に関することに限る。）の施行に関すること。 6　公設小売市場に関すること。 7　公衆浴場施設の確保対策に関すること。 8　公衆浴場入浴料金に関すること。 9　公衆浴場の経営安定に関すること。
私学部	私学振興課	1　私立学校助成金に関すること。 2　育英資金に関すること。 3　部内他の課に属しないこと。
	私学行政課	1　学校法人の設立及び解散の認可、指導並びに監督に関すること。 2　私立学校(学校教育法に定める学校に限る。)の設置及び廃止の認可、指導並びに監督に関すること。
	連携支援課	1　私立学校教員等の人材支援等に関すること（他の局及び課に属するものを除く)。
文化振興部	企画調整課	1　文化振興施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2　東京芸術文化評議会に関すること。 3　文化振興施策に係る国、区市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。 4　文化振興に係る情報の収集及び提供に関すること。 5　都民の日に関すること。 6　東京都平和の日に関すること。 7　名誉都民に関すること。 8　文化振興に係る都民顕彰に関すること。 9　東京文化戦略2030に係る企画、調整および推進に関すること。 10　部内他の課に属しないこと。

部	課	分　掌　事　務
文化振興部	文化事業課	1　芸術文化の活動支援に関すること。 2　芸術創造活動の振興に関すること。 3　文化活動に係る施設開放の推進に関すること。 4　東京文化会館に関すること。 5　東京芸術劇場に関すること。 6　東京都江戸東京博物館に関すること。 7　東京都美術館に関すること。 8　東京都現代美術館に関すること。 9　東京都写真美術館に関すること。 10　東京都庭園美術館に関すること。 11　文化施設の管理及び調整に関すること。 12　東京文化戦略2030に係る各種文化事業の実施に関すること。
消費生活総合センター	活動推進課	1　センター所属職員の人事､給与及び福利厚生並びに文書に関すること。 2　センターの予算、決算及び会計に関すること。 3　区市町村の消費生活行政に対する支援及び協力に関すること。 4　センターの事務事業の調整及び推進に関すること。 5　消費生活に係る情報の収集、提供及び管理に関すること（他の課に属するものを除く｡)。 6　消費者教育の推進に関すること。 7　消費者問題等に関する市民活動団体との協働及び自主的活動の支援に関すること。 8　東京都消費者被害救済委員会に関すること。 9　多摩消費生活センターに関すること。 10　センター内他の課に属しないこと。
	相談課	1　消費生活に係る相談情報システムの運用及び整備に関すること。 2　消費生活に係る相談処理に関すること。 3　消費生活に係る相談情報の収集、分析及び提供に関すること。 4　消費生活相談処理に伴う商品及びサービスのテスト並びに消費生活に係る技術情報の収集及び提供に関すること。
計量検定所	管理指導課	1　所所属職員の人事及び給与に関すること。 2　所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3　所の予算、決算及び会計に関すること。 4　計量行政の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 5　計量思想の普及啓発に関すること。 6　土地、建物、工作物等の維持管理に関すること。 7　所内の取締りに関すること。 8　計量関係事業場等の指導に関すること。 9　計量器製造・修理・販売事業の届出及び適正計量管理事業所の指定に関すること。 10　指定製造事業者の指定に係る検査及び指定製造事業者の指導に関すること。 11　所内他課に属しないこと。

部	課	分　掌　事　務
計量検定所	検　定　課	1　タクシーメーター、質量計、温度計（体温計を含む。）、皮革面積計、密度浮ひよう、圧力計（血圧計を含む。）、酒精度浮ひよう、浮ひよう型比重計、積算体積計、量器用尺付タンク及び積算熱量計の検定に関すること。 2　装置検査用基準器、質量基準器、面積基準器及び体積基準器の検査に関すること。 3　長さ計、質量計（集合検査に係るものを除く。）、圧力計、体積計等並びに物質の長さ、質量及び体積の受託検査に関すること。
	検　査　課	1　計量器の定期検査に関すること。 2　計量器の計量証明検査に関すること。 3　計量証明事業の登録及び指導に関すること。 4　質量計（集合検査に係るものに限る。）及び騒音計の受託検査に関すること。 5　指定定期検査機関に関すること。 6　指定計量証明検査機関に関すること。 7　計量及び計量器に係る立入検査等の措置に関すること。

3　課別職員定数表

（令和８年４月１日現在）

組織		定数			
部	課		事務	技術	技能・労務
総務部	総務課	32 (6)	32 (6)		
	企画計理課	15 (3)	15 (3)		
	計	47 (9)	47 (9)	0 (0)	0 (0)
都民生活部	管理法人課	29 (2)	29 (2)		
	地域活動推進課	30 (5)	30 (5)		
	男女平等参画課	17 (4)	17 (4)		
	旅券課	30 (4)	30 (4)		
	東京ウィメンズプラザ	12 (1)	12 (1)		
	計	118 (16)	118 (16)	0 (0)	0 (0)
消費生活部	企画調整課	16 (3)	16 (3)		
	取引指導課	19 (2)	19 (2)		
	生活安全課	12 (1)	7 (1)	5 (0)	
	計	47 (6)	42 (6)	5 (0)	0 (0)
私学部	私学振興課	34 (2)	33 (2)	1 (0)	
	私学行政課	18 (1)	18 (1)		
	連携支援課	20 (3)	20 (3)		
	計	72 (6)	71 (6)	1 (0)	0 (0)
文化振興部	企画調整課	31 (6)	31 (6)		
	文化事業課	34 (6)	31 (6)	3 (0)	
	計	65 (12)	62 (12)	3 (0)	0 (0)
消費生活総合センター	活動推進課	22 (2)	22 (2)		
	相談課	13 (2)	12 (2)	1 (0)	
	計	35 (4)	34 (4)	1 (0)	0 (0)

組織		定数			
部	課		事務	技術	技能・労務
計量検定所	管理指導課	15 (2)	10 (2)	5 (0)	
	検定課	26 (1)	1 (0)	25 (1)	
	検査課	19 (1)	1 (0)	17 (1)	1 (0)
	計	60 (4)	12 (2)	47 (2)	1 (0)
合計		444 (57)	386 (55)	57 (2)	1 (0)

※（ ）内は管理職数で内書き

予　算　・　決　算

1　予　　算

※予算額・項目は、当初予算を記載している。

⑴　総　　額

（単位：千円）

区　　分	令和８年度	令和７年度	増（△）減	増減率（%）
歳　　入　（Ａ）	101,580,079	59,746,567	41,833,512	70.0
歳　　出　（Ｂ）	350,273,000	328,074,000	22,199,000	6.8
差引一般財源(B)－(A)	248,692,921	268,327,433	△19,634,512	△7.3

⑵　歳入予算

（単位：千円）

科　　目	令和８年度	令和７年度	増（△）減	増減率（%）
使用料及手数料	1,989,459	1,999,733	△10,274	△0.5
国庫支出金	92,946,196	49,010,551	43,935,645	89.6
財産収入	65,504	65,387	117	0.2
繰入金	1,513,787	6,905,894	△5,392,107	△78.1
諸収入	305,133	307,002	△1,869	△0.6
都債	4,760,000	1,458,000	3,302,000	226.5
計	101,580,079	59,746,567	41,833,512	70.0

⑶　歳出予算

（単位：千円）

科　　目	令和８年度	令和７年度	増（△）減	増減率（%）
生活文化費	42,650,000	42,803,000	△153,000	△0.4
生活文化費	42,650,000	42,803,000	△153,000	△0.4
管理費	4,323,782	3,989,958	333,824	8.4
都民生活費	7,112,037	5,971,974	1,140,063	19.1
消費生活対策費	2,369,775	2,102,123	267,652	12.7
計量検定所費	439,543	442,730	△3,187	△0.7
文化振興費	28,404,863	30,296,215	△1,891,352	△6.2
学務費	307,623,000	285,271,000	22,352,000	7.8
私立学校振興費	307,301,000	284,954,000	22,347,000	7.8
管理費	4,028,550	1,880,719	2,147,831	114.2
助成費	303,272,450	283,073,281	20,199,169	7.1
育英資金費	322,000	317,000	5,000	1.6
育英資金費	322,000	317,000	5,000	1.6
計	350,273,000	328,074,000	22,199,000	6.8

（単位：千円）

債務負担行為	30,054,332	5,885,629	24,168,703	410.6

⑷ 事業別歳出予算

（単位：千円）

事項	令和８年度	令和７年度	増(△)減	増減率(%)
生活文化費	42,650,000	42,803,000	△153,000	△0.4
生活文化費	42,650,000	42,803,000	△153,000	△0.4
管理費	4,323,782	3,989,958	333,824	8.4
職員費	4,114,860	3,786,670	328,190	8.7
管理費	208,922	203,288	5,634	2.8
都民生活費	7,112,037	5,971,974	1,140,063	19.1
市民活動の促進	1,396,701	1,003,640	393,061	39.2
多文化共生推進事業	698,854	583,387	115,467	19.8
外国人に対する防災情報提供対策の強化	22,292	24,701	△2,409	△9.8
男女平等参画施策の企画調整	381,346	267,037	114,309	42.8
東京ウィメンズプラザの運営	1,251,722	1,183,227	68,495	5.8
海外渡航相談及び旅券発給	1,789,904	1,738,677	51,227	2.9
「地域力」向上に向けた取組	1,170,583	942,611	227,972	24.2
公益財団法人東京都つながり創生財団助成	366,790	195,277	171,513	87.8
都民専門相談事業	33,845	33,417	428	1.3
消費生活対策費	2,369,775	2,102,123	267,652	12.7
消費生活行政の企画調整	220,757	277,882	△57,125	△20.6
取引指導及び表示適正化事業	57,037	56,376	661	1.2
危害防止対策事業	42,853	42,853	0	0
消費生活協同組合の育成指導	9,000	9,000	0	0
公衆浴場対策	1,290,373	888,324	402,049	45.3
消費生活総合センターの運営	611,539	605,507	6,032	1.0
悪質事業者等から都民を守る対策の強化	21,462	20,808	654	3.1
多重債務問題に対する総合的な取組の推進	3,491	3,491	0	0
消費者行政活性化事業	113,263	197,882	△84,619	△42.8
計量検定所費	439,543	442,730	△3,187	△0.7
管理運営	89,717	113,869	△24,152	△21.2
計量器の検定	109,496	92,848	16,648	17.9
使用計量器検査等	240,330	236,013	4,317	1.8
文化振興費	28,404,863	30,296,215	△1,891,352	△6.2
文化振興施策の企画調整	9,781,244	12,591,177	△2,809,933	△22.3
芸術活動の発信支援	60,917	96,229	△35,312	△36.7
文化事業の推進	5,839,914	5,513,685	326,229	5.9
文化施設の運営	8,152,940	7,688,161	464,779	6.0
公益財団法人東京都歴史文化財団助成	975,003	922,257	52,746	5.7
公益財団法人東京都交響楽団助成	1,023,000	1,023,000	0	0
アーツカウンシル等による文化の創造・発信	2,571,845	2,461,706	110,139	4.5
学務費	307,623,000	285,271,000	22,352,000	7.8
私立学校振興費	307,301,000	284,954,000	22,347,000	7.8
管理費	4,028,550	1,880,719	2,147,831	114.2
職員費	688,764	627,280	61,484	9.8
管理費	3,339,786	1,253,439	2,086,347	166.4
助成費	303,272,450	283,073,281	20,199,169	7.1
私立高等学校経常費補助	76,638,156	74,270,538	2,367,618	3.2
私立中学校経常費補助	34,397,748	31,396,921	3,000,827	9.6
私立小学校経常費補助	8,883,011	8,443,428	439,583	5.2
私立幼稚園経常費補助	17,460,734	17,093,247	367,487	2.1

事　　項	令和８年度	令和７年度	増(△)減	増減率(%)
私立特別支援学校等経常費補助	2,733,913	2,866,250	△132,337	△4.6
私立通信制高等学校経常費補助	155,850	144,773	11,077	7.7
私立幼稚園教育振興事業費補助	452,880	550,307	△97,427	△17.7
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	633,472	614,656	18,816	3.1
私立専修学校教育振興費補助	675,712	651,126	24,586	3.8
私立専修学校特別支援教育事業費補助	143,158	201,429	△58,271	△28.9
私立専修学校職業実践専門課程推進補助	363,950	371,375	△7,425	△2.0
私立外国人学校教育運営費補助	95,055	89,805	5,250	5.8
産業・理科教育施設設備整備費補助	34,569	38,945	△4,376	△11.2
私立学校安全対策促進事業費補助	1,953,903	1,760,918	192,985	11.0
私立学校教育振興資金融資利子補給	431,887	250,560	181,327	72.4
私立学校省エネ設備等導入事業費補助	2,254,268	2,062,868	191,400	9.3
私立幼稚園等環境整備費補助	129,716	125,088	4,628	3.7
私立学校デジタル教育環境整備費補助	4,031,182	3,840,542	190,640	5.0
私立高等学校都内生就学促進補助	495,349	485,089	10,260	2.1
私立幼稚園預かり保育推進補助	840,516	915,874	△75,358	△8.2
認定こども園整備費等補助	580,632	579,866	766	0.1
私立幼稚園等施設型給付費負担金	10,028,610	9,260,683	767,927	8.3
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	2,335,387	2,069,745	265,642	12.8
私立幼稚園等特色教育等推進補助	76,311	64,003	12,308	19.2
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	535,694	483,963	51,731	10.7
私立専修学校教育環境整備費補助	537,487	526,616	10,871	2.1
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助	2,504,358	2,148,513	355,845	16.6
私立学校教育課題解決促進事業費補助	50,000	0	50,000	皆増
私立高等学校等就学支援金	86,581,795	23,191,369	63,390,426	273.3
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	443,928	336,832	107,096	31.8
私立高等学校等特別奨学金補助	8,015,067	64,250,851	△56,235,784	△87.5
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	2,268,239	1,946,334	321,905	16.5
私立中学校等特別奨学金補助	8,214,736	8,578,074	△363,338	△4.2
私立中学校等授業料保護者負担軽減臨時特別事業費補助	1,441,020	0	1,441,020	皆増
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	1,968	2,146	△178	△8.3
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	14,628	8,360	6,268	75.0
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	3,796,509	3,809,659	△13,150	△0.3
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	1,685	1,642	43	2.6
私立幼稚園等施設等利用費負担金	5,145,114	5,659,233	△514,119	△9.1
私立専修学校授業料等減免費用負担金	9,919,437	7,654,566	2,264,871	29.6
私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助	1,513,283	0	1,513,283	皆増
私立学校退職手当補助	4,266,089	4,226,700	39,389	0.9
私立学校教職員共済費補助	2,048,602	2,027,482	21,120	1.0
私立学校教育研究費補助	72,905	72,905	0	0
私立学校教員向け奨学金返還支援事業費補助	73,937	0	73,937	皆増
育英資金費	322,000	317,000	5,000	1.6
育英資金費	322,000	317,000	5,000	1.6
育英資金事業	265,521	265,528	△7	△0.0
事務費	56,479	51,472	5,007	9.7
計	350,273,000	328,074,000	22,199,000	6.8

⑸ 局予算額の推移（令和４年度～令和８年度）

区　分	令和４年度	令和５年度			令和６年度		
	予算額	予算額	前年度比		予算額	前年度比	
			増(△)減	%		増(△)減	%
	百万円	百万円			百万円		
一般会計（総額）	7,801,000	8,041,000	240,000	3.1	8,453,000	412,000	5.1
	千円	千円			千円		
生活文化スポーツ局合計	270,743,541	278,667,000	7,923,459	2.9	363,251,000	84,584,000	30.4
一般会計に占める生活文化スポーツ局予算の割合	3.49%	3.49%			4.30%		
管理費	7,212,877	8,469,245	1,256,368	17.4	8,842,887	373,642	4.4
都民生活費	4,708,738	5,617,250	908,512	19.3	5,268,781	△348,469	△6.2
都民安全推進費	1,651,771	1,760,696	108,925	6.6	2,375,079	614,383	34.9
消費生活対策費	1,478,680	1,818,532	339,852	23.0	1,871,311	52,779	2.9
計量検定所費	372,294	391,635	19,341	5.2	393,072	1,437	0.4
文化振興費	19,251,054	17,713,003	△1,538,051	△8.0	45,786,752	28,073,749	158.5
スポーツ総合推進費	8,207,140	10,578,759	2,371,619	28.9	11,222,670	643,911	6.1
スポーツ施設費	14,842,246	13,232,880	△1,609,366	△10.8	16,214,448	2,981,568	22.5
学務費	213,018,741	219,085,000	6,066,259	2.8	271,276,000	52,191,000	23.8

区　分	令和７年度			令和８年度		
	予算額	前年度比		予算額	前年度比	
		増(△)減	%		増(△)減	%
一般会計（総額）	百万円 9,158,000	—	—	百万円 9,563,000	百万円 405,000	4.4
生活文化局合計	千円 328,074,000	—	—	千円 350,273,000	22,199,000	6.8
一般会計に占める生活文化局予算の割合	3.58%			3.66%		
管理費	3,989,958	—	—	4,323,782	333,824	8.4
都民生活費	5,971,974	—	—	7,112,037	1,140,063	19.1
消費生活対策費	2,102,123	—	—	2,369,775	267,652	12.7
計量検定所費	442,730	—	—	439,543	△3,187	△0.7
文化振興費	30,296,215	—	—	28,404,863	△1,891,352	△6.2
学務費	285,271,000	—	—	307,623,000	22,352,000	7.8

※令和７年４月１日に生活文化スポーツ局から生活文化局に組織改正したため、令和７年度予算額における前年度比は「－」としている。

⑹　債務負担行為

（単位：千円）

事項		議決年度	期間	限度額
債務負担行為のⅠ	公衆浴場確保浴場融資利差補助	令和８年度	令和９～28年度	24,493
		平成28～令和７年度	平成29～令和27年度	111,922
	公衆浴場改善資金利子補給	令和８年度	令和９～29年度	154,090
		平成18～令和７年度	平成19～令和28年度	3,752,750
	公衆浴場事業承継資金利子補給	令和８年度	令和９～18年度	26,346
		令和７年度	令和８～17年度	26,346
	東京文化会館改修工事	令和８年度	令和９～10年度	23,619,337
	東京都美術館公募展示室照明設備改修工事	令和８年度	令和９年度	521,376
	旅券発給に関する電話相談業務委託	令和６年度	令和７～９年度	116,985
	計量検定所建物管理委託	令和８年度	令和９年度	19,820
	個別施設計画策定等業務委託	令和８年度	令和９年度	142,000
	計	令和８年度議決分		24,507,462
		過年度議決分		4,008,003
				28,515,465
債務負担行為のⅡ	私立学校教育振興資金融資損失補償	令和８年度	令和８～29年度	5,291,386
		平成21～令和７年度	平成21～令和28年度	130,522,147
	私立高等学校等入学支度金貸付損失補償	令和８年度	令和８～12年度	255,484
		令和４～７年度	令和４～11年度	997,191
	計	令和８年度議決分		5,546,870
		過年度議決分		131,519,338
				137,066,208

2　決　　算（令和７年度）

⑴　総　　額

（単位：円）

区　　分	予算現額	実　　績	増(△)減	増減率(%)
歳　　入　（A）	51,147,673,000	60,073,279,896	8,925,606,896	17.5
歳　　出　（B）	327,510,461,000	312,214,084,771	15,296,376,229	4.7

⑵　歳　　入

（単位：円）

科　　目	予算現額	収入済額	増(△)減	収入率(%)
使用料及手数料	1,999,733,000	1,543,375,561	△456,357,439	77.2
国庫支出金	49,010,551,000	55,917,787,191	6,907,236,191	114.1
財産収入	65,387,000	61,511,323	△3,875,677	94.1
寄附金	0	30,000	30,000	－
諸収入	72,002,000	2,550,575,821	2,478,573,821	－
計	51,147,673,000	60,073,279,896	8,925,606,896	117.5

⑶　歳　　出

（単位：円）

科　　目	予算現額	支出済額	増(△)減	執行率(%)
生活文化費	42,507,982,000	40,128,034,486	2,379,947,514	94.4
生活文化費	42,507,982,000	40,128,034,486	2,379,947,514	94.4
管理費	3,989,958,000	3,931,819,779	58,138,221	98.5
都民生活費	5,971,974,000	5,358,298,925	613,675,075	89.7
消費生活対策費	2,331,218,000	1,767,980,046	563,237,954	75.8
計量検定所費	442,730,000	414,406,699	28,323,301	93.6
文化振興費	29,772,102,000	28,655,529,037	1,116,572,963	96.2
学務費	284,934,001,000	272,017,574,574	12,916,426,426	95.5
私立学校振興費	284,617,001,000	271,773,028,749	12,843,972,251	95.5
管理費	1,880,719,000	1,482,478,278	398,240,722	78.8
助成費	282,736,282,000	270,290,550,471	12,445,731,529	95.6
育英資金費	317,000,000	244,545,825	72,454,175	77.1
育英資金費	317,000,000	244,545,825	72,454,175	77.1
諸支出金	68,478,000	68,475,711	2,289	100.0
諸費	68,478,000	68,475,711	2,289	100.0
国庫支出金返納金	68,478,000	68,475,711	2,289	100.0
計	327,510,461,000	312,214,084,771	15,296,376,229	95.3

⑷　実績（収入率、執行率）の推移

令和元年度	歳入	97.6%	歳出	96.6%	令和４年度	歳入	96.8%	歳出	94.7%
令和２年度	歳入	91.8%	歳出	93.3%	令和５年度	歳入	93.7%	歳出	93.3%
令和３年度	歳入	92.6%	歳出	94.5%	令和６年度	歳入	92.6%	歳出	93.1%

第2　事業の概要

都民生活、男女平等参画推進の施策 …… 25

消費生活の安定と向上のための施策 …… 51

私学振興等のための施策 …… 97

文化振興のための施策 …… 121

都民生活、男女平等参画推進の施策

1　地域活動・多文化共生の推進等 …… 32

2　法人の許認可等 …… 39

3　男女平等参画施策の推進等 …… 40

4　東京ウィメンズプラザの運営 …… 42

5　渡航事務 …… 47

6　政策連携団体への助成等 …… 49

都民生活、男女平等参画推進の施策

都民生活部は、幅広く都民生活を支援し、都民サービスの向上を図るため、地域活動及び多文化共生社会づくりの推進、法人の許認可、男女平等参画に関する施策の推進、女性の活躍推進の気運醸成及び旅券の発給等の事務を行っている。

主な事業は、次のとおりである。

１　地域活動・多文化共生の推進等

⑴　「共助社会づくりを進めるための東京都指針」（平成28年２月策定）に基づき、ボランティア活動を中心とした共助社会づくりの推進に関する事業を実施している。

⑵　町会・自治会が地域の課題を解決するために取り組む事業などを支援する「地域の底力発展事業助成」、「地域コミュニティ活性化事業」等を実施している。

⑶　結婚を希望しながらも一歩を踏み出せないでいる都民を社会全体で後押しするため、結婚に向けた気運の醸成に取り組んでいる。

⑷　「東京都多文化共生推進指針」（令和７年６月改定）に基づき、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいる。

⑸　主に外国人相談等の専門的な相談に対応し、適切に情報提供等を行っている。

２　法人の許認可等

⑴　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）等に基づき、東京都公益認定等審議会を設置し、公益法人の認定及び監督等を実施している。

⑵　宗教法人法に基づく宗教法人の認証等を実施している。

⑶　特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等を実施している。

３　男女平等参画施策の推進等

⑴　男女平等参画に関する施策の総合的な推進を図るため、調査、企画及び関係機関等との連絡調整を実施している。

⑵　東京都男女平等参画基本条例に基づき、女性の活躍推進に向けた気運醸成に関する取組を実施している。

⑶　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策を推進している。

４　東京ウィメンズプラザの運営

⑴　男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、様々な悩みに対応した相談事業を実施している。

⑵　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者等からの暴力被害相談、被害者支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

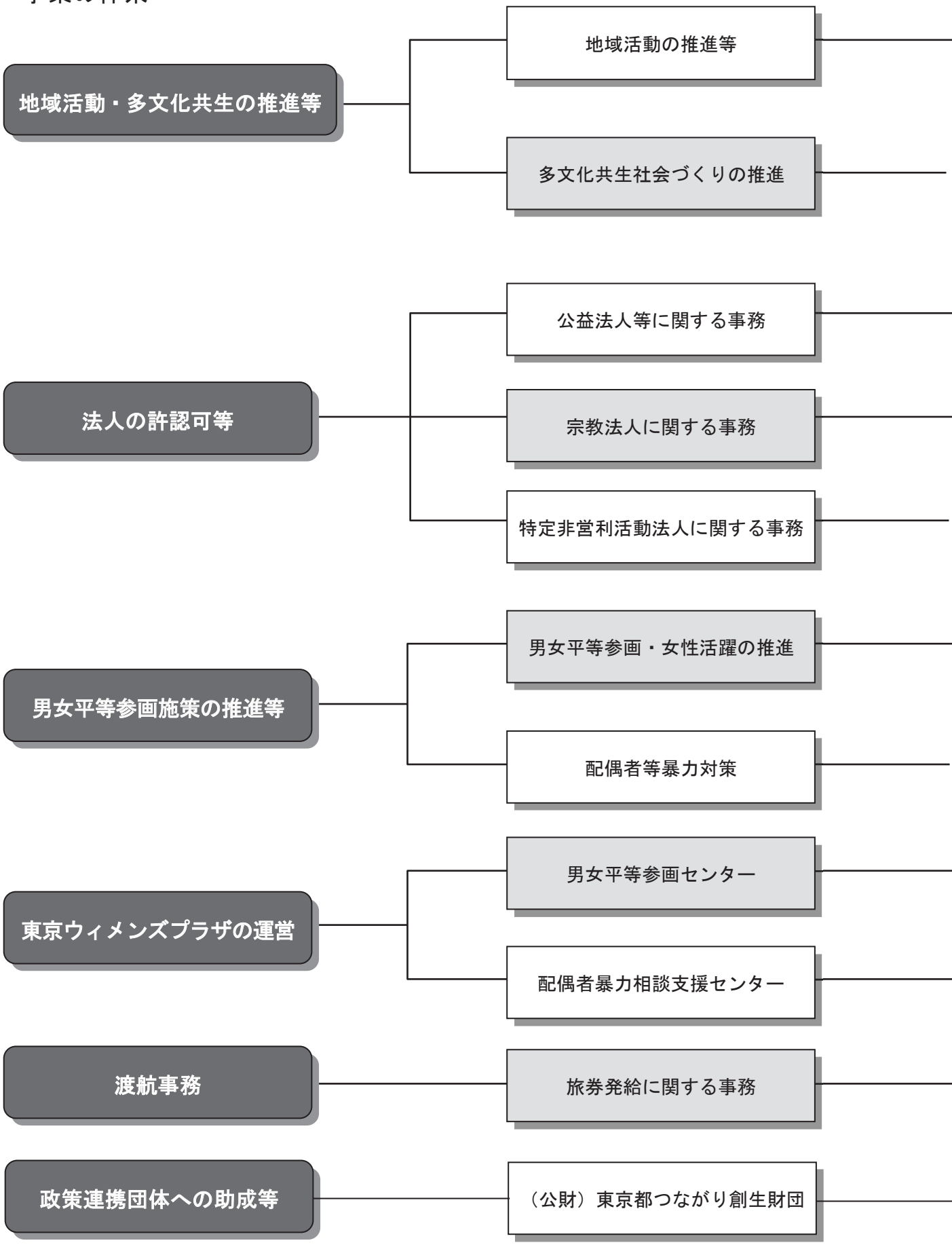
５　渡航事務

都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等を実施している。

６　政策連携団体への助成等

都における多文化共生社会づくり及び共助社会づくりの推進事業を実施する公益財団法人東京都つながり創生財団への助成を行っている。

事業の体系


地域活動・多文化共生の推進等
地域活動の推進等
多文化共生社会づくりの推進
法人の許認可等
公益法人等に関する事務
宗教法人に関する事務
特定非営利活動法人に関する事務
男女平等参画施策の推進等
男女平等参画・女性活躍の推進
配偶者等暴力対策
東京ウィメンズプラザの運営
男女平等参画センター
配偶者暴力相談支援センター
渡航事務
旅券発給に関する事務
政策連携団体への助成等
（公財）東京都つながり創生財団

・共助社会づくりの推進（ボランティア活動の推進、町会・自治会活動の支援）、結婚支援

・多文化共生社会づくりの推進
・東京都太田記念館の管理運営

・公益法人認定法等に基づく公益社団法人・公益財団法人の認定及び監督等の事務

・宗教法人法に基づく宗教法人の認証等の事務

・特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等の事務

・男女平等参画に関する施策の総合的推進
・女性の活躍推進に関する施策の実施

・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進

・男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、相談等の事業

・配偶者等からの暴力被害相談、被害者の支援等の事業の実施

・都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等の実施

・当財団への助成、運営支援の実施

1　地域活動・多文化共生の推進等（都民生活部地域活動推進課）

⑴　地域活動の推進

ア　共助社会づくりの推進（ボランティア活動の推進）

多様な主体と協働し、ボランティア活動を中心とする社会貢献活動の活性化を図るため、「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を平成28年２月に策定した。

同指針に基づき、東京2020大会を契機としたボランティア文化の定着を図るため、(公財)東京都つながり創生財団や東京ボランティア・市民活動センター等と連携し、東京ボランティアレガシーネットワークの運営やイベント・セミナーの開催など、共助社会づくりを進めるための様々な取組を進めている。

また、都民のボランティア活動に関する現状・意識等を把握するため、都民や団体（企業、大学等）のボランティア活動等に関する実態調査を実施している。

イ　災害時の対応・支援

災害時の地域におけるボランティアやＮＰＯなどの活動を広域的な視点から支援するため、東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成やアクションプラン推進会議の開催などを通して体制整備やネットワークづくりを平時から進めている。

平成25年10月に発生した大島の土砂災害、令和元年台風第15号・第19号による災害及び令和７年10月の台風第22号・第23号により発生した八丈島の災害に際しては、東京ボランティア・市民活動センターとの協働により「東京都災害ボランティアセンター」を設置し、被災地での災害ボランティア活動支援を実施した。

令和６年１月に発生した令和６年能登半島地震の際には、東京ボランティア・市民活動センター等と連携し、「東京　能登半島地震被災者支援ボランティアパッケージ」として、①被災地での支援プログラム、②東京での広域避難者支援プログラム及び③機運醸成プログラム（募金活動等）の３つの取組を一体的に実施した。

ウ　区市町村ＮＰＯ・共助担当職員連絡会議

地域における共助社会づくりの取組を進めるため、都と各区市町村のＮＰＯ・共助担当職員の協力により、連絡会議を開催している。

エ　自治総合センターコミュニティ助成事業

（一財）自治総合センターでは、コミュニティ活動の推進事業を通して宝くじの社会貢献広報を行うため、宝くじ受託事業収入を財源として、都道府県を通して次のような助成事業を実施している。都は、この制度の活用を図るため、区市町村に対して通知等の経由事務を行っている。

・一般コミュニティ助成事業
・地域防災組織育成助成事業
・コミュニティセンター助成事業
・青少年健全育成助成事業

・地域国際化推進助成事業

また、上記のほか（一財）自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業のうち、文化振興事業（宝くじ文化公演、宝くじまちの音楽会、宝くじふるさとワクワク劇場、宝くじおしゃべり音楽館）について、区市町村に対して通知等の経由事務を行っている。

オ　東京ボランティア・市民活動センター運営費補助

都民による自主的・自発的なボランティア活動等の市民活動の促進を図るとともに、行政とＮＰＯ・ボランティア・企業等との協働を推進していくため、（社福）東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの運営費補助を行っている。

⑵　「地域力」向上に向けた取組（町会・自治会活動への支援）

ア　地域の底力発展事業助成

地域の課題を解決するために、地域活動の担い手である町会・自治会が取り組む事業を支援する「地域の底力発展事業助成」（平成 19 年度からモデル事業として実施、平成 24 年度から本格実施、平成 29 年度に「地域の底力再生事業助成」から名称変更）を実施している。

対象事業としては、以下の４つの事業区分を設けている。

A　地域の課題解決のための取組
B　東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組
「防災・節電活動」、「子ども・若者育成支援、女性、子育て応援」、「高齢者等の見守り活動」、「防犯活動」、「多文化共生社会づくり」及び「東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組」（「デジタル活用支援」）
C　複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組
D　単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組

令和３年度に「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」の「高齢者の見守り活動」について、見守り対象をこれまでの高齢者のほか、子供や子育て世帯等にも広げ、「高齢者等の見守り活動」として拡充を行い、助成率を引き上げる特例を設定した。また、「東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組」として、町会・自治会活動におけるデジタルデバイド対策を支援するため、「デジタル活用支援」の事業区分を新設し、制度の充実を図るとともに、デジタルサービス局と連携した「講師おまかせスマホ教室」を実施している。

令和６年度から「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」の「青少年健全育成活動」について、子どもや若者が町会・自治会の行事に主体的に関与できる取組を増やしていくことを目的に、「子ども・若者育成支援」と区分名称を変更した。令和８年度からは、区分名称を「子ども・若者育成支援、女性、子育て応援」として、子ども・若者の育成に加え、地域で子育て等を応援する活動を取り上げ、地域全体で子育てや女性活躍を後押しする取組への支援を強化した。

・令和７年度助成対象事業数　990 件

イ　地域コミュニティ活性化事業

令和３年度から（公財）東京都つながり創生財団と連携し、町会・自治会が大学・企業・ＮＰＯ・ボランティア等の外部団体と連携して地域の課題を解決する仕組みの構築に向けて、外部人材の受け入れに対する町会・自治会の意識改革を進めるためのパイロット事業「まちの腕きき掲示板（令和３年度開始)」「町会・自治会応援キャラバン（令和４年度開始)」を実施した。

令和６年度から「まちの腕きき掲示板」は、プロボノ（※）の活用により町会・自治会が抱える運営上の様々な課題の解決に向けた支援を行う「地域の課題解決プロボノプロジェクト」（令和５年度まで実施）と統合して実施している。

令和７年度からは、パイロット事業で蓄積したノウハウを活用し、持続可能な運営につながる課題解決を目指す町会・自治会の伴走支援を行う区市町村をサポートする「区市町村向け伴走支援サポート事業」を実施している。

令和８年度からは、パイロット事業の事業報告イベントで得たノウハウを活用し、町会・自治会の課題解決に向けた事例の共有や、他の町会・自治会や企業・団体等とのつながりづくりを目的としたイベント「つながり広場（全都版)」を実施している。

※　プロボノ　企業の社員等が仕事を通じて培った経験・スキルを使って行うボランティア活動

ウ　町会・マンション　みんなで防災訓練

令和６年度から、町会・自治会とマンション住民におけるつながりの構築・強化を効果的に図るため、町会・自治会が近隣のマンションの管理組合と合同で開催する防災訓練を支援している。令和７年度から、連携先を集合住宅自治会及び賃貸マンションに拡大するとともに、町会・自治会に合同防災訓練で使用する資機材の購入経費の補助を実施している。

エ　区市町村共同実施事業（町会・自治会加入促進）

令和７年度から､町会･自治会の加入促進に向けた取組を東京都全域で加速させるため、区市町村と共同して、町会・自治会の加入促進にかかる地域の現状を分析し、加入促進に効果のある取組を実施・検証する。

オ　町会・自治会デジタル化推進助成

令和７年度から､町会･自治会が地域において行うデジタル化の推進を広域で後押しし、町会・自治会運営の活性化や効率化を図るため、回覧板や町会費徴収におけるデジタル化を支援している。

カ　町会・自治会（掲示板）を通じた都民への情報発信（東京都 かわら版）

令和７年度から、都の施策を都民に直接伝えるため、町会・自治会が所有する「まちの掲示板」に広報紙「東京都 かわら版」を掲示して情報を発信している。

キ　町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成

令和７年度から、町会・自治会が地域において行う備蓄の環境整備を広域で後押しし、災害時に共助の力が発揮できるようにするため、町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入及び修繕にかかる費用を支援している。

ク　東京都町会連合会との連携

町会・自治会の広域連合会である東京都町会連合会との連絡窓口として、意見交換・連携を図っている。

【東京都町会連合会の概要】

昭和 58 年に創立された都内唯一の町会・自治会の広域連合会で、区市町村単位の町会・自治会連合会組織を会員として構成されている。

・加入区市数：23 区８市（八王子・町田・府中・立川・昭島・調布・狛江・青梅）

・加入町会数：5,364 町会（令和８年４月１日現在）

⑶　結婚支援事業

結婚を希望しながらも一歩を踏み出せないでいる都民を後押しするため、社会全体で結婚を応援する気運の醸成及び出会いの機会の提供に取り組んでいる。

具体的には、結婚支援ポータルサイト「TOKYO ふたり STORY」（平成30年11月開設）での総合的な情報発信をはじめ、結婚に向けた気運醸成につながるイベントの開催やＡＩマッチングシステム、交流イベント、ＷＥＢによる個別相談等の結婚支援マッチング事業など、結婚を希望する都民への後押しとなる様々な取組を展開するほか、結婚を決めたカップルを対象として、都内の企業等と連携した、婚約・新婚カップルが協賛店で特典やサービスが受けられる結婚応援パスポート事業を実施している。

また、ライフプランを考える機会を提供するセミナーやライフデザインを楽しく描ける「東京ライフデザインシミュレーター」の提供により、人生の早い時期から結婚を含む自らの将来や生き方について、主体的に考えられるような機会や情報を提供している。

さらに、区市町村との連携会議や、結婚相談所、式場・婚礼関係等、マッチングアプリの団体が集まって議論する「結婚おうえんTOKYOミーティング」を開催し、他自治体や民間と連携も進めている。

特に、令和八年の「八」は、末広がりや横にするとインフィニティ（∞、永遠）など、おめでたい意味を持つことから、令和八年を「結婚のきっかけにしたい特別な１年」と位置付け、結婚に向けた後押しをさらに強化し、社会全体に結婚気運のムーブメントを広めていく。

⑷　多文化共生社会づくりの推進

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すため、「東京都多文化共生推進指針」（令和７年６月改定）に基づき、（公財）東京都つながり創生財団と連携し、多文化共生社会づくりの推進に資する各種事業を展開している。

ア　在住外国人向け情報発信

東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供する「東京都多文化共生ポータルサイト」の運営を行うとともに、東京での暮らしに有用な情報を掲載した「Life in Tokyo: Your Guide 東京で初めて生活する人のためのガイドブック」を 10 言語で発行している。

令和８年度からは、外国人がその国ごとに日常的に情報を収集する方法等を調査し、日本での生活に必要なルールの周知や災害時における行政からの情報等を確実に伝達できる情報発信ルートを構築する。加えて、外国人が日常生活に必要なルールやマナーをわかりやすく伝える動画等を制作し、新たに構築したルートやＳＮＳなどでの周知を通じて、外国人への情報発信を充実させていく。

イ　外国人相談窓口の運営

外国人等からの電話相談を 14 言語で受け付け、適切な窓口等につなぐ「東京都多言語相談ナビ（TMC Navi）」を（公財）東京都つながり創生財団に設置している。令和６年６月よりフリーダイヤル化し、悩みを抱え孤立し相談先のない方への対応を強化している。

令和４年３月には「ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口」を設置し、ウクライナ避難民及びその支援者等からの相談にも対応している。

また、区市町村等の窓口が言語対応できない場合に通訳サポートを実施しているほか、令和６年４月には「東京都外国人相談サポートサイト（T-NETs)」を立ち上げ、相談員同士のつなぎ先や支援情報の共有等を通じて、区市町村や国際交流協会など地域の相談窓口との連携を強化し、相談体制の更なる充実を図っている。

ウ　「やさしい日本語」の活用促進

外国人に迅速に正しい情報を伝えるための手段として阪神・淡路大震災を機に取組が始まった「やさしい日本語」について、子供や高齢者など多くの都民への情報提供やコミュニケーションにも有効な手段として、（公財）東京都つながり創生財団と連携し、都民や区市町村等に対し普及啓発・活用促進を図っている。

エ　地域日本語教育の体制づくりの推進

地域日本語教育の充実化を図るため、（公財）東京都つながり創生財団、区市町村と連携し、東京における地域日本語教育の体制づくりを推進している。

令和４年度には、東京における地域日本語教育の目標や、目指すべきレベルなどを「東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方」として整理し、各地域が本あり方を踏まえた取組ができるよう支援している。

また、（公財）東京都つながり創生財団において、令和３年度に構築した地域日本語教室のデータベース「東京日本語教室サイト」を運営し、都内各地域の日本語教室の広報支援を行うほか、令和６年度からは同財団に地域日本語教育コーディネーターを配置し、区市町村等が実施する地域日本語教育事業の課題について把握するとともに、その解決に向けた検討を共に行うなど地域日本語教育の体制づくりを支援している。

令和８年度には、地域における日本語教育の取組や外国人の学習状況について調査し、

学習機会の提供方法など、日本語を核とした外国人コミュニティと日本人社会の共生につながる取組等を検討する。

オ　日本語を母語としない子供等への支援

日本語を母語としない子供とその保護者の困りごとや相談に寄り添い、必要な情報や支援が行き届くよう、学校、地域、ＮＰＯ、行政機関等が連携した体制を構築するため、区市町村が多文化キッズコーディネーターを設置する取組を支援している。

令和８年度には、日本語を母語としない子供に関する知識を持った支援者の育成と支援体制の整備を目的とした研修を区市町村と協力して実施する。

・事業実績（令和７年度）　多文化キッズコーディネーター設置補助対象自治体　７区市

カ　在住外国人支援事業助成

都内在住外国人を支援するために民間団体等が実施するコミュニケーション支援などの事業に助成している（助成対象事業実施に要する経費の２分の１以内を助成。）。

・事業実績（令和７年度）　助成対象事業数　16件

キ　東京都防災（語学）ボランティア

災害時における被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・登録し、地域防災計画を踏まえた災害時の体制を整備するとともに、平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

・東京都防災（語学）ボランティア登録状況一覧（令和８年４月１日現在）

	言語種別	登録者数（人）	
		人　数	うちネイティブ
1	英　　語	331	2
2	中　国　語	64	22
3	韓　国　語	17	7
4	スペイン語	12	0
5	フランス語	11	0
6	ドイツ語	7	0
7	インドネシア語	5	3
8	ロシア語	3	0
9	タ　イ　語	3	0
10	ポルトガル語	3	0
11	タガログ語	3	1
12	ベトナム語	2	2
13	ミャンマー語	1	1
14	ネパール語	1	1
合　　計		463	39

ク　外国人への防災情報の提供

言語、生活習慣が異なり、地震の経験や知識がない都内在住外国人や海外からの旅行者等が災害時に適切な行動がとれるよう、外国語による防災知識の普及や情報提供体制の充実を図っている。

ケ　多文化共生コーディネーター研修

教育や医療など各分野における外国人支援の知識を有し、様々な団体との連携を各地域で包括的にコーディネートできる専門人材を育成するとともに、多文化共生に係る最新情報の提供や受講者間の人的ネットワーク構築を目的としたフォローアップ研修を（公財）東京都つながり創生財団と共催で実施している。

コ　ネットワークを活かした多文化共生社会づくりの促進

都内の国際交流協会、外国人支援団体、国際協力団体等が加盟する（公財）東京都つながり創生財団が事務局を務めるネットワークにおいて、課題の共有、情報交換、研修会の実施、多文化共生に関するイベントの開催などを行っている。

サ　東京都太田記念館の管理運営

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立てることを目的として都に寄贈した土地に建設した留学生宿舎である。



平成２年４月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成14年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れている。令和７年度には、入居対象となるアジア都市の対象を11都市から24都市に拡大している。

⑸　東京都外国人相談

外国人から寄せられる生活に関する相談から在留資格や家族問題など専門的な相談まで様々な相談に応じる。これらに対して適切な助言を行うとともに、専門的機関に関する情報を提供することにより、外国との制度や習慣の違いからくるトラブルに相談対応し、外国人と都政を結ぶ役割を果たしている。

・対応言語及び相談日時

対応言語	開設曜日	相談時間
英　語	月～金	午前９時30分～正午 午後１時～５時 （祝日・年末年始を除く。）
中国語	火・金	
韓国語	水	

・令和７年度実績

内容別相談件数

項　目	件数（件）	割合（%）
くらし一般	970	36.3
事件・事故	306	11.4
入国	299	11.2
婚姻・国籍	283	10.6
医療・社会保障	212	7.9
す　ま　い	177	6.6
し　ご　と	175	6.5
教育・余暇	163	6.1

経路別相談件数

区　分	件数（件）	割合（%）
来　訪	194	7.3
電　話	2,479	92.7
郵　送	1	0.0
計	2,674	100.0

消　費　者	71	2.7
生 活 環 境	18	0.7
計	2,674	100.0

2　法人の許認可等（都民生活部管理法人課）

⑴　公益法人等に関する事務

公益法人認定法等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、東京都公益認定等審議会及び会計部会を設置・運営し、公益認定等を行うとともに、事業実施報告、立入検査等により、公益法人等の継続的な指導監督を行っている。

また、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト（公益法人information）により、公益法人に関する情報提供を行っている。

併せて、公益法人制度に関連し、保険業法に基づく認可特定保険業者の監督、所得税法等に基づく寄附金の税額控除制度に係る証明等の事務を行っている。さらに、令和８年４月１日に施行された公益信託法等に基づき、公益信託の認可及び監督を行う。

・所管法人・公益信託数（令和８年４月１日現在）

	公益信託	公益法人			移行法人		
		社団法人	財団法人	計	社団法人	財団法人	計
知　事　所　管	8件						
教育委員会所管	10件	215	217	432	114	113	227
（共　管　数）	(0)	法人	法人	法人	法人	法人	法人
都　　計	18件						
全　国　計　※		4,155	5,591	9,746	2,687	2,993	5,680
		法人	法人	法人	法人	法人	法人

（※全国計…令和６年12月１日現在）

⑵　宗教法人に関する事務

宗教法人法に基づき、宗教法人の設立、規則変更、合併及び解散の認証、境内地・境内建物の非課税のための証明、法人規則等の謄本の証明等の事務を行っている。

・宗教法人数（令和８年４月１日現在）

神　　道　　系	1,569 法人
仏　　教　　系	2,858 法人
基　督　教　系	491 法人
諸　　教	773 法人
都知事所轄法人計	5,691 法人
全　　国　　計※	178,537 法人

（※全国計…令和６年12月31日現在）

⑶　特定非営利活動法人に関する事務

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する法人設立認証事務及び一定の基準を満たす法人に対する認定事務を行っている。認定特定非営利活動法人になると、寄附金について税制上の優遇措置を受けることができる。また、ＮＰＯ法人ポータルサイトにより都所管特定非営利活動法人の情報提供を行っている。

さらに、設立の認証があった日から６月を経過しても設立の登記をしない法人、毎事業年度の提出が義務づけられている事業報告書等を提出していない法人、その他法令等違反の法人に対しては、特定非営利活動促進法に基づく報告徴収や改善命令、設立の認証の取消し等を行い、当該法人名を公表するなど、所轄庁として特定非営利活動法人の適正な運営を支援している。

・特定非営利活動法人数（令和８年３月31日現在）

	都	全国
認証法人数	8,595 法人	49,079 法人
認定（特例認定）法人数	308 法人	1,323 法人

３　男女平等参画施策の推進等（都民生活部男女平等参画課）

⑴　男女平等参画施策の企画調整

ア　東京都男女平等参画推進会議

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都男女平等参画推進会議を設置している。

イ　国及び区市町村等との連絡調整

国、道府県、区市町村との連絡会議の開催等により、情報交換を行い、連携の推進を図っている。

⑵　東京都男女平等参画審議会の運営

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会を設置している。

⑶　総合計画の推進

ア　東京都男女平等参画推進総合計画

男女平等参画の促進に関する都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するため、「東京都男女平等参画推進総合計画」を令和８年７月に改定した。

(ｱ)　計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法及び東京都男女平等参画基本条例に基づく計画であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を一体的に策定している。

(ｲ)　計画期間：令和８年度から令和12年度

(ｳ)　計画の基本理念と４つのビジョン

「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」を基本理念とし、その実現に向け、取組を強化する。

ビジョン１：男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現

ビジョン２：雇用・就業分野における女性活躍の推進

ビジョン３：男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備

ビジョン４：配偶者暴力対策

イ　女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議

総合計画の推進に関して、都民及び事業者並びに都が連携・協力して取り組む場とするとともに、総合計画の達成状況の把握等を行う第三者機関として「女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議」を設置している。

ウ　アクションプラン及び年次報告の作成

男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、３年ごとの目標と目標に向けた年次計画としてアクションプランを作成、公表する。また、男女平等参画の状況、庁内及び都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成、公表する。

⑷　女性の活躍推進の気運醸成

東京の活力を高めるためには、大きな潜在力を有している女性の活躍が不可欠である。職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、女性も男性もいきいきと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けた、社会全体の気運醸成が重要である。

ア　東京都女性活躍推進大賞の贈呈

誰もが意欲と能力に応じて多様な生き方を選択できる社会の実現に向け、女性の活躍につながる取組を進める企業・団体及び個人に「東京都女性活躍推進大賞」を贈呈し、女性の活躍推進の気運醸成を図っている。

イ　Ｗｅｂサイト「ＴＥＡＭ家事・育児」の運営

社会全体で家事・育児を「ＴＥＡＭ」として考え、変えていくための、様々な情報やアドバイスを発信し、男性の家事・育児促進に向けた気運醸成を図っている。

ウ　性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への取組

性別に関する「無意識の思い込み」に気づくことを目的とし、キッザニア東京と連携した親子参加型のイベントの実施や、小学生新聞とのタイアップによる啓発に取り組んでい

る。また、企業等と連携し、日常生活に潜む「無意識の思い込み」に気づく機会を子供や大人に提供することを目的とした普及啓発企画を実施している。さらに、意識を変える率先行動として、都庁管理職向けアンコンシャス・バイアス研修を行っている。

エ　企業等との連携による女性活躍の推進

女性の参画が少ないＳＴＥＭ分野等における女性活躍を推進するため、企業等と連携した女子中高生向けオフィスツアーや、国際女性デーを契機とした特別企画を実施し、女子学生の進路・職業選択を応援する取組を推進している。

オ　男女平等参画の視点に基づく公的広報物ガイドラインの策定

庁内に男女平等参画の意識を浸透させるため、職員及び事業者が広報物を制作する際に活用するガイドラインを令和８年７月に策定した。

⑸　審議会等における女性委員の任用促進

都の政策形成の場である審議会等については、多様な価値観や発想を反映させることが必要である。このため、東京都男女平等参画基本条例において都の審議会等の委員構成について「男女いずれの性も40％以上」とするクオータ制を導入するなど、女性委員の任用率向上を図っている。

⑹　配偶者等暴力対策

ア　東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置している。

イ　配偶者暴力被害者支援に向けた啓発

被害者の早期発見、相談機関等の情報提供に係るパンフレットや啓発カード等を作成し、都民及び関係機関の理解を深めるため、様々な機会を活用して啓発を行っている。

ウ　配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業

配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルターや、国が策定した「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」を踏まえ、加害者プログラムを実施する民間団体等の先進的な取組を促進する事業に交付金を交付し、配偶者暴力被害者等支援の充実を図っている（対象事業実施に要する経費の10分の10を交付）。

・事業実績（令和７年度）　交付対象事業数　８件（うち４件は、配偶者暴力加害者プログラム事業費補助事業として実施）

４　東京ウィメンズプラザの運営（東京ウィメンズプラザ）

東京ウィメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協

力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を実施している。

⑴　講座・研修

ア　都内男女平等参画推進センター職員等の研修（男女平等推進担当職員研修）

地域の男女平等参画推進センターに対する支援強化のため、新任職員等を対象に研修を実施している。

イ　区市町村相談員養成講座

区市町村の相談員等の育成を図るため実施している。

⑵　民間活動支援

東京ウィメンズプラザフォーラムとして、講演会、ワークショップ等を通じて、都と民間団体等が一体となって情報を発信し、都民の男女平等参画意識の醸成を図っている。

⑶　情報提供事業

ア　図書資料室の運営

男女平等参画に関する情報（図書・資料・新聞・雑誌等）を収集し、都民に提供するとともに、図書などの利用について相談、助言（レファレンスサービス）を行っている。

- 所蔵図書　約72,000冊（令和８年３月31日現在）
- 利用者　27,442名（令和７年度実績）
- レファレンスサービス　719件（令和７年度実績）
- 図書貸出登録者数　1,229名（令和８年３月31日現在）

イ　インターネットによる情報提供

東京ウィメンズプラザの実施事業について、ホームページで情報提供を行い男女平等参画に関する普及啓発を図っている。

⑷　相談事業　※P46【相談件数の推移】参照

ア　一般相談

結婚・離婚・人間関係やセクハラの被害など、さまざまな悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。

具体的には、電話による相談を受け、相談者とともに問題を整理し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等を紹介している。

イ　特別相談

(ｱ)　法律相談

法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が面接相談で対応している。

(ｲ)　精神科医師による面接相談

精神的に不安を抱えている方の相談について、精神科医師が面接相談で対応している。

(ｳ)　男性相談

男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。

具体的には、男相談専門の相談員が電話による相談を受け、相談者とともに問題を整理し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等を紹介している。

ウ　スーパーバイズ

(ｱ)　スーパーバイズ（東京ウィメンズプラザ相談員向け）

複雑・多様化する相談事例について、外部の専門家を招いて指導・助言を受けることによりケースの円滑な解決を図るとともに、相談員の対応能力向上を図っている。

(ｲ)　スーパーバイズ（区市町村相談員向け）

区市町村の相談事業を担う相談員の対応能力向上のため、相談経験等が豊富な外部の専門家を招いて事例について指導・助言を受けるとともに、相談員同士の意見交換を実施している。

エ　ＴＯＫＹＯメンターカフェ

女性のちょっとした悩みや不安に、仕事や子育て等の経験のある都民がメンターとしてアドバイスをする相談サイト「ＴＯＫＹＯメンターカフェ」を運営している。

（令和８年度より男女平等参画課から事業移管）

⑸　配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能を有し、配偶者からの暴力被害相談、配偶者暴力被害者の支援、暴力防止に向けた各種事業を実施している。

ア　相談事業　**※P46【相談件数の推移】参照**

(ｱ)　被害者相談

電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。

なお、令和３年度より三者間多言語通訳サービスを活用し、５言語による相談を実施している。

(ｲ)　特別相談

a　配偶者暴力被害者のための法律相談

配偶者暴力被害者の離婚等法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。

b　精神科医師による面接相談

配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的とし、面接相談を実施している。

c　男性相談

配偶者暴力に関する男性からの電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施して

いる。

(ｳ)　ＬＩＮＥを活用したＤＶ相談

電話による相談を苦手としメールやＳＮＳに慣れている若年層等の相談環境を整備するため、令和３年度からコミュニケーションアプリ「ＬＩＮＥ」を活用したＤＶ相談を実施し、被害防止や救済等様々な支援につなげている。

(ｴ)　自助グループ活動支援

配偶者暴力の被害女性たちによる自助グループに対し、活動への支援を行っている。

(ｵ)　配偶者暴力対策ネットワーク会議配偶者暴力対策連携部会の開催

配偶者暴力対策関係機関の連携を促進するため、連携部会を開催している。

イ　講座・研修事業

都民向けの配偶者暴力防止講演会や被害者が自立して生活することを促進するための情報提供等の援助を目的とした各種講座、関係機関職員のための被害者支援に必要な知識等を提供する研修を実施している。

ウ　配偶者暴力被害回復のための子供広場

配偶者暴力のある家庭にいた子供に対して、心のダメージの回復を助けるために、遊びを通じた学習の機会を提供している。

エ　民間活動支援

(ｱ)　ＤＶ防止等民間活動助成事業

民間団体が行う配偶者暴力被害者支援等に係る活動に対して助成するとともに、専門的な知識や経験を持つアドバイザーを派遣し、活動を支援している。

・事業実績（令和７年度）　自主活動、施設の安全対策、連携事業等への助成　９件
助成対象事業実施に要する経費の10分の10を助成

・事業実績（令和７年度）　アドバイザーの派遣　８件

(ｲ)　配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成事業

民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成するため、研修を実施している。

(ｳ)　民間支援団体との連携

連携会議を設置し、被害者を支援するＮＰＯ等民間支援団体との間で実態・ニーズの共有化や解決策の検討を行っている。

オ　配偶者暴力対策区市町村支援事業

(ｱ)　コーディネート研修

区市町村における被害者支援体制の構築に資するため、関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な知識の習得を目的とした研修を実施している。

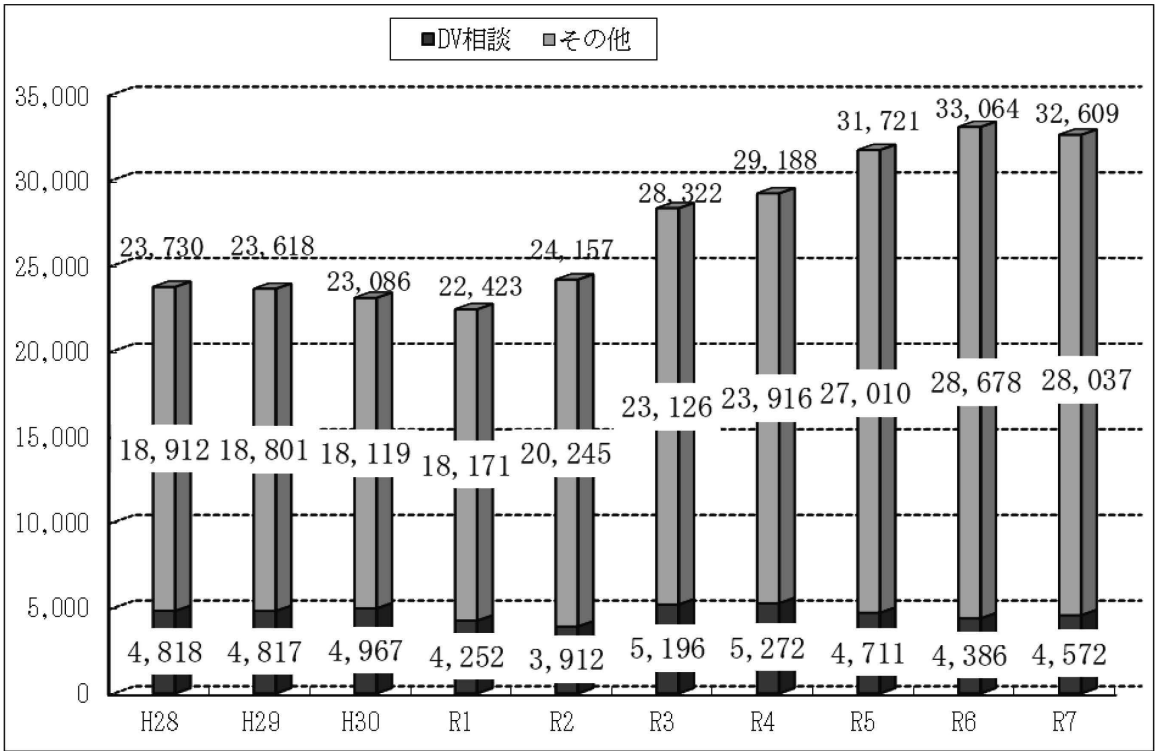
(ｲ)　区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備促進

区市町村における支援センター業務の充実を図り、支援センター機能整備を促進するための技術的支援を行っている。

(ｳ)　区市町村との連携

都と区市町村の配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るため、連携会議を開催するとともに、配偶者暴力に関する研修や説明会に参加しづらい区市町村に対しては、出前講座を実施するなど連携の強化に努めている。

【相談件数の推移】　（単位：件）



⑹　女性活躍推進事業

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジに向けて、女性活躍推進及び男女平等参画推進に関するセミナー等を開催している。

ア　若年女性・働く女性への支援

若年女性のキャリアアップを支援するため、心身の健康維持と活躍継続ができるような対処法や、自信を持ってキャリアの継続・選択ができる知識や能力を身に付けられるセミナーを実施している。また、女子中高生と女子大学生との交流を通じて進路選択への「性別に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気づき、将来の選択肢拡大と男女平等参画への理解促進を推進する座談会を開催している。

イ　男性の家事・育児への参画

ライフ・ワーク・バランスの実現には、女性も男性も家事・育児分担や育業取得等についての意識改革が重要なことから、家事・育児に関心がある男性や夫婦が共に参加できるセミナー等を開催している。

⑺　東京ウィメンズプラザの管理運営

ア　施設貸出

ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。

・総入館者数　（令和７年度実績）　　129,770人

・施設利用状況（令和７年度実績）

	利用件数（件）	利用人員（人）	利用率(%)
ホ　ー　ル	376	41,045	44
視聴覚室	1,611	22,407	55
第一会議室	1,078	11,725	55
第二会議室	1,133	7,772	58
第三会議室	535	2,531	55
合　　計	4,733	85,480	55

イ　都内男女平等参画（女性）センター館長等会議の開催

男女平等参画（女性）センター等の連携を図るため、民間の女性センターを含め、館長会議を開催している。

５　渡航事務（都民生活部旅券課）

都民の海外渡航に必要な旅券発給に関する事務、渡航相談等を行っている。

旅券は、海外において、それを所持する者の国籍と身分を証明する公文書であり、日本国政府が外国官憲に対し、それを所持する者を安全に旅行させ、必要があるときには保護、扶助を与えるよう要請する公文書である。

旅券には公用旅券と一般旅券の２種類があり、公用旅券は国（外務省）が直接取り扱い、一般旅券の発給については法定受託事務として都道府県が申請受付・作成・交付事務等を行っている。

《根拠規定等》

・旅券法（昭和26年11月28日公布）、旅券法施行令、旅券法施行規則

・地方自治法　第２条第９項第１号（法定受託事務）

・旅券法関係手数料条例（平成12年東京都条例第72号）

《主な動き》

・平成19年４月１日、島しょ地域９町村に対して旅券事務の一部を委託した。

・令和２年２月、2020年旅券（偽造防止能力を高めるため葛飾北斎「冨嶽三十六景」を査証欄ページのデザインに導入等）の発給を開始した。

・令和２、３年に世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延。旅券申請件数が大幅に減少した。

・令和４年の旅券法令改正により、令和５年３月27日からマイナポータルを活用した電子申請を導入した（更新のみ）。

・令和５年６月19日から手数料のクレジットカード決済を開始した（電子申請のみ）。

・令和７年３月24日より、新規申請も電子申請を可能とするとともに、偽変造防止のため、国立印刷局にて集中的に旅券を作成する集中作成方式を開始した。

・令和８年の旅券法令改正により、令和８年７月１日から手数料を改定（窓口申請：10年旅券16,300円→9,300円、５年旅券11,300円→4,800円。オンライン申請：10年旅券15,900円→8,900円、５年旅券10,900円→4,400円）し、18歳以上の５年旅券を廃止した。

・東京都の旅券窓口

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室
所在地	新宿区西新宿2-8-1 都議会議事堂 地下１階	千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館２階	豊島区東池袋3-1-3 サンシャインシティ・ ワールドインポート マート５階	立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店９階
面　積	951.86㎡	1,173.13㎡	556.58㎡	790.82㎡
開　設	昭和63年５月１日	昭和40年６月１日	昭和53年11月１日	昭和53年11月１日
受　付 時　間	○申請　月・火・水　９時～19時　木・金　９時～17時（土・日は休業） ○交付　月・火・水　９時～19時　木・金・日　９時～17時（土は休業）			
備　考	○標準処理期間　９日 ○旅券の有効期間　18歳以上；10年、18歳未満：５年 ○手数料　新規（窓口）10年9,300円　５年4,800円（うち東京都手数料2,300円） （オンライン）10年8,900円　５年4,400円（うち東京都手数料1,900円）			

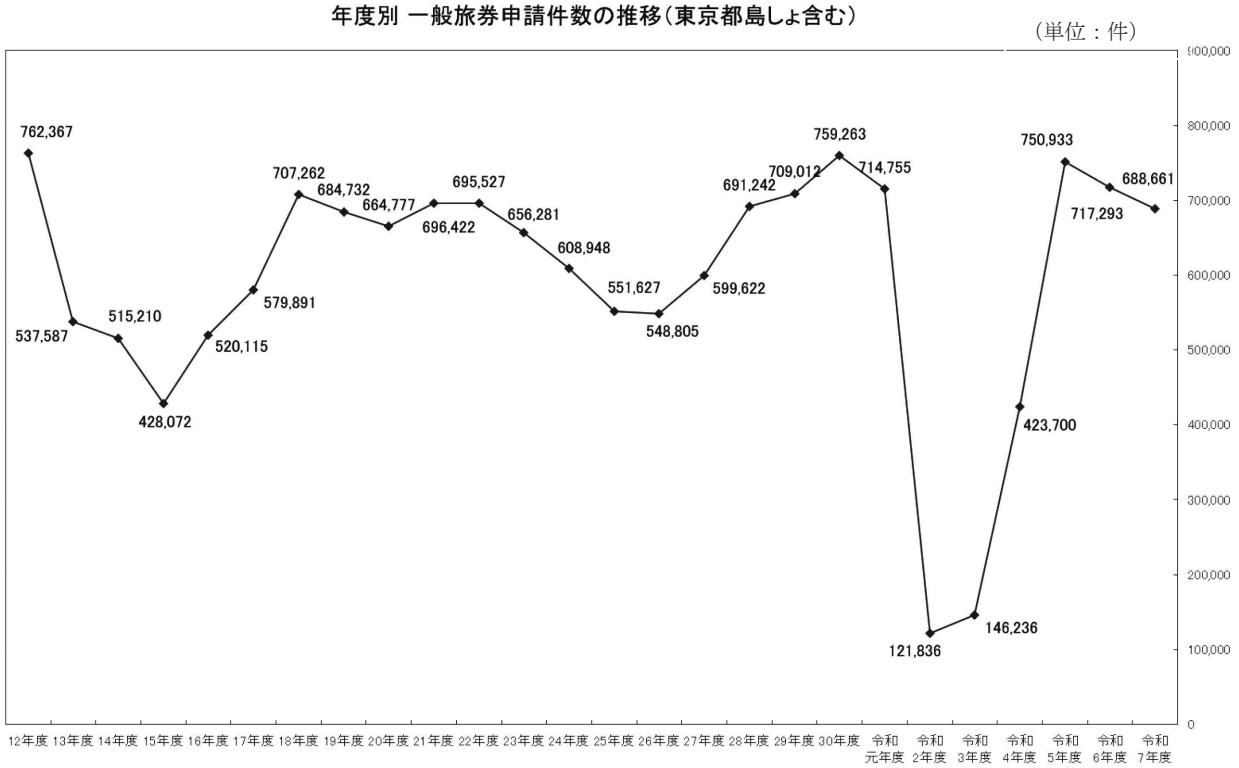
・令和７年度　旅券申請件数実績

	旅券課(新宿)	有楽町分室	池袋分室	立川分室	計
申請件数	208,146件	273,999件	98,591件	107,448件	688,184件
（構成比）	（30.3%）	（39.8%）	（14.3%）	（15.6%）	（100%）
うちオンライン申請	114,112件	142,245件	52,535件	52,637件	361,529件
（申請に占める割合）	（54.8%）	（51.9%）	（53.3%）	（49.0%）	（52.5%）

※　上記表には、島しょ申請件数は含まない（令和７年度：島しょ申請件数　477件）。

※　全国の一般旅券年間発行数　約349万件（令和７年）

年度別 一般旅券申請件数の推移（東京都島しょ含む）



６　政策連携団体への助成等

多文化共生社会づくりや共助社会づくりを推進する事業を実施し、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを目的として設立した（公財）東京都つながり創生財団に対し、その運営に要する経費の補助を行う。

【（公財）東京都つながり創生財団の概要】

・設立年月日　　令和２年10月１日
・所在地　　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　新宿ＮＳビル８階
・代表理事　　マリ・クリスティーヌ
・役員・評議員　　役員８名、評議員８名
・基本財産　　88,675千円　うち都の出捐金　88,675千円（100%）
・根拠法令等　　公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付要綱
　　公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱
・補助実績（令和７年度）運営費補助　785,126千円

消費生活の安定と向上のための施策

1　消費生活行政の企画調整 …… 56
2　取引指導事業 …… 61
3　安全対策事業 …… 67
4　消費生活協同組合の育成指導 …… 70
5　公衆浴場対策 …… 71
6　消費生活センター事業 …… 76
7　計量の適正化 …… 88

消費生活の安定と向上のための施策

都の消費生活行政は、商品事故、取引被害を防止するとともに、表示の適正化により消費者の適切な商品選択の確保策を講じるなど、消費者の生活を守るための諸施策を推進している。同時に、消費者と事業者間の構造的な情報力、交渉力の格差を埋めるため、消費生活相談、消費者教育、消費者への情報の提供等を通じた消費者支援を行い、消費者の権利の尊重と自立の支援を目指している。

主な事業は、次のとおりである。

１　消費生活行政の企画調整

消費生活に係る社会経済状況の変化に的確に対応し、消費生活関連施策を着実に推進するため、各種企画調整、情報の収集、調査分析等を行っている。

２　取引指導事業

不適正な取引行為や表示に対する調査等を行い、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行っている。

３　安全対策事業

商品・サービスの利用に伴う危害・危険を防止するための情報収集や調査分析を行い、その結果を都民に提供することで都民の安全な消費生活の確保に努めている。

４　消費生活協同組合の育成指導

消費生活協同組合法に基づく許認可、検査等を行うほか、各種相談、業務運営上の各種調査・指導等を行っている。

５　公衆浴場対策

都民の入浴機会を確保し、適正な公衆衛生水準を維持するために必要な公衆浴場に対する各種助成策を実施するとともに、東京都公衆浴場対策協議会の意見を聴取しつつ、適正な入浴料金統制額の決定を行っている。

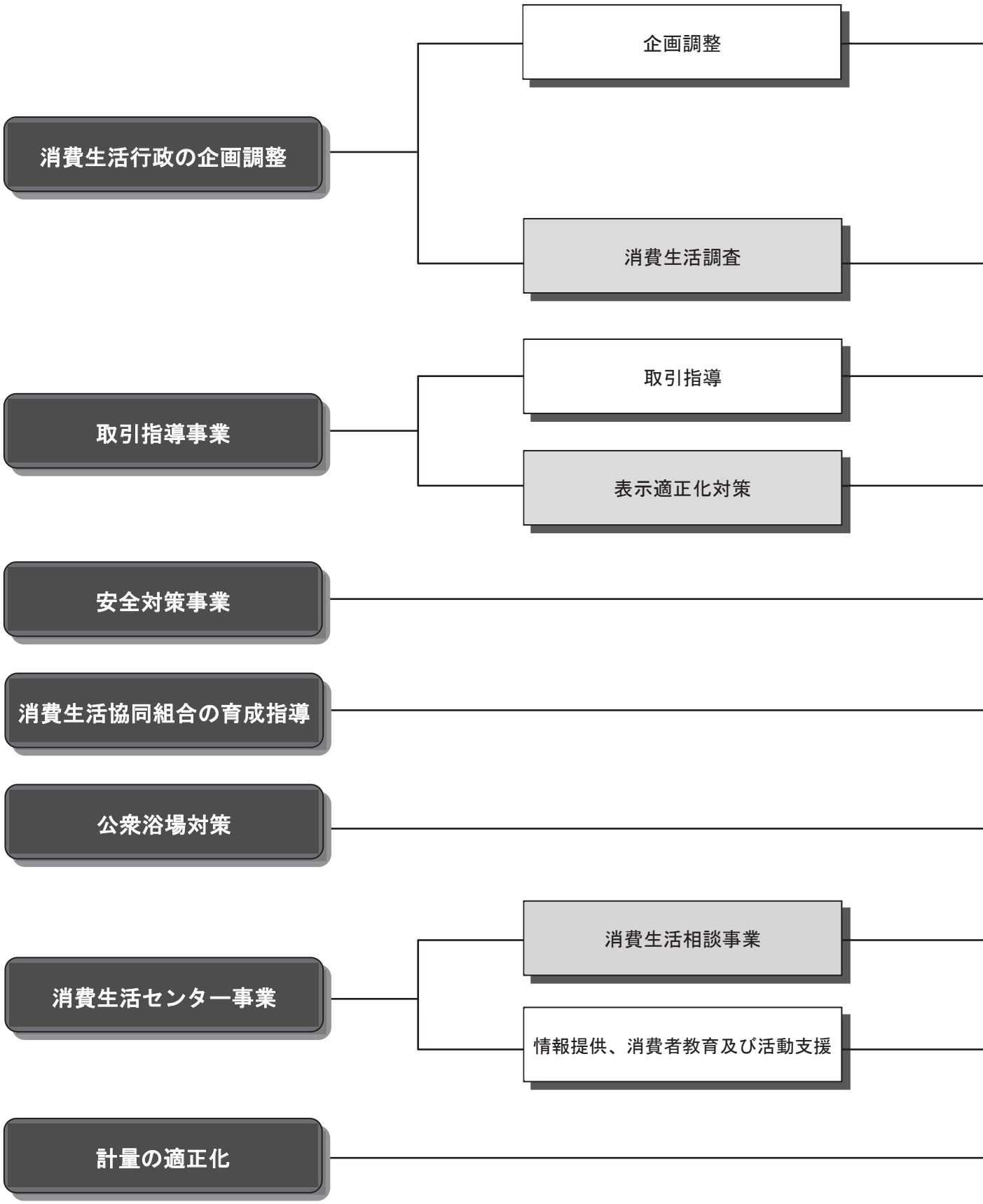
６　消費生活センター事業

消費生活を支援するため、消費生活相談、消費生活情報の提供及び被害防止啓発、消費者教育、消費者活動支援及び相談テスト等を行っている。

７　計量の適正化

適正な計量の実施を確保するため、製造・修理・販売事業者及び計量証明事業者の届出・登録等、各種特定計量器等の検定・検査及び普及啓発等の事業を実施している。

事業の体系


消費生活行政の企画調整
企画調整
消費生活調査
取引指導事業
取引指導
表示適正化対策
安全対策事業
消費生活協同組合の育成指導
公衆浴場対策
消費生活センター事業
消費生活相談事業
情報提供、消費者教育及び活動支援
計量の適正化

・消費生活対策審議会の事務局、基本計画の策定等各種企画調整事務の実施

・ホームページ「東京くらしＷＥＢ」及びＳＮＳ等による都民に向けた情報発信

・消費生活調査員調査等の実施

・不適正取引行為を行う事業者に対する法令等に基づく行政処分等の実施

・法令等に基づく商品・サービス等の表示調査、指導、措置等の実施

・危害・危険情報の収集・分析、商品等の安全性に関する調査、情報提供等の実施

・消費生活協同組合法に基づく指導・監督の実施

・公衆浴場対策協議会の事務局、公衆浴場利用機会の確保のための各種助成施策の実施

・消費生活相談、被害救済、相談テスト等の実施

・情報提供、消費者教育、消費者活動支援等の実施

・各種特定計量器等の検定・検査等及び普及啓発等の実施

1　消費生活行政の企画調整（消費生活部企画調整課）

⑴　東京都消費生活基本計画

東京都消費生活条例第43条は、「消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画」を、知事が策定すると定めている。

この規定に基づき、平成９年２月に策定し、その後改定を重ね、平成30年３月に改定した「東京都消費生活基本計画」により、全庁横断的に消費生活に関わる施策を総合的に進めてきた。

今後の消費生活を展望すると、国際的な目標であるＳＤＧｓの達成と、その先にあるカーボンニュートラルの世界を見据え、都民一人一人の参画による持続可能な社会の実現に向けた一層の変革が必要であり、また、新型コロナ感染症の感染拡大に伴い、ネット取引やキャッシュレス決済など消費行動のデジタル化が加速し、今後も不可逆的に拡大することが見込まれている。

このため、ＳＤＧｓ達成の重要なカギとなる都民による「サステナブルなライフスタイルの推進」と、「デジタル社会の急速な進展に伴う新たな課題への対応」を２つのポイントとして、令和４年12月に東京都消費生活基本計画を改定した。

この東京都消費生活基本計画関連施策の着実な推進を図るため、「東京都消費生活対策推進会議」等により庁内各局との連携を図っている。

《東京都消費生活基本計画の概要》

○　**計画の性格**

・東京都消費生活条例第43条に基づく基本計画及び消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく都道府県消費者教育推進計画

・都の消費生活関連施策・事業を、「消費者の視点」に立って、計画的・総合的に推進していくための基本指針

○　**計画期間**

令和５年度から令和９年度まで（５年間）

○　**計画の視点と政策の柱**

都民の安全で安心な消費生活の実現を目指し、計画を推進していくに当たって特に留意すべき事項を、計画を貫く視点として３つ掲げた。また、都における消費生活をめぐる現状を踏まえ、計画を体系的に推進していくため、５つの政策の柱と施策の方向性を設定し、３つの視点に留意しながら施策を展開していく。

（計画全体を貫く３つの視点）

視点１　主体的な消費行動への変革の促進

視点２　デジタル社会及びグローバル社会への対応

視点３　多様な主体との連携・協働による取組の強化

（政策の柱と施策の方向性）

政策１　消費者被害の未然防止と拡大防止

（１）被害防止のための注意喚起・情報発信

（２）高齢者の見守りによる消費者被害の防止と早期発見

政策２　不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成

（１）不適正な取引行為等の排除

（２）健全な市場の形成

政策３　消費生活の安全・安心の確保

（１）商品・サービスの安全の確保

（２）安心して商品・サービスを選択できる取組の推進

（３）災害時における消費生活の安心の確保

政策４　消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

（１）成年年齢引下げに対応した消費者教育の強化

（２）急速なデジタル化など社会状況の変化を踏まえた消費者教育の推進

（３）持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

政策５　消費者被害の救済

（１）消費生活トラブルの解決に向けた相談対応

（２）被害回復のための取組の推進

⑵　東京都消費生活対策審議会

都民の消費生活の安定と向上に関する基本的事項を調査審議するため、東京都消費生活条例第45条に基づき設置された知事の附属機関である。諮問を受け、消費者行政に関する方針や条例施行上の諸基準等を審議し答申する。

審議会委員は、知事が任命する30名以内で構成し、任期は２年。特別又は専門的な事項を審議する際は、臨時委員や専門員を置くことができる。

○　第28次消費生活対策審議会（令和６年５月20日～）

・東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

（令和７年12月22日答申）

○　第29次消費生活対策審議会（令和８年５月20日～）

⑶　東京都消費者教育推進計画

都の消費者教育を体系的に推進していくために、消費者教育推進法と国が定める「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、平成25年８月に策定した。

平成30年の改定に当たり、これまでの消費生活基本計画と消費者教育推進計画を一体のものとし、消費生活に関連する施策を総合的に推進する新たな消費生活基本計画として策定した。令和４年12月の基本計画改定においても同様とし、５つの政策の柱のひとつとして、消

費者教育の推進についての施策の方向性を設定している。

なお、計画に基づく消費者教育の推進については、消費者教育推進地域協議会で情報交換・調整及び連携を図り、同協議会の意見を踏まえて施策を推進していく。

⑷ エシカル消費の普及啓発

消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進していくため、「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル（倫理的）消費」の理念を、広く都民に普及啓発する取組を進めている。

令和４年度より、企業・団体とネットワークを構築し、エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出するプロジェクト「TOKYOエシカル」を立ち上げ、エシカル消費の実践につながる情報発信やパートナー企業・団体との協働事業を実施している（令和７年度末時点で295の企業・団体が参画。）。令和７年度より、子供向け啓発事業として「エシカルアクションコンテスト」やパートナー企業等の取組を支援するための助成事業を開始した。また、都民・パートナー企業等との協働によるキャンペーンを実施し、エシカル消費の気運を盛り上げる取組を展開している。このほか、消費者月間事業「交流フェスタ」において普及啓発を行っている。

⑸ 東京都多重債務問題対策協議会

多重債務者の生活再建、多重債務問題の防止・抑制を目的として、主要関係各局と弁護士会等民間団体とで構成される「東京都多重債務問題対策協議会」、庁内関係各局との連携を図る「多重債務問題対策庁内連絡会議」を平成19年８月に設置した。協議会の下に４つの部会を設置し、各方面から具体的施策を進めている。

⑹ 消費者団体訴訟制度連絡会

消費者団体訴訟制度は、消費者被害の未然防止又は被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟等をすることができる制度である。平成19年に適格消費者団体による事業者の不当な行為に対する差止請求が可能になり、平成28年には、特定適格消費者団体が消費者に代わって、事業者に対して消費者の財産被害の回復を求めること（被害回復訴訟）が可能になった。

都内に活動拠点を有する適格消費者団体（※１）及び特定適格消費者団体（※２）と区市町村代表、都で構成する「消費者団体訴訟制度連絡会」を平成19年に設置し、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が期待される役割を十分に果たし、制度が効果的に機能するよう、環境整備を図っている。

※１　特定非営利活動法人消費者機構日本、公益社団法人全国消費生活相談員協会

※２　特定非営利活動法人消費者機構日本

⑺　特定適格消費者団体に対する財政支援

都民の被害回復をさらに推進していくためには、被害回復訴訟制度が円滑に機能することが重要である。そのため、都内に住所を有する特定適格消費者団体が継続的・安定的に被害回復関係業務を遂行できるよう、平成29年度に団体に対する、訴訟資金等の無利子貸付制度を創設し、支援を行っている。

⑻　東京都消費者行政強化交付金

都はこれまで、平成27年４月に国が創設した「地方消費者行政推進交付金」に基づき創設した「東京都消費者行政推進交付金」により、事業の実施及び交付金事業を実施する区市町村への補助を行ってきた。平成30年４月に「地方消費者行政推進交付金」が「地方消費者行政強化交付金」に統合されたことに伴い、都は「東京都消費者行政強化交付金」を創設した。国の交付金により都自ら事業を実施するとともに、交付金事業を実施する区市町村に対して補助を行っている。

【国の交付金を活用して行われる「機能維持事業」】

①相談機能維持・未然防止強化型	消費生活相談機能整備・強化
	消費生活相談員養成
	消費生活相談員等レベルアップ
	消費生活相談体制整備
	市町村等の基礎的な取組に対する支援
	地域社会における消費者問題解決力の強化
②広域連携推進型	―
③地方消費者行政推進型	消費生活相談機能整備・強化
	消費生活相談員養成
	消費生活相談員等レベルアップ
	消費生活相談体制整備
	市町村等の基礎的な取組に対する支援
	地域社会における消費者問題解決力の強化
	消費者安全法第47条第２項の規定に基づく法定受託事務

【国の交付金を活用して行われる「機能強化事業」】

④相談・見守り連携強化型	―
⑤広域連携強化型	―
⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材確保）	担い手掘り起こし・養成
	実務訓練（ＯＪＴ）
⑦担い手確保、人材育成・強化型（人材強化）	特定領域相談対応力強化

	市町村支援力強化
⑧重点課題対応型 １．消費生活相談体制の充実・強化	消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備
	配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談対応力の強化
	専門的知識を要する相談への対応力強化
	国が指定するテーマの研修への参加
	国が指定するテーマでの研修開催
⑧重点課題対応型 ２．消費者の安全・安心の確保	消費者事故・被害の未然防止、見守り活動の活性化
	法執行体制の強化
	公益通報者保護制度の普及・啓発
	消費者団体訴訟制度の活用促進
	消費者安全法第47条第２項の規定に基づく法定受託事務
⑧重点課題対応型 ３．消費者教育等の推進	消費者教育の推進
	風評被害の払拭のための取組
	食品表示制度の普及・啓発
	エシカル消費の普及・促進
	消費者志向経営の普及・促進
	食品ロス削減の普及・促進
⑧重点課題対応型 ４．特に緊急的・集中的に対応が求められる取組	新ＰＩＯ－ＮＥＴシステムへの円滑な移行
	災害等に乗じた消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復

⑼　消費生活調査

消費者問題の実態を把握するとともに、問題に対する国の動向及び消費者又は事業者の先進的な取組等を把握するなど、消費生活施策の基礎資料を収集、提供している。

ア　都民の申出

東京都消費生活条例第８条においては、「都民の申出」制度を設け、都民がこの条例を積極的に活用し都政の運営に参加する道を開いている。

イ　消費生活基本調査

消費生活行政を効果的に展開するため、基本調査を実施し、消費者を取り巻く動向や被害の実態を的確に把握している。その結果は、施策展開の基礎資料として活用している。

ウ　消費生活調査員による調査

市場ルールの遵守状況調査や市場監視、消費者を取り巻く環境や課題の把握等を都民との協働により実施するため、消費生活調査員を設置している。都民300人の調査員（食品表示調査100人、表示・広告調査100人、計量調査100人）により小売店舗等における商品についての表示等の調査を実施し、調査結果を事業者指導等に活用しているほか、都が必要と判断したテーマによる調査を実施する。また、災害時かつ都が必要とするときに、災害時緊急調査として、小売店舗等における物資の流通状況等の調査を実施する。

・事業実績（令和７年度）

	第１回	第２回	第３回
① 食品表示調査	カット野菜及びカットフルーツの表示	切干大根・乾しいたけの原料原産地等の表示	味付めかぶ・味付もずくの原料原産地等の表示
② 表示・広告調査	最上級表現の打消し表示に関する広告	定期購入等に関する広告（ＷＥＢ）	化粧品及び医薬部外品に関する広告
③ 計量調査	量目調査	量目調査	量目調査

⑽ ホームページ「東京くらしＷＥＢ」等の運営

消費生活に係る様々な問題について的確に情報を提供し、都民の消費者意識の高揚と主体的かつ合理的な消費行動を促進し、消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、ホームページ「東京くらしＷＥＢ」を運営している（平成19年１月開設、平成24年４月リニューアル、令和５年３月デザインリニューアル）。

また、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）（『東京都 くらし・住まい』等）、Ｆａｃｅｂｏｏｋ（『東京都消費生活』）を活用するほか、メディアアプローチを通じ、消費生活関連情報を効果的に都民に発信している。

⑾ 消費者事故等情報の消費者庁への通知

消費者安全法に基づき、相談情報等により得られた消費者事故等情報を消費者庁へ通知している。

２ 取引指導事業（消費生活部取引指導課）

⑴ 悪質事業者の取締り強化

多発・深刻化している不適正取引行為による消費者被害から都民の暮らしを守るため、悪質事業者を取り締まる「特別機動調査班」を設置し、警視庁とも連携しながら、特定商取引法や東京都消費生活条例等に基づく事業者調査を行っている。調査結果をもとに事業者を指導し、また、特定商取引法に基づく業務停止命令等の厳格な処分を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めている。

平成25年度からは、多数消費者財産被害に係る消費者安全法の調査権限を受任し、都内所在の事業所等に対する調査を担当している。

悪質事業者による消費者被害の拡大を防止するため、平成25年５月から「悪質事業者通報

サイト」を「東京くらしＷＥＢ」上に開設し、都民からの通報をもとに、処分、指導及び注意喚起を行っている。平成30年度には「情報管理班」を設置し、収集した事業者情報や適用法令を多角的に分析し、事業者調査の着手に迅速に繋げることにより、悪質事業者の取締りを強化している。

また、令和７年度は、点検商法やレスキュー商法などの不適正な取引手法により深刻な消費者被害を生じさせた訪問販売事業者に対して行政処分を行うとともに、定期購入に関して誤認を招く表示を行う通信販売事業者等への監視を強化し、不適正な取引行為に対する迅速な指導等を実施した。

ア　行政指導

東京都消費生活総合センターからの通知や都民からの通報等で探知した不適正取引行為の情報をもとに事業者の調査を行い、是正指導を行う。　（単位：件）

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
指導実施件数	82	84	77	80	103

イ　行政処分、勧告等

不適正取引行為を繰り返す等の悪質事業者に対して、特定商取引法に基づく業務停止命令、指示及び業務禁止命令並びに東京都消費生活条例による是正勧告等を厳正に行い、事業者名等を公表する。また、消費者被害の発生と拡大を防止するため、消費者安全法等に基づく調査の経過・結果について情報提供する。　（単位：件）

年度／内容	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
業務停止命令実施件数	2	9	6	8	5
指示実施件数	2	9	6	11	5
業務禁止命令実施件数	2	9	4	5	7
是正勧告等実施件数	0	0	0	0	0
情報提供(事業者名含む) 実施件数	0	0	0	0	0

※件数は重複あり

⑵　悪質事業者取締りの首都圏ネットワーク

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県の１都４県では、広域的に事業展開する悪質事業者に対応するため、「五都県悪質事業者対策会議」を設置し、情報交換や同時行政処分、合同指導などを行っている。

⑶　行政処分に協力した消費者に対する「支援プログラム」

迅速かつ適切な行政処分を執行していくには、実際に被害を受けた消費者から状況を聞き、事実を明らかにしていくことが必要である。消費者が事業者からの嫌がらせ等について心配することなく、安心して都に協力することができるよう、平成21年４月から行政処分に協力

した消費者に対する「支援プログラム」を実施している。

※支援の内容：①東京都による事業者への警告　②専門家（弁護士）による助言
③訴訟等に際しての弁護士費用の助成又は貸付

⑷　架空請求対策

平成17年３月から架空請求対策事業を開始し、架空請求専用相談電話として「架空請求110番」（東京都消費生活総合センターに設置）、架空請求専用サイト「ＳＴＯＰ！架空請求！」における「架空請求都民通報窓口」等を設置した。都民から寄せられた通報について、東京都消費生活条例違反の有無を確認し、違反認定した架空請求行為は、事業者名・サイト名等を都民に情報提供している。また、架空請求に使用された携帯電話の利用停止やサイトの削除を関係機関に要請するとともに警視庁・消費者庁等の関係機関に情報提供を行っている。

⑸　割賦販売許可業者指導（割賦販売法関係）

都内にのみ営業所等を有する前払式特定取引業者（いわゆるデパートや専門店の友の会、冠婚葬祭互助会等の事業者のうち２ヶ月以上３回以上に分割して代金を受領することを条件とする者）に対する立入検査及び報告徴収を実施する。

・事業実績（令和７年度）　（単位：件）

事業区分		事業者数	報告徴収件数	立入検査件数	改善指摘件数
前払式特定取引業者	友の会	7 事業者	1	2	1
	互助会	10 事業者	2	3	3
計		17 事業者	3	5	4

⑹　表示適正化対策

ア　品質表示等適正化（家庭用品品質表示法、東京都消費生活条例関係）

(ｱ)　家庭用品品質表示法に基づく表示等の適正化

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、消費者の利益を保護するため、職権探知、消費者からの情報、関係機関からの通知等により、家庭用品品質表示法に基づき、適正表示遵守のため調査、指導、国への移送等を行う。

なお、都の事業者指導権限は、都内にのみ店舗・事務所が存在する小売事業者が表示者となる場合に限られるため、製造事業者・広域販売事業者が表示者である商品について不適正な表示が認められた場合は、国に移送している。

また、都内における表示状況を調査し、不適正な表示について指導するため、店舗への立入検査を実施している。

法改正により、平成24年４月１日から区・市に権限が一部移譲されたため、都は町村部店舗の立入検査を行う。

・指導等実績（令和７年度）　（単位：件）

指　示	指　導	移　送	合　計
0	0	0	0

・立入検査実績〔法定立入検査〕（令和７年度）　（単位：件）

検査品目	検査店舗数	検査件数	不適正件数
法の対象品目	８店舗	52	0

(ｲ)　東京都消費生活条例に基づく表示等の適正化

法令に基づく規制のない商品・サービスの表示等については、東京都消費生活対策審議会の答申を得ながら、東京都消費生活条例に基づき、品質等の表示、保証表示、単位価格・販売価格表示及び適正包装の確保等について遵守すべき事項又は必要な基準を定め、消費者の合理的な商品・サービス選択のための環境を整備し、消費者の権利の確保を図っている。また、職員による店舗立入調査等を実施し、事業者指導等必要な措置を行うとともに、東京くらしＷＥＢ等により、消費者に対する普及啓発、事業者に対する周知徹底を図っている。

・品質表示及び保証表示等の告示品目（令和８年４月現在）　（単位：品目）

区　分		品目数
品質等表示	食品関係	4
	家庭用品関係	9
	サービス関係	3
	自動販売機により販売される商品類	4
品質等の保証表示		71
単位価格等の表示		68

・立入調査実績（令和７年度）

調査品目	調査店舗数	調査件数	不適正件数	指導事業者
品質等表示（家庭用品関係）	12店舗	122件	0件	0事業者
単位価格等	12店舗	203件	70件	1事業者

イ　景品表示適正化（景品表示法関係）

不当な景品類及び不当な表示による顧客の誘引を防止するため、職権探知、消費者からの情報、関係機関からの通知等により、景品表示法に基づく調査・指導等を行っている。

このほか、公益社団法人日本広告審査機構（ＪＡＲＯ）や各公正取引協議会などの民間自主規制機関との連携により事業者への啓発を図るなど表示適正化を推進している。

・指導等実績（令和７年度）　（単位：件）

区　分	指　導　等			相　談　等	
	措置命令	指　導	計	相　談	電話問い合わせ
景　品	0	5	5	0	252
表　示	2	450	452	0	
計	2	455	457	0	252

(ｱ)　消費生活調査員による表示・広告調査

消費生活調査員（表示・広告調査員100人）からの報告を受け、不当表示等に対する指導を行っている。

・事業実績（令和７年度）

	調　査　対　象	回答総数	指導事業者数
第１回	最上級表現の打消し表示	94件	10事業者
第２回	定期購入等に関する表示	93件	7事業者
第３回	化粧品及び医薬部外品に関する表示	90件	6事業者

(ｲ)　健康食品の試買調査

保健医療局と連携し、試買調査に基づく指導を行うとともに、講習会において事業者に対し、各法令の周知徹底を図っている。

・事業実績（令和７年度）　（単位：件）

調　査　件　数	薬機法等複数の法令のいずれかに違反している件数	うち景品表示法に基づく指導件数
125	118	45

(ｳ)　五都県広告表示等適正化推進協議会

広域的、効果的に表示適正化を推進するため、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県の１都４県で「五都県広告表示等適正化推進協議会」を設置し、景品表示法に違反するおそれのある広告・表示の合同調査・指導等を行っている。

・事業実績（令和７年度）

調査指導対象	指導事業者数
ＳＮＳ等のバナー広告から遷移したＷｅｂサイト等における表示	３事業者（４件）

※上記の指導事業者数は都が関与した件数。五都県全体の指導事業者数は６事業者（７件）

(ｴ)　インターネット広告への対応

インターネット通信販売では、商品選択等における消費者の情報源が、インターネット上の情報に限定され、表示内容による誤認を招きやすい傾向がある。このため、平成21年度からインターネット上の広告・表示についての監視を開始し、景品表示法に違反するおそれのある広告・表示について、事業者への指導を行っている。

・事業実績（令和７年度）

監　視　件　数	指　導　件　数	指導事業者数
16,000件	178件	163事業者

(ｵ)　ＳＮＳ広告等への対応

近年では、ＳＮＳ等において景品表示法に違反するおそれのある広告・表示（以下「不当表示」という。）が多数出稿されており、関連する消費生活相談も急増している。このため、令和６年度からＳＮＳ等における広告・表示についての監視を本格的に開始し、検出された不当表示について、事業者への指導を行っている。

・事業実績（令和７年度）

調　査　件　数	指　導　件　数	指導事業者数
320件	199件	149事業者

(ｶ)　「東京デジタルＣＡＴＳ」の取組

インターネットやＳＮＳなどでの広告における悪質な不当表示の根絶を目指すため、令和５年度に「東京デジタルＣＡＴＳ」を発足した。ＳＮＳ等に表示される不当なインターネット上の広告への対応力を強化するため、高い専門性を備えた助言員チームを導入するとともに、事業者・都民への情報発信などを実施している。

令和７年度には、デジタル広告表示適正化対策専門助言員による専門助言や、東京くらしＷＥＢ・ＳＮＳ等を活用した注意喚起等を行った。



東京デジタルCATS
CLEAN ADVERTISING TEAM OF SPECIALISTS

(7)　事業者向けコンプライアンス講習会

事業者による、法令を遵守した事業活動と消費者保護に向けた取組が推進されるよう、景品表示法、特定商取引法等の関係法令の概要説明、法令違反事例の解説等を行う集合型のコンプライアンス講習会を平成22年度から実施している。

さらに、平成29年度からは、事業者団体等と連携し、出前（講師派遣）型のコンプライアンス講習会を実施している。

・事業実績（令和７年度）

〔集合型講習会〕※ＷＥＢ配信にて実施

	配信期間	対象者及び講習内容	受講者数
Ａコース	令和７年11月４日から 12月24日まで	○対象者 特定商取引法のうち主に訪問販売、電話勧誘販売及び特定継続的役務提供などの取引類型に係る事業者 ○講習内容 ・特定商取引法の概要 ・特定商取引法違反事例の解説 ・事前質問への回答	1,151人

Bコース		○対象者 通信販売事業者 ○講習内容 ・特定商取引法の概要 ・特定商取引法違反事例の解説 ・事前質問への回答 ・東京都消費生活条例の概要	2,008人
Cコース		○対象者 広告表示を行う事業者 ○講習内容 ・景品表示法の概要 ・景品表示法違反事例の解説 ・事前質問への回答 ・コンプライアンス活動報告	3,776人
Dコース		○対象者 ネット広告を行う事業者 ○講習内容 ・デジタル広告をめぐる関連法制度の遵守に関する解説 ・医薬品医療機器等法の解説 ・事前質問への回答	2,628人

〔出前（講師派遣）型講習会〕

４回実施（特定商取引法、景品表示法、個人情報保護法）

受講者数　329人

３　安全対策事業（消費生活部生活安全課）

商品・サービスの利用に伴う危害・危険を防止するため、情報を的確に収集し、調査分析を行う。調査分析の結果については、都民に情報提供するとともに、必要がある場合には、事業者に対する措置をとるほか、国への提案要求を行っている。特に、商品等の改善や新たな安全基準の設定などの対策が必要な場合は、消費者・事業者・学識経験者からなる東京都商品等安全対策協議会において、具体的な対策の検討を行っている。

また、事業者による安全な商品開発・製造販売を支援し、消費者の主体的な商品選択・購入を促進するため、安全な商品のＰＲ・普及を図っている。

⑴　危害・危険に関する情報収集・提供

ア　「ヒヤリ・ハット」体験の収集

商品やサービスに関する危害・危険情報のうち、「ヒヤリ・ハット」体験（実際にけがなどをしそうになった体験）は、消費生活センター等へ情報提供されることなく、多数埋もれている現状がある。このような危害・危険につながる可能性のある商品・サービスの「ヒヤリ・ハット」体験事例を積極的に掘り起こし、ヒヤリ・ハットレポートなどで情報発信することにより、被害の未然防止・拡大防止を図っている。

・事業実績（令和７年度）

ヒヤリ・ハット調査「キャンプ・バーベキューに使用する製品等による危険」

イ　東京消防庁との連携

東京消防庁と事故情報等を相互に共有し、事故の調査・分析等を行うとともに、その結果を都民に提供している。

ウ　消費生活センターの相談情報の収集

東京都消費生活総合センター、区市町の消費生活センターに都民から寄せられる危害・危険に関する相談情報を収集している。

エ　子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発

子育て世代が多く集まるイベントへの出展や、東京消防庁防災館、区市町村の事業との連携などを通じて、子供の安全対策についてわかりやすく啓発している。

また、民間団体と協働して構築したプラットフォーム「Safe Kids」に注意喚起情報を掲載し、子供の事故防止について発信している。

⑵　危害・危険に関する調査・分析

ア　東京都商品等安全対策協議会

商品等による危害の防止を目的とし、消費者代表・事業者代表・学識経験者が安全対策について協議し、都民の安全な消費生活の確保を図っている。これまで、ベランダの手すり、コイン形電池、ブラインド、使い捨てライターや子供服の安全対策などに取り組み、法規制やＪＩＳ規格化につなげるなどの具体的な成果を上げている。

・事業実績（令和７年度）

エスカレーター利用者のための安全対策について実地調査結果の報告、来年度の検討を行った。

イ　危害・危険情報に基づく調査、指導・要望等（東京都消費生活条例第９条、第10条）

東京都消費生活総合センター等に寄せられた商品・サービスの危害・危険に関する相談や様々な手段で収集した事故等の情報について、調査・分析を行うとともに、事業者や関係事業者団体等に対し、商品改善などの指導・要望、国や関係機関への情報提供や提案・要望を行っている。

ウ　都民の申出調査（東京都消費生活条例第８条）

都民からの申出により、商品・サービス等の安全に関連した調査を実施し、調査結果について分析、評価を行い、安全の確保と都民の不安の解消を図っている。

エ　商品事故に対する機動的調査の実施

商品やサービスに起因する事故情報のうち、緊急かつ詳細に調査すべきものについて、機動的に調査を行い、商品等に起因する危害・危険の再発防止及び未然防止を図っている。

・事業実績（令和７年度）

機動的調査　４件

オ　商品テストの実施

事故情報の収集分析や機動的調査の結果等に基づき抽出・選定した商品等について、テストを行い、商品等に起因する危害・危険の再発防止及び未然防止を図っている。

⑶　安全な商品のＰＲ強化・普及

事業者等との連携により、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、安全・安心な商品のＰＲ・普及を図っている。また、子供の安全に配慮した商品の顕彰制度に都内の中小企業が応募するために必要な審査料を補助している。これにより、安全な商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を推進し、また、事業者による安全な商品の製造販売を促進している。

⑷　消費生活用製品安全法に基づく立入検査

消費生活用製品安全法では、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を特定製品（令和７年12月の法改正の施行により創設された子供用特定製品を含む。）として指定し、このうち、第三者機関の検査が義務付けられている製品を特別特定製品としている。特定製品の販売事業者は、技術上の基準に適合した旨が表示されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならないこととしている。また、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を特定保守製品として指定し、特定保守製品の取引事業者は、製品引渡しに際し、保守の必要性等を、取得者に対して説明しなければならないこととしている。

法改正により、平成24年度から都内区市の特定製品及び特定保守製品の販売店舗への立入検査等に関する権限が都から区市へ移譲されたため、都は、都内町村の販売店舗に立入検査を行い、技術上の基準に適合した旨の表示がされていない、保守の必要性等を取得者に説明していないなどの法に違反する販売者に対し指導を行っている。

・事業実績（令和７年度）　　（単位：事業者）

	特定製品	特定保守製品
立入検査事業者数	28（違反対象なし）	２（違反対象なし）

〔消費生活用製品安全法で指定された特定製品一覧〕

特別特定製品	携帯用レーザー応用装置
	浴槽用温水循環器
	ライター
特別特定製品以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま
	乗車用ヘルメット
	登山用ロープ

	石油給湯機（※）
	石油ふろがま（※）
	石油ストーブ
	磁石製娯楽用品
	吸水性合成樹脂製玩具
子供用特定製品かつ特別特定製品	乳幼児用ベッド
子供用特定製品かつ特別特定製品以外の特定製品	乳幼児用玩具
	乳幼児用ベッドガード
	ベビーカー

※「石油給湯機」「石油ふろがま」は特定保守製品

4　消費生活協同組合の育成指導（消費生活部取引指導課）

⑴ 消費生活協同組合法に基づく許認可、検査・指導等

生活協同組合は、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として、消費生活協同組合法に基づき設立された法人で消費者が自発的に組織する非営利の団体である。

・都所管の消費生活協同組合数及び組合員数(令和７年４月１日の属する事業年度末の決算値)

	職 域	地 域	連合会	合 計
組 合 数	38	36	1	75
組合員数	366千人	4,477千人	※	4,843千人

※ 会員生協数66組合

都は、生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づく許認可、検査・指導を行っている。また、東京都生活協同組合連合会が各単位生協に対して行う各種相談や業務運営上の調査・指導等を対象として、必要経費の一部を補助している。

・許認可等実績（令和７年度）

設　　立　　０件
合　　併　　０件
解　　散　　０件
定 款 変 更　　10件
規約変更・廃止　　０件
員 外 利 用　　０件

・検査実績（令和７年度）

19件（指導検査18件、法令検査１件）

・東京都生活協同組合連合会補助実績（令和７年度）

区分	延件数
管理運営に関する指導助言	91件
管理運営状況等調査	21組合
業務運営・経営健全化指導	６組合
講習会・研修会の企画・実施	９回

⑵　災害時における生活物資の供給確保

平成８年１月22日、東京都と東京都生活協同組合連合会との間で、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」を締結した。これに基づき、「災害時における応急生活物資供給等に関する連絡会議」を開催している。

５　公衆浴場対策（消費生活部生活安全課）

都民の日常生活における健康の維持と適正な公衆衛生水準を確保する上で必要な公衆浴場が、施設の老朽化や後継者不足等による転廃業により著しく減少してきている。このため、都民の入浴機会の確保と浴場経営の安定を図ることを目的として、各種助成策を実施している。

・公衆浴場数の推移　（単位：軒）

区分＼年			平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
都総数		浴場数	602	562	545	520	499	480	462	444	430	417
		新規開業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃業数	26	40	17	25	21	19	18	18	14	13
内訳	23区	浴場数	548	508	492	473	453	436	420	406	393	382
		新規開業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃業数	26	40	16	19	20	17	16	14	13	11
	市町村	浴場数	54	54	53	47	46	44	42	38	37	35
		新規開業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃業数	0	0	1	6	1	2	2	4	1	2

注）浴場数は、各年12月末日現在

・公衆浴場利用者数の推移

区分＼年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
延利用者都総数(千人)	23,881	23,157	23,083	23,389	21,937	19,770	20,020	20,069	20,854	21,185
１日１浴場当平均(人)	127	132	138	144	143	147	144	154	163	180

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令に基づく統制料金となっており、統制額（上限額）の指定については、公衆浴場経営に関する会計調査を実施するとともに、東京都公衆浴場対策協議会において関係者の意向を十分把握することにより行っている。

入浴料金統制額は、コロナ禍による利用者減少や燃料費をはじめとする諸物価高騰等により経営を維持するために改定はやむを得ないものと判断し、令和３年から６年までの各年において、大人料金の引き上げを行った。令和４年には平成12年来据え置いてきた中人及び小人料金についても、引き上げを行った。

令和８年は、会計調査によって導き出された原価と現在の統制額に乖離が生じていることや、他府県の統制額引き上げ状況などを踏まえ、大人料金を50円引き上げた。

○　入浴料金の統制額の推移

区分＼年		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施月日		－	－	－	10.1	－	8.1	7.15	7.1	8.1	－	8.1
料金（円）	大人	460	460	460	470	470	480	500	520	550	550	600
	中人	180	180	180	180	180	180	200	200	200	200	200
	小人	80	80	80	80	80	80	100	100	100	100	100

⑴　健康増進型公衆浴場改築支援事業

区市と連携しつつ、ミニデイサービスや健康増進事業などが実施できる場の提供やバリアフリー化を行い、高齢社会への対応を図るなど地域貢献度の高い浴場として施設更新する浴場に対し、改築費又は改修費の一部を補助している。

・補助率等　補助率1/2又は2/3（※）

補助限度額　改築　150,000千円（1/2）又は200,000千円（2/3）

改修　80,000千円（1/2）又は106,000千円（2/3）

※公衆浴場所在地の区市において①独自の公衆浴場利用促進事業及び②施設・設備補助等を実施している場合、補助率2/3

⑵　公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業

公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換し、また、ＬＥＤ照明器具を導入する経費等の一部を補助することにより、省エネ等を促進し、二酸化炭素等の排出削減に寄与するとともに、公衆浴場経営の安定を図っている。

・補助率等

区　分	補　助　率	補助限度額
クリーンエネルギー化	2/3	5,000千円
ＬＥＤ照明器具設置・更新	2/3	2,000千円
コージェネレーション設備設置・更新	2/3	4,000千円

太陽光発電システム設置	2/3	9,280千円
既設ガス燃料設備更新	2/3	5,000千円
高効率空調機設置	2/3	4,000千円

⑶　公衆浴場耐震化促進支援事業

耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、都内公衆浴場の耐震化を促進し、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図っている。

・補助率等

区　　分	補　助　率	補助限度額
応急的修繕	2/3	4,000千円
計画的修繕	2/3	8,000千円

ただし、構造部分：耐震診断結果が基準値未満の場合　補助率4/5

非構造部分：区市との災害時協定がある場合　補助率4/5

⑷　公衆浴場改善資金利子補助

公衆浴場所有者又は経営者が、特定金融機関から公衆浴場の改築その他施設の改善等のために資金の貸付けを受けた場合、その利子の一部を補助することにより、公衆浴場経営の安定を図っている。

⑸　確保浴場融資利差補助

その地域になくてはならない浴場（確保浴場：一定距離内に他の公衆浴場がないこと、一定の利用人員がいること等を条件として、区部においては各々の区が、市町村部においては東京都が選定する。）への融資の促進を図るため、東浴信用組合が確保浴場に対し、日本政策金融公庫と同一の利率で貸し付けた場合に、同信用組合に対しその利差分を補助している。

・確保浴場数（令和７年12月末）

区　　分	既　選　定
23　区	23
市町村	21
合　計	44

⑹　下水道料金補助

入浴料金の抑制と公衆浴場経営の安定を図るため、下水道局において公衆浴場用下水道料金の軽減措置を講じているが、この軽減分を下水道局に繰り出している。

⑺　生活保護世帯入浴券助成

生活保護世帯の家計費の負担を軽減するため、共通入浴券を配付することにより補助して

いる（市部のみ。区部については、各々の区で実施）。

⑻　公衆浴場利用促進事業補助

ア　公衆浴場利用促進事業

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が行うホームページ掲載情報の更新やＳＮＳを活用した銭湯情報の発信、若者向けＰＲ等に要する経費について、補助金を交付することにより、公衆浴場利用者の増加を促進し、浴場経営の安定を図っている。

イ　地域交流拠点事業

(ｱ)　地域交流拠点事業

地域住民の健康増進や交流をはじめ公衆浴場を地域交流拠点として活用するとともに、持続可能な経営体質への改善に要する経費として補助金を交付することにより、新たな公衆浴場利用者の開拓、浴場経営の安定を図っている。

(ｲ)　若者向け銭湯活性化事業【若者向け利用促進事業】

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合や各公衆浴場がＮＰＯや大学サークルなどの外部の非営利団体と連携して実施する若者向けの銭湯活性化・ＰＲ事業について、その費用の一部を補助する。

(ｳ)　東京銭湯U29割【若者向け利用促進事業】

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が若者（29歳以下）向けに実施する都内銭湯の割引入浴券（モバイルクーポン）を利用した銭湯の体験キャンペーンに係る費用を補助する。

ウ　公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業

公衆浴場がキャッシュレス決済を導入する際に、導入に要する経費の一部を補助することにより、公衆浴場の新たな利用者層の開拓、利用者の利便性向上及び経営の効率化を図っている。

エ　東京の銭湯文化発信プロジェクト

宮造りをはじめとした文化的・歴史的コンテンツとしての東京の銭湯の魅力を国内外に向けて発信するため、浴場組合が実施する以下事業に係る費用を補助する。

・国際会議、国際スポーツ大会、江戸文化の魅力発信等の機会を活用し、銭湯のＰＲを行う事業

・割引入浴券（モバイルクーポン）を配布する事業

オ　経営支援機能強化事業

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の各公衆浴場に対する経営支援体制を強化するため、公衆浴場の経営相談や公衆浴場と後継者のマッチング等を支援する公衆浴場承継マッチング事業など、コンサルティング事業者を活用した取組に係る費用を補助する。

カ　公衆浴場後継者支援事業

公衆浴場承継マッチング事業でマッチングが成立した後継者等に対し、公衆浴場の賃料・

改修費等の補助を実施する。

⑼　公衆浴場対策協議会等

公衆浴場対策の円滑な推進を図るため、入浴料金の統制額の指定及び確保すべき浴場の選定などに関し、公衆浴場対策協議会の意見を聴取しつつ、各種問題の検討を行っている。

6　消費生活センター事業

消費生活総合センターは、東京都全体に及ぶ広域的な事業を展開するとともに、区市町村の消費生活行政を支援し、連携を深めて「センター・オブ・センターズ」としての役割を果たしている。

⑴　消費生活相談等（消費生活総合センター相談課）

ア　消費生活相談

相談窓口を開設し、消費生活相談員（定数 44 名）を配置して都民の消費生活に係る相談を受け付け、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っている。

令和７年度の相談件数は約２万８千件であった。

都では一般の消費生活相談のほかに、平成 17 年３月から架空請求専用の「架空請求 110 番」、平成 18 年４月からは相談件数の３割以上を占める高齢者被害を防止するため、高齢者被害専用の「高齢者被害 110 番」、高齢者の身近にいるヘルパー等からの地域の高齢者被害についての通報や問い合わせ用として「高齢消費者見守りホットライン」を開設し、相談に当たっている。

さらに、深刻な多重債務に関する相談に対応するため、平成 20 年４月から、法律専門家等や生活再生窓口などに相談者を確実につなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施している。

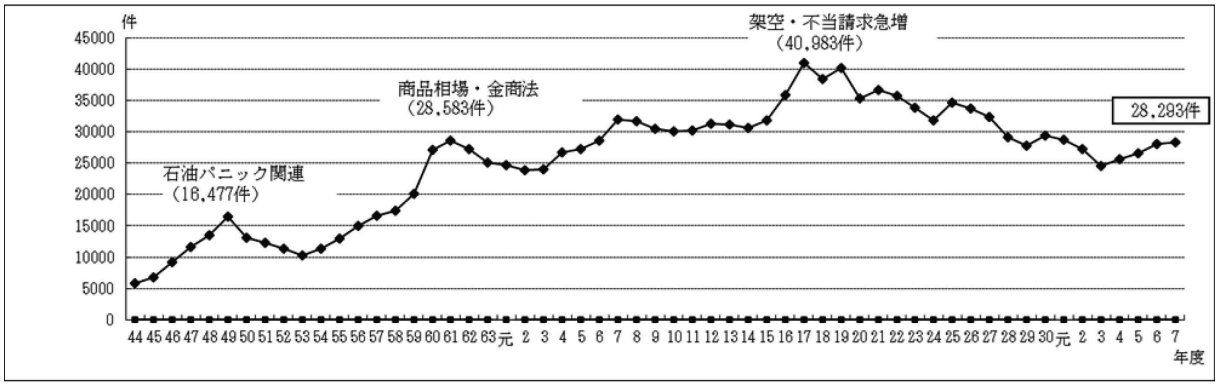
都民の利便性向上及び消費者被害の防止・救済を図るため、平成 21 年４月から土曜相談を開始するとともに、平成 25 年４月からは受付時間を１時間延長し、午後５時までとした。

また、日本語による相談が難しい相談者に対して、平成 29 年４月から通訳センターと電話回線を繋ぎ、英語・中国語・韓国語の通訳を介した三者間通話による外国語相談を開始し、令和５年４月からはタガログ語・ベトナム語を加え、５か国語に対応できるようにした。電話による相談が難しい聴覚障害者を対象として、平成 30 年７月からメール相談を、平成 31 年４月からタブレットを介した遠隔手話通訳システムを導入した。令和５年２月からは、消費者が自身で容易に情報収集を行い、問題解決を図ることができる環境を整備するため、チャットボットの運用を開始した。

・相談窓口

区　　分	相談専用電話	受付時間
消費生活相談	03（3235）1155	月曜日～土曜日 午前９時～午後５時
架空請求110番	03（3235）2400	
高齢者被害110番	03（3235）3366	
高齢消費者見守りホットライン	03（3235）1334	

・東京都消費生活総合センターで受け付けた年度別相談件数の推移



・相談受付実績（令和７年度）　　（単位：件）

	相談受付総件数	主な内容		
		高齢者相談	架空･不当請求相談	多重債務相談
都センター	28,293	8,813	1,074	421
都内全域	145,501	50,668	7,778	2,108

※内容の各項目は、一部重複

(ｱ)　専門分野活動

相談内容の複雑化・高度化に対応するため主任相談員制度を設けるとともに、専門分野グループ別に相談員を配置し、相談処理の向上を図っている。

専門分野グループ体制による活動については、消費生活総合センターにおける相談業務の質の向上のみならず、区市町村の相談処理業務の支援に役立てている。

専門分野は、新人相談員を育成する班と社会経済状況から的確な把握と対応が必要な分野を選定し、次の10グループとなっている。

・専門分野

指導育成班	法制度・学習	サイドビジネス	美容等
不動産	金融・多重債務	通信・デジタルコンテンツ	旅行等
高齢者支援	安全・表示		

(ｲ)　消費生活相談アドバイザー制度

都及び区市町村で受け付けた相談のうち高度・専門的な判断を必要とする案件の処理において、相談員及び職員が専門的な助言を得ることを目的に、弁護士等の専門家（12名）を消費生活相談アドバイザーとして委嘱している。

(ｳ)　消費生活相談カウンセラー制度

近年、心の病気を抱える相談者やギャンブル・アルコール・買い物などの依存症等から消費者トラブルを抱える相談者からの相談が増えてきている。専門家から必要に応じて助言を得ることで心の病気等を抱える相談者に適切に対応するとともに、都及び区市

町村の相談員・職員の精神的な負担を軽減することなどを目的として、平成28年度から精神保健福祉士を消費生活相談カウンセラーとして委嘱している。

(ｴ)　特別相談の実施

消費者被害の救済及び未然防止のため、特に消費生活相談の多い年齢層や取引など対象を特定して、そのトラブルが多く発生しやすい時期等を相談日と定め実施している。

・事業実績（令和７年度）

「高齢者被害特別相談」　（令和７年９月）

「多重債務110番」　（令和７年９月及び令和８年３月）

「若者のトラブル110番」　（令和８年３月）

イ　区市町村支援

(ｱ)　相談処理に係る情報提供等

都及び区市町村における情報の共有化を図るため、定期的に情報連絡会を開催している。また、相談処理マニュアルとして活用してもらうため、相談処理の参考になる情報をまとめた月刊の冊子「今月の消費生活相談」を発行し、区市町村に配布している。

・事業実績（令和７年度）

情報連絡会　24回（23区対象12回、市町村対象12回（オンラインまたは対面開催））

「今月の消費生活相談」の発行　12回

(ｲ)　消費生活相談支援サイト

都及び区市町村の消費生活相談窓口が関連の行政情報や事業者情報等を共有して迅速・的確な相談処理、厳正な事業者指導等に活用できるよう、消費生活相談支援サイトを運営し、相談処理に必要な最新情報を「相談実務メモ」として随時発信している。

・消費生活相談支援サイト運用状況（令和８年３月末現在）　23区、26市、１町

・相談実務メモの発信（令和７年度実績）　114件

ウ　関係機関との連携

広域的・多発的に発生する同種の消費者被害の未然防止・拡大防止と効果的な救済を図るため、関連業界団体等との情報交換を行い、事業者の事業活動の健全化を促進している。

エ　消費者注意情報等の発信

相談の受付状況から消費者被害が急増している、又は急増するおそれがあると判断したときなどには、被害の未然防止・拡大防止のため「消費者注意情報」等を発信し、都民に情報提供している。

オ　相談情報システム

(ｱ)　システムの運用

国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ（※））」に、消費生活総合センターに寄せられた相談情報を蓄積、相談処理に活用している。また、区市町村における相談情報システムの運用についても支援してい

る。

・ＰＩＯ－ＮＥＴ運用状況（令和８年３月末現在）

消費生活総合センター、23区、26市、１町

※　ＰＩＯ－ＮＥＴは、消費者被害の防止、被害の救済に役立てることを目的に、全国の消費生活センターと国民生活センターをネットワークで結び、全国の相談窓口で受けた相談情報を収集するシステムの名称

(ｲ)　相談情報の分析

消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てるため、相談情報システムに蓄積されたデータから前年度の相談傾向を分析した「消費生活相談年報」を発行し、関係機関に配布している。

また、消費者トラブルの多い商品分野等を選択してテーマ別分析を行い、ホームページで公表している。

・分析テーマ（令和７年度）危害・危険、高齢者、若者、電話勧誘と家庭訪販

カ　相談テスト・技術情報提供

商品・サービスによる事故や不具合等に関する消費者からの相談について、当該商品等に係る事故原因の究明テストや、商品等に関連する技術情報の提供を行うことにより、都内区市町村の消費生活相談窓口の相談解決に資する技術的支援を行っている。

製品使用時の危害・危険や不適切な商品表示に関する複雑困難な事例が増えていることから、平成21年４月に消費生活相談員の「安全・表示グループ」を設置し、技術支援部門と密接に連携し、受け付けた相談に対応している。

・事業実績（令和７年度）

分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗物	土地・建物	その他	合計
相談テスト	0	2	0	4	1	0	0	0	0	7
技術情報	37	196	11	107	56	91	66	128	42	734

※区市町村からの依頼分を含む。

○　テスト実施例

- 「クリーニングによるブランドロゴの破損と穴あき」の相談について、テストを行った結果、ロゴパーツ取付け部の表生地の裏側には、補強のために硬い芯が用いられていた。ロゴパーツ周辺に細かな穴が集中しているのは、破損したパーツがクリーニング中の摩擦によって傷つけたことが影響したと考えられる。
- 「スーツ生地の色の差異」の相談について、色差測定の結果から、ジャケットとパンツの表生地に目視で判別できる色差はないといえる。生地の緩やかな凹凸によっても濃淡が表れやすい。２枚の表生地が重なった際の地の目の角度差や、それを見ている

角度、また、斜文線によるわずかな段差においても、その模様や陰影によって色の見え方が異なることが考えられる。

キ　被害の救済（消費生活総合センター活動推進課）

東京都消費生活総合センター等に寄せられた苦情、相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、東京都消費生活条例第29条に基づき、知事の附属機関である「東京都消費者被害救済委員会」に付託し、「あっせん・調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図っている。

また、付託案件に係る消費者訴訟に対して、東京都消費生活条例第31条により訴訟資金の貸付け等の必要な援助を行っている。

平成24年度からは、より多くの消費者被害の救済を図るため、消費生活総合センターに寄せられた苦情、相談に加え、区市町村及び一定の要件を満たす消費者団体に寄せられた苦情、相談も対象にするなど受付範囲を拡大した。さらに、従来の部会（あっせん・調停第一部会）に加えて、新たに迅速かつ機動的な審議を図るための部会（あっせん・調停第二部会）を設置し、委員会の機能強化を図っている。

・事業実績（令和７年度）

処理件数　３件（継続１件、新規付託２件）

〔継続案件〕

紛　争　名	個別クレジットを利用した全身脱毛エステティック契約に係る紛争
処 理 期 間	令和６年10月22日 ～ 令和７年９月30日
処 理 結 果	あっせん解決

〔新規付託案件〕

紛　争　名	家庭教師及び関連する教材等の契約に係る紛争
処 理 期 間	令和７年７月18日 ～
処 理 結 果	審議中

紛　争　名	高齢者等終身サポート契約に係る紛争
処 理 期 間	令和８年１月７日 ～
処 理 結 果	審議中

⑵　情報提供、消費者教育及び活動支援（消費生活総合センター活動推進課）

都民が消費生活を営む上で、主体的・合理的に行動できるよう必要な情報を収集し、様々な方法で提供している。

ア　情報提供及び被害防止啓発

(ｱ)　図書資料室等の運営

都民が消費生活を営む上で必要な情報を提供するために、図書資料室を設け、消費生活に関する書籍・雑誌・資料・ＤＶＤ等を収集して、閲覧及び貸出を実施している。

展示コーナーでは、商品テスト物（サンプルを含む。）などの展示を行い、消費者啓発を図っている。

パンフレットコーナーでは、消費生活に関する、都・国・事業者団体等の発行したパンフレットを集め、都民に提供している。

a　図書資料室利用時間

消費生活総合センター	多摩消費生活センター
月曜日～木曜日 ： 午前９時～午後５時 金曜日 ： 午前９時～午後８時 土曜日 ： 午前10時～午後５時 （注）日曜日・祝日・年末年始・蔵書点検期間は休室	月曜日～金曜日 ： 午前９時～午後５時 （注）土曜日・日曜日・祝日・年末年始・蔵書点検日は休室

b　蔵書資料等　（令和８年３月末現在）

	消費生活総合センター	多摩消費生活センター
図　書　資　料	20,405冊	7,105冊
雑　　誌	5,100冊	166冊
ＣＤ‐ＲＯＭ･ＤＶＤ等	564本	269本

c　図書資料室の利用状況（令和７年度）

利用者数　34,608人　　※ 多摩消費生活センターを含む。

d　展示パネルの作成

多摩消費生活センターでは、消費生活の基礎知識や今日的な課題、商品の安全性や品質などについて、パネルを作成して展示を行うとともに、区市町村や消費者団体等へパネル等を貸し出すことにより消費者啓発を図っている。

(ｲ)　「東京くらしねっと」の発行

消費生活に関する様々な問題、消費生活相談事例、商品テスト結果、安全情報などを提供する情報誌「東京くらしねっと」を、主に高齢者を対象として隔月で発行している。



・事業実績（令和７年度）

発行部数　７万５千部

また、Ｗｅｂ版も作成し、ホームページに掲載している。

(ｳ)　視覚障害者のための情報提供

文字による情報を入手しにくい視覚障害者を対象に、「東京くらしねっと」ＣＤ版を作成し、団体等に配布している。

(ｴ)　消費者被害防止啓発

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、ポスター、リーフレットや交通広告

等の様々な広報媒体により、都民を対象とした啓発事業を実施している。

特に、悪質商法による消費者被害に遭いやすい高齢者と若者に対象を絞ったキャンペーンを行い、それぞれの対象別にわかりやすい内容のリーフレット等を作成・配布するなどにより、効果的な消費者被害防止啓発に努めている。

a　高齢者被害防止キャンペーン

敬老の日を含む９月を「高齢者被害防止キャンペーン月間」とし、ポスター、リーフレット、ステッカーを作成し、高齢者施設等に配布するとともに、交通広告を実施している。



また、関東甲信越ブロック１都９県６政令指定都市及び国民生活センターと連携し「高齢者被害防止共同キャンペーン」を実施しているほか、平成27年度からは、宅配事業者等と連携し、高齢者や高齢者を見守る方を対象に、悪質商法に関するリーフレットを直接届ける取組を実施している。

b　若者被害防止キャンペーン

関東甲信越ブロック１都９県６政令指定都市及び国民生活センターと共同で、毎年１月から３月に「悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施している。



令和６年度からは、ポスター、リーフレットを大学、ボウリング場等の若者が多く集まる場所に配布するとともに、ＳＮＳを活用した動画広告等を実施している。また、高等学校２年生を対象に、成人になる前に押さえておきたい消費生活の知識や消費者トラブルに巻き込まれた場合の相談機関を紹介した啓発用のノートを作成し、学校を通じて配布している。

さらに、成年年齢引下げによる消費者被害防止のための若者参加型事業を実施。消費者被害をテーマに、中学生以上29歳以下の若者からＣＭシナリオ又は動画を公募。選考された作品をもとにＣＭ動画を制作し、ＳＮＳ等での公開や、地上波ＴＶでの放送などのプロモーションを実施した。

イ　消費者教育事業

都民が消費生活において必要な知識や判断力を習得し、「自立した消費者」として、主体的に行動できるように各種教育講座の開催、消費者学習教材の制作・提供を行っている。

(ｱ)　教育講座の開催

自立した消費者の育成を目的として各種教育講座を実施している。

講　座　名	目的・内容
啓発講座	身近で話題性のあるテーマを取り上げ、参加者が講義や実験を通じて消費者問題についての知識を得て、消費者意識を向上させ、消費者の権利を自覚することを目的とした講座 講義講座、実験実習講座、食育講座(*)、親子夏休み講座(*)、消費者問題連続講座(*)等を開催　（*）は多摩消費生活センターのみで実施
消費者問題マスター講座	消費者問題について体系的に学ぶことにより地域や職場などでの消費者教育等の推進について中心的な役割を果たすことができる人材の育成を目的とした連続講座
市町村共催講座	多摩地域の市町村の要望を受けて共催で実施する講座で、市町村支援の一環として実施（多摩消費生活センターで実施）

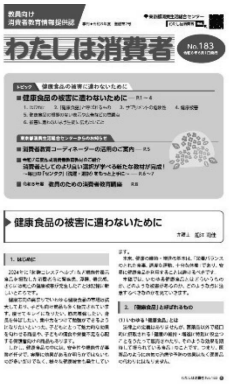
(ｲ)　学校教員向け支援

a　教員講座の開催

夏休み期間に、教員を対象として、学校における消費者教育に必要な知識を提供するための講座を実施している。

b　教員への情報提供

学校における消費者教育に取り組む教員を支援するため、教員向け情報提供誌「わたしは消費者」を年４回発行している。また、Ｗｅｂ版も作成し、ホームページに掲載している。



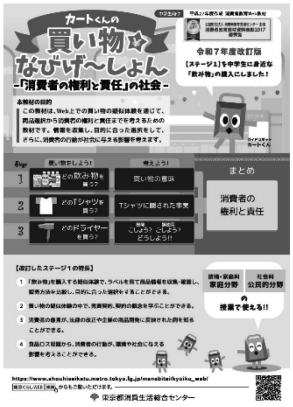
c　消費者教育Ｗｅｂ教材の作成

学校での消費者教育の推進を図るため、授業で使用することを想定した消費者教育教材をＷｅｂ版で作成し、ホームページに掲載している。

(ｳ)　消費者教育用ＤＶＤの作成

家庭・地域・学校等における消費者学習に活用できる「楽しくわかりやすい教材」として、消費者教育用ＤＶＤを作成し、区市町村や図書館、学校等に配布している。

また、東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）が実施する出前講座や区市町村主催の都民向け講座の教材として活用することにより、消費者教育の推進を図っている。



・事業実績（令和７年度）

成人・高齢者向けＤＶＤ「服の案内人ジョー・ランドリーと学ぶ　未来につながる“センタク”」の作成・配布

(ｴ)　消費者教育コーディネーターの配置

消費生活部門と学校教育部門のより強固な連携を構築し、消費者教育事業を学校現場に普及させるため、消費生活総合センターでは令和２年度に高等学校担当、令和４年度に中学校担当の消費者教育コーディネーターを配置した。

また、令和５年度からは、特別支援学校等でもコーディネートを推進している。

さらに、令和６年度に大学や専修学校等と連携した若者への消費者教育を強化するため、大学等を対象とした消費者教育コーディネーターを配置した。

・事業実績（令和７年度）

区　　分		内　　容	件数
中学校・高等学校等	広報活動	校長会等や教員向けメールマガジンにおけるコーディネーター活用案内	46件
	個別相談	消費者教育内容や実施方法に係る学校からの質問等への対応	57校
	学校コーディネート	グループワークを取り入れた授業や講座等実践的な消費者教育の実施	40校
大学等での実施実績		大学祭等でのイベント実施、学内サイネージでの動画放映、出前講座　等	133件

ウ　活動支援・協働

消費者問題の解決に向けて、消費者団体・グループなど自ら学習・情報発信する消費者を支援し、協働するため、活動の場の提供や講師の派遣などの支援を行っている。

また、区市町村の消費生活行政を支援するため、研修会や消費生活行政情報誌の発行を行っている。

(ｱ)　協働による情報発信

a　出前講座

消費者問題に関する一定の知識を身につけた者を東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）として養成し、「出前講座」の講師として派遣している。

・事業実績（令和７年度）

実施回数　　250回　受講者数　21,469人

委　　嘱　　41人（一般啓発　34人、商品テスト　７人）

b　高齢者見守り人材向け出前講座

ケアマネジャー、ホームヘルパーなどの介護事業者、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブのほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者など、高齢者を見守る方々を対象に、被害の早期発見、消費生活センター等への通報等に協力してもらうため、悪質商法の特徴、被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を行っている。

・事業実績（令和７年度）

実施回数　　138回　受講者数　3,077人

c　出前寄席

多発する消費者被害の未然防止を図るため、都内大学の落語研究会及び社会人ボランティアが、悪質商法への対応策等を都民に分かりやすく伝える落語等を制作・上演

する「出前寄席」を実施している。

・事業実績（令和７年度）

シナリオ制作　　新作台本　落語４演目　漫才１演目
　　改訂台本　落語１演目

出前寄席の実施　　416回　参加者数　24,525人

d　協働学習会

一般消費者への情報発信のための学習会を消費者団体・グループと協働して実施している。

・事業実績（令和７年度）

学習会の実施　　７回　参加者数　253人

e　東京都生活協同組合連合会との協働事業

東京都生活協同組合連合会との協働により、高齢者の消費者被害防止をテーマとした講演会等を企画・実施している。

・事業実績（令和７年度）

講演会　　１回　参加者数　96人

(ｲ)　活動支援

消費者の自主的な学習や活動に寄与するとともに、これらの活動を行うグループと協働するため、各種情報及び活動の場を提供する。

a　活動の場の提供

消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの教室、学習室、保育室などを消費者問題についての学習活動の場として提供している。（対象は、消費生活問題について学習・活動している都内の団体・グループ及び教育機関）

b　消費者団体・グループの学習支援

消費者団体・グループ等の実験・実習に関する助言・テスト指導等を行っている。

(ｳ)　消費者月間事業

都民の消費者としての自覚を促すとともに、消費者の権利の確立と定着を図り、消費者問題の解決を促進するため、①消費者意識の啓発、②消費者団体相互の連携強化、③消費者・事業者・行政の協働の推進を目的とし、各種事業として「くらしフェスタ東京」（消費者月間事業の愛称）を展開している。

a　見て、聞いて、話そう！交流フェスタ2025（参加者数　約16,000人）

「消費者被害防止」「くらし」「環境・エシカル」「食」「子ども」「安全対策」の６つのエリアで、41の消費者団体・企業・行政が、パネル展示・クイズラリー等を実施

b　メインシンポジウム（参加者数 122人、動画配信 355回）

講演会：「ネット社会の落とし穴と私たちの選択－誹謗中傷・フェイク情報・社会への影響」

講師：山口　真一氏（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター教授）

c　東京のがんばる農業応援企画　食と農セミナー（参加者数 82人）

講演会：「コメ農家が伝える これまでの挑戦と今後の展望」

講師：横田　修一氏（(有)横田農場　代表取締役／茨城県稲作経営者会議会長）

d　エシカル消費(動画配信 1,383回)

オンライン講演会：「楽しいエコライフ～悲壮感のない節約・節電・節水術教えます！～」

講師：赤星　たみこ氏（漫画家／エッセイスト）

e　地域企画（消費者月間事業として、地域の特性・ニーズに合わせた企画を実施）

２会場（多摩会場、八王子会場）

f　協賛事業

71件

(ｴ)　高齢者被害対策

高齢者の消費者被害防止のセーフティーネットとして、各区市町村における地域の特性に応じた見守りネットワークの有効活用に向けた様々な支援及び消費者安全確保地域協議会の設置支援を実施している。

(ｵ)　区市町村消費生活行政支援

a　消費生活行政担当職員等の研修会の実施

区市町村の消費生活行政の支援として、消費生活行政担当職員及び相談担当職員向けに職務に係る知識の充実を図るための研修を行っている。

b　消費生活行政情報の提供

都・国・区市町村の消費生活行政に係る最近の情報を都・区市町村で相互に共有するため、「東京都・区市町村消費生活行政情報」を発行している。

⑶　消費生活総合センターの管理運営（消費生活総合センター活動推進課）

ア　管理運営

消費生活総合センターの事業運営を適切に行うため、センター業務に関する基本的な事項について協議する運営協議会を設置している。運営協議会は、学識経験者、事業者団体代表、消費者団体代表で構成している。

また、消費生活総合センターと区市町村の消費生活センターとの情報交換を行うため、都区市町村消費生活センター所長会を開催している。

さらに、消費生活総合センターの事業及び施設の利用等について、消費者や消費者団体の意見・意向を反映させ、利用者の主体的な活動に資する運営を行うため、利用者懇談会を開催している。

イ　消費生活総合センター建物維持管理

消費生活総合センター事業実施のため、消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの建物維持管理を行っている。

〔施設概況〕

名称	所在地	面積(㎡)	施設内容	開設年月
消費生活総合センター	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 10・15・16・17階	2,313.67	相談窓口、図書資料室、教室、学習室、活動作業室、保育室、展示・交流コーナー、実験実習室、相談テスト室、倉庫	昭和44年４月 (東京都消費者センター) 昭和59年４月移転 平成９年４月名称変更
多摩消費生活センター	立川市曙町1-22-17 ｱｰﾊﾞﾝｾﾝﾀｰ立川３階	587.96	教室、学習室、図書資料室、交流コーナー、保育室	平成９年４月 平成20年３月移転 令和６年３月移転 ※実習室は北多摩北部建設事務所にて引き続き運用
	立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部 建設事務所３階	192.00	実習室（実験・調理）	

7　計量の適正化

(1)　事業登録・届出・指定（計量検定所管理指導課・検査課）

取引、証明に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、政令で定めるものを特定計量器という。計量法の規定に基づき、特定計量器の製造の事業を行おうとする者は都道府県知事を経由して経済産業大臣に、また、修理・販売の事業を行おうとする者は都道府県知事に届け出なければならない。

指定製造事業者及び国の指定に係る適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は都道府県知事を経由して経済産業大臣に申請することになっている。また、国の指定に係る事業所を除く適正計量管理事業所の指定は都道府県知事に申請することになっている。

大臣権限の届出・申請等については、計量検定所で法令の基準に適合しているかを検査し、その結果を添えて経済産業省へ送付する。

計量証明事業を行おうとする者は、都道府県知事に申請し事業の登録を受けることになっており、要件を満たしている者には登録証が交付されている。

計量士の登録を受けようとする者は、都道府県知事を経由して経済産業大臣に申請をすることになっている。

ア　製造・修理・販売事業の届出

計量法では特定計量器の製造・修理・販売事業を届出制とし、一定の要件を備えた者が事業を行うことができる。製造・修理事業の場合は計量器の検査設備が一定の基準に適合すること、また、販売事業の場合は営業所を有することが要件となっている。

・事業実績（令和７年度）

(ｱ)　製造・修理事業

a　新規届出等件数

区　分	新規届出	変更等	廃　止	計
製　造	0	55	6	61
修　理	0	76	15	91

b　事業区分別事業者数　（令和８年３月31日現在）

事業区分	製造	修理	事業区分	製造	修理
タクシーメーター	2	24	排水積算体積計等	0	1
質量計第１類	12	23	量器用尺付タンク	1	0
質量計第２類	11	17	密度浮ひょう等	3	0
分銅等	6	3	耐圧浮ひょう型密度計	1	0
自重計	0	14	圧力計第１類	12	0
ガラス製温度計	12	0	圧力計第２類	12	6
ガラス製体温計	0	0	血圧計第１類	4	7
抵抗体温計	0	2	血圧計第２類	2	0
皮革面積計	1	1	積算熱量計	0	0
水道メーター第１類	1	0	照度計	3	0
水道メーター第２類	1	0	騒音計	1	1
温水メーター	0	0	振動レベル計	1	2
自動車等給油メーター	6	6	濃度計第１類	1	6
小型車載燃料油メーター	6	6	濃度計第２類	6	2
大型車載燃料油メーター	5	3	濃度計第３類	5	3
微流量燃料油メーター	0	0	ホッパースケール	20	11

定置燃料油メーター等	4	3	充填用自動はかり	28	10
液化石油ガスメーター	2	2	コンベヤスケール	16	5
ガスメーター第１類	1	0	自動捕捉式はかり	13	12
ガスメーター第２類	1	0	その他の自動はかり	20	10
排ガス積算体積計等	0	1	合　　計	220	181

(ｲ)　販売事業

a　新規届出等件数

新規届出	変　　更	廃　　止	計
28	130	2	160

b　届出事業者数

令和７年度末の販売事業届出事業者数は、968である。

イ　指定製造事業者の指定

指定製造事業者は、届出製造事業者のうち一定水準以上の品質管理能力を有すると経済産業大臣に認められた者が指定される。

指定を受けることによって、型式承認を受けた特定計量器について、公的機関の検定に代えて、技術基準に基づく自主検査により基準適合証印を付すことができる。

・事業実績（令和７年度）

〔指定等件数〕

指定申請	指定検査	変　　更	変更検査	立入検査	廃　　止
0	0	3	0	2	0

〔事業区分別指定製造事業者数　（令和８年３月31日現在)〕

事業区分	騒音計	振動 レベル計	濃度計 第一類	計
届出数	1	1	1	3

ウ　計量証明事業の登録

計量証明事業には、質量に係る計量（トラックの積載重量等)、面積に係る計量（皮革取引）の証明を行う一般計量証明事業と、大気、水又は土壌中の物質の濃度、騒音や振動の大きさなどを証明する環境計量証明事業とがある。登録の基準は事業所ごとに必要な設備を有し、使用される計量器が一定の基準に適合すること、計量器の取扱上必要な知識経験を有する者が置かれ、その者が当該事業に係る計量管理を行うことである。

・事業実績（令和７年度）

〔登録等件数〕

区　分	新規登録	変更等	再交付	廃　　止	計
一般計量証明	4	102	2	7	115
環境計量証明	1	179	0	0	180

〔事業区分別計量証明事業者数〕　（令和８年３月31日現在）

事業区分	一般計量証明					環境計量証明				計
	長　さ	質　量	面　積	体　積	熱　量	濃　度	特定濃度	音圧レベル	振動加速度レベル	
登録数	0	243	7	6	0	83	1	70	61	471

エ　計量士の登録

計量法では、計量器の検査等の計量管理を適正に行うために必要な知識・経験を有する者に、一定の要件のもとに計量士の資格を付与し、経済産業大臣の登録を受ける制度が定められている。計量士の登録区分には、一般計量士、環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音、振動関係）がある。

・事業実績（令和７年度）　（単位：人）

区　　分	登　録	再交付	資格認定	計
一般計量士	5	0	3	8
環境計量士	41	4	0	45
計	46	4	3	53

オ　適正計量管理事業所の指定

計量法では、適正な計量の実施を確保する施策の一つとして、法令に定める基準を満たし適正な自主計量管理を行うことが可能な事業者を適正計量管理事業所として指定する制度を設けており、指定を受けた事業所は、計量士による特定計量器及び量目の計画的な自主検査と従業員の指導並びに法定定期検査の実施が義務付けられている（計量法第19条第2項及び第128条）。

・事業実績（令和７年度）

〔指定等件数〕

区　　分	新規指定	指定検査	変更等	廃止	調査
国の権限に属するもの	0	0	0	0	0
都の権限に属するもの	2	2	3,057	7	88
計	2	2	3,057	7	88

〔適正計量管理事業所総数　（令和８年３月31日現在）〕

区　　分	事業所数
国の権限に属するもの	0
都の権限に属するもの	2,334
計	2,334

※郵政民営化（平成19年10月１日）により、郵便局等は国から知事へ指定が変更されている。

⑵　検定（計量検定所検定課）

検定とは、製造、修理、輸入された特定計量器が、法で定める構造に係る技術上の基準に適合し、器差が検定公差を超えていないか検査し、合格した特定計量器には、通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分に、検定証印を付すことで、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用可能とする制度である。

検定の実施主体は、政令で計量器の区分ごとに経済産業大臣、都道府県知事等と定められており、一般的に使用されている特定計量器の多くは、都道府県知事が検定を行っている。

また、検定、定期検査等での器差の合否判定等は、法で定める基準器を用いて実施する。

ア　特定計量器の検定

近年、計量法関連の政省令改正が続き、特定計量器に関する技術基準が不明確となった。

こうした背景から、適正な品質管理体制を維持継続し、法令及び引用するJIS規格等を遵守した「正確な特定計量器の供給を確保」するため、計量検定所が、経済産業省等の関係機関と確認の上、届出製造・届出修理事業者に対して特定計量器の基準適合義務を果たすための指導・改善指示等を適切に実施することが重要な業務となってきている。

東京都が検定を行う主な特定計量器は、以下のとおりである。

・事業実績（令和７年度）

特定計量器の種類			検定個数	不合格数	不合格率
タクシーメーター		タクシーメーター装置検査	44,622	61	0.2%
体積計	積算体積計	水道メーター	0	0	—
		燃料油メーター	675	5	0.8%
		液化石油ガスメーター	88	0	0.0%
	量器用尺付タンク		1,311	1	0.1%
質量計		非自動はかり、分銅等	8,763	23	0.3%
皮革面積計			1	0	0.0%
温度計		ガラス製温度計	222	18	8.1%
		ガラス製体温計	0	0	—
アネロイド型圧力計		アネロイド型圧力計	2,572	8	0.4%
		アネロイド型血圧計	56,422	5,019	8.9%
密度浮ひょう			343	2	0.6%
濃　度　計		酒精度浮ひょう	386	110	28.5%
浮ひょう型比重		比重、重ボーメ度、日本酒度浮ひょう	5,361	99	1.9%
合　　計			120,766	5,346	4.5%

イ　基準器検査

基準器とは、特定計量器の検定、定期検査その他計量器の検査等の経済産業省令で定めるものに用いる計量器である。

・事業実績（令和７年度）

区　　分	検査個数	不合格数	不合格率	有効期間
タクシーメーター装置検査用基準器	9	0	0.0%	4年
質量基準器（基準分銅・基準はかり）	1,593	7	0.5%	1年、3年、5年
面積基準器（基準面積板）	1	0	0.0%	3年
基準積算体積計（基準ガスメーター）	0	0	—	2年
基準タンク（液体メーター用基準タンク）	8	1	12.5%	5年、8年
計	1,611	8	0.5%	種類ごとに規定

⑶　定期検査・計量証明検査（計量検定所検査課）

ア　定期検査

特定計量器のうち、「非自動はかり（一部除く）」、「分銅及びおもり」、「皮革面積計」は、

その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うものであると政令で定めている。取引又は証明に使用しているこれらの特定計量器について、２年に１回（皮革面積計は、１年に１回)、実施の期日及び場所等を公示し定期検査を行っている。

イ　計量証明検査

(ｱ)　一般計量証明検査

計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器で、政令で定めるもの（「非自動はかり」、「分銅及びおもり」、「皮革面積計」）については、計量証明検査を２年に１回（皮革面積計は、１年に１回）行っている。

(ｲ)　環境計量証明検査

環境計量証明事業者が使用している音圧レベル、振動加速度レベル及び濃度の計量証明に使用する特定計量器（「騒音計」、「振動レベル計」、「濃度計」）については、３年に１回計量証明検査を行っている。

ウ　指定定期検査機関への委託

「非自動はかり」、「分銅及びおもり」の定期検査及び計量証明検査については、以下のとおり、指定定期検査機関への委託を行っている。

平成14年4月から	２tを超えるもの
平成16年4月から	250kgを超えるもの
平成20年4月から	250kg以下のはかりのうち都が指定した地域

※　平成18年度からは、一部で実施していた集合検査を廃止し、全件所在地（特定計量器使用場所）に出向いて定期検査を実施

・事業実績（令和７年度）

区　　分		検査個数	不合格個数	不合格率
①　定期検査		33,567(25,638)	394(210)	1.2(0.8)%
②　計量証明検査	一般計量証明検査	101(　　93)	1(　1)	1.0(1.1)%
	環境計量証明検査	48	0	0.0%
	計	149(　　93)	1(　1)	0.7(1.1)%

(　) は指定定期・計量証明検査機関による実績で、内数

⑷　計量受託検査（計量検定所検定課）

東京都計量受託検査条例に基づき、使用者から申請のあった取引証明以外に使用する計量器及び物質の量の確認並びにはかりの検査等に用いる実用基準分銅の検査を実施している。

また、計量標準供給の国際整合性、品質管理の向上に伴い、国内における計量計測トレーサビリティ確保のニーズが高い実用クラスの分銅の標準供給を行い、都内企業の品質管理の向上、輸出促進への技術支援に貢献するため、平成14年にＪＣＳＳ校正事業者（質量区分:分銅等）の認定（国際MRA対応）を受け、国際的に通用する校正証明書を発行している。

（ＭＲＡ：(Mutual Recognition Arrangement) 多国間の相互承認）

・事業実績（令和７年度）

区　　分		検査個数
計量受託検査	取引証明外計量器・物質の量の確認及び実用基準分銅の検査	143
	ＪＣＳＳ校正「国際ＭＲＡ認定番号：JCSS0114」	351
	計	494

⑸　立入検査（計量検定所検査課）

ア　商品量目立入検査

各種商品の取引に当たっての商品量目の適否は、都民の経済生活に大きな影響を及ぼすことから、不適正量目を排除するため、百貨店、スーパーマーケット、一般小売店、食品製造所等の立入検査を行っており、夏期・年末時期の商品流通の繁忙時期には、例年、集中的な検査を実施している。

・事業実績（令和７年度）

区　　分	検査件数	不適正件数	不適正率
百　　貨　　店	0	0	－
スーパーマーケット	4,680	48	1.0%
一　般　小　売　店	161	2	1.2%
食　品　製　造　所　等	96	0	0.0%
計　量　相　談・苦　情	42	9	21.4%
計	4,979	59	1.2%

イ　計量器立入検査

特定計量器のうち、取引や証明に使用されている非自動はかり、ガス・水道メーター、燃料油メーター、タクシーメーター、電気子メーター等を対象に検定証印等の有無、有効期間の確認、定期検査の受検状況、また、使用方法の適否などの監視を目的として検査を実施し、適正な計量の実施を確保している。

・事業実績（令和７年度）

区	分	検査件数	不適正件数	不適正率
定期検査対象のもの	非自動はかり	578	4	0.7%
	皮革面積計	0	0	－
	計	578	4	0.7%
有効期間のあるもの	水道メーター	53	0	0.0%
	都市ガスメーター	0	0	－
	燃料油メーター	376	1	0.3%
	液化石油ガスメーター	1	0	0.0%
	石油ガスメーター	186	0	0.0%
	タクシーメーター	0	0	－
	タクシーメーター(駅頭)	0	0	－
	温水メーター・積算熱量計	0	0	－
	電気メーター	0	0	－
	電気子メーター	0	0	－
	水道・温水子メーター	0	0	－
	計	616	1	0.2%
計量器検査小計		1,194	5	0.4%
計量相談・苦情等		0	0	－
管理台帳調査		320,788	147	0.05%
合計		321,982	152	0.05%

ウ　買取検査

立入検査では内容量の確認が困難なもの、包装を破棄しなければ風袋量を把握できないもの、風袋量が不明確なもの、自然減量率の影響が大きいもの、商品量目について計量相談・苦情があったもの等の商品を、百貨店・スーパーマーケット等から買い取り、量目及び表記等について検査している。

・事業実績（令和７年度）

商品量目買取検査の成績　　上段：量目検査、下段：表示検査　（　）内：%

実施時期	買取商品名	検査種別	検査品目数	不適正品目数	検査件数	不適正件数
令和８年２月18日～３月６日	パスタソース	量目	10	0(0.0)	30	0(0.0)
		表示	10	0(0.0)	30	0(0.0)
令和８年２月18日～３月６日	ふりかけ	量目	10	0(0.0)	30	0(0.0)
		表示	10	0(0.0)	30	0(0.0)
令和８年２月25日～３月６日	グミ	量目	15	0(0.0)	45	0(0.0)
		表示	15	0(0.0)	45	0(0.0)
令和８年２月25日～３月６日	チョコレート	量目	14	0(0.0)	42	0(0.0)
		表示	14	0(0.0)	42	0(0.0)

エ　計量適正化協議会

立入検査及び買取検査の結果に基づき改善等を必要とする事業者及び関係業界団体に対し、計量の適正化に向け開催しているが、令和７年度は該当事業所等がなかったため開催していない。

⑹　普及啓発等（計量検定所管理指導課・検査課）

計量知識の普及啓発のため、消費者計量講習会、事業者計量講習会を実施するとともに、計量記念日事業等により、正しい計量を確保するための施策についてＰＲを行っている。

ア　消費者計量講習会

・事業実績（令和７年度）

７回　　参加延べ人数　　318人

イ　事業者計量講習会・説明会

・事業実績（令和７年度）

15回　　参加延べ人数　　318人

ウ　計量記念日事業

11月１日の計量記念日を中心に計量展「都民計量のひろば」（イベントの実施、WEB版の公開）、商店等の正量取引強調運動、計量管理強調運動等を実施している。

エ　消費生活展への参加

区市町村等が主催する「消費生活展」等に参加し、消費者に計量の意義をＰＲしている。

・事業実績（令和７年度）

10区・１市・その他３

オ　東京都消費生活調査員による計量調査

東京都消費生活調査員（区分Ｃ：計量調査）に、食料品を主とする計量販売実態の調査を依頼し、計量行政上有用な情報を収集するとともに、計量調査用の「はかり」を貸与し消費者の計量商品等の量目管理に対する認識の向上を図っている。

・事業実績（令和７年度）

・調査員人数　100人

・調査対象品　食料品を主とした計量販売商品

・調 査 期 間　令和７年７月～12月

・調 査 品 数　5,243品

カ　児童向け普及啓発事業

小学校の児童を対象に、計量や計量制度に対する理解を深めることを目的として、夏休み期間のイベントや計量教室等を開催している。

・事業実績（令和７年度）

(ｱ)　親子はかり教室

夏休み６日間　97組218人、特設ＷＥＢページの公開

(ｲ)　区市町村主催計量教室（区市町村で開催）

１区　48人

(ｳ)　出前計量教室（都内公立小学校へ出向いて開催）

３小学校　４教室　165 人

キ　計量相談

年間を通じて、消費者や事業者、区市町村及び他府県の行政関係者、報道関係者からの計量に関する相談や問い合わせについて回答を行っている。

・事業実績（令和７年度）

相談項目	相談件数	構成比
商品量目・表示関係	124	34.4%
特定計量器関係	16	4.4%
計量証明関係	38	10.5%
計量法の解釈等	10	2.8%
事業者届出・登録・指定等	173	47.9%
その他	0	―
合　　計	361	100.0%

⑺　計量技術の国際協力（計量検定所管理指導課）

国際協力事業の一環として、昭和61年以降実施している経済産業省の協力依頼に基づくＪＩＣＡ、ＡＯＴＳ等の「計量技術に関する研修事業」の研修生受け入れのほか、海外からの視察団の受入れなどを行っている。

⑻　計量検定所の建物維持管理（計量検定所管理指導課）

計量検定所事業実施のため、本所、タクシーメーター検査場の建物維持管理を行っている。

・計量検定所施設概況

施　　設		開始年月	所在地	規　模
本　　所		平成 26 年１月	江東区新砂三丁目３番 41 号	敷地　3,532.17 ㎡ 建物　4,353.14 ㎡
タクシーメーター検査場	港南検査場	平成 25 年 10 月	港区港南五丁目１番 26 号	敷地　2,794.42 ㎡ 建物　1,185.20 ㎡
	深川検査場	昭和 60 年５月	江東区千石一丁目５番７号	敷地　3,436.83 ㎡ 建物　2,066.02 ㎡
	立川検査場	昭和 44 年４月	立川市柴崎町六丁目８番 13 号	敷地　2,572.51 ㎡ 建物　280.00 ㎡

私学振興等のための施策

１　私立学校の認可・指導 …… 102
２　私立学校教育助成 …… 106
３　東京都育英資金 …… 117
４　事業協力団体への助成等 …… 117
５　その他 …… 119

私学振興等のための施策

私立学校は、公立学校と異なり私人の寄付財産等によって成り立っており、その運営も各設置者が建学の精神に基づき自立的に行っている。

現在、都内の学校に在学する児童・生徒のうち、私立学校に在学する割合は、高等学校で５割を超え、幼稚園で約９割、専修学校・各種学校でほぼ10割となっており、私立学校が都の公教育に果たす役割は大きい。

したがって、都は、都内私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として各種の事務事業を私学部において推進している。

その他、私学部では、関係各局が連携して実施する学齢期の子育ちに関する事業のうち、フリースクール等への支援事業を実施している。

主な事業は、次のとおりである。

１　私立学校の認可・指導

学校教育法及び私立学校法等に基づき、東京都知事が所轄する私立学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）や学校法人に関する認可・指導等を行っている。

２　私立学校教育への助成

⑴　私立学校振興助成法等に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の経済的負担の軽減とともに経営の健全性を高めることを目的として、東京都知事が所轄する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の経常的経費に対する補助（経常費補助）を行っている。

⑵　保護者の経済的負担の軽減を目的とし、保護者に補助又は貸付を行っている。

⑶　学校施設整備に関する補助等、各種補助を行っている。

３　東京都育英資金

東京都育英資金条例に基づき、修学意欲のある者の教育を受ける機会の拡充に寄与することを目的とする東京都育英資金事業を実施している。

平成17年度より公益財団法人東京都私学財団が事業実施主体となっており、都は事業実施に必要な支援を行っている。

また、平成16年度までに都が採用した奨学生の返還金については、返還終了まで都がその事務を担当している。

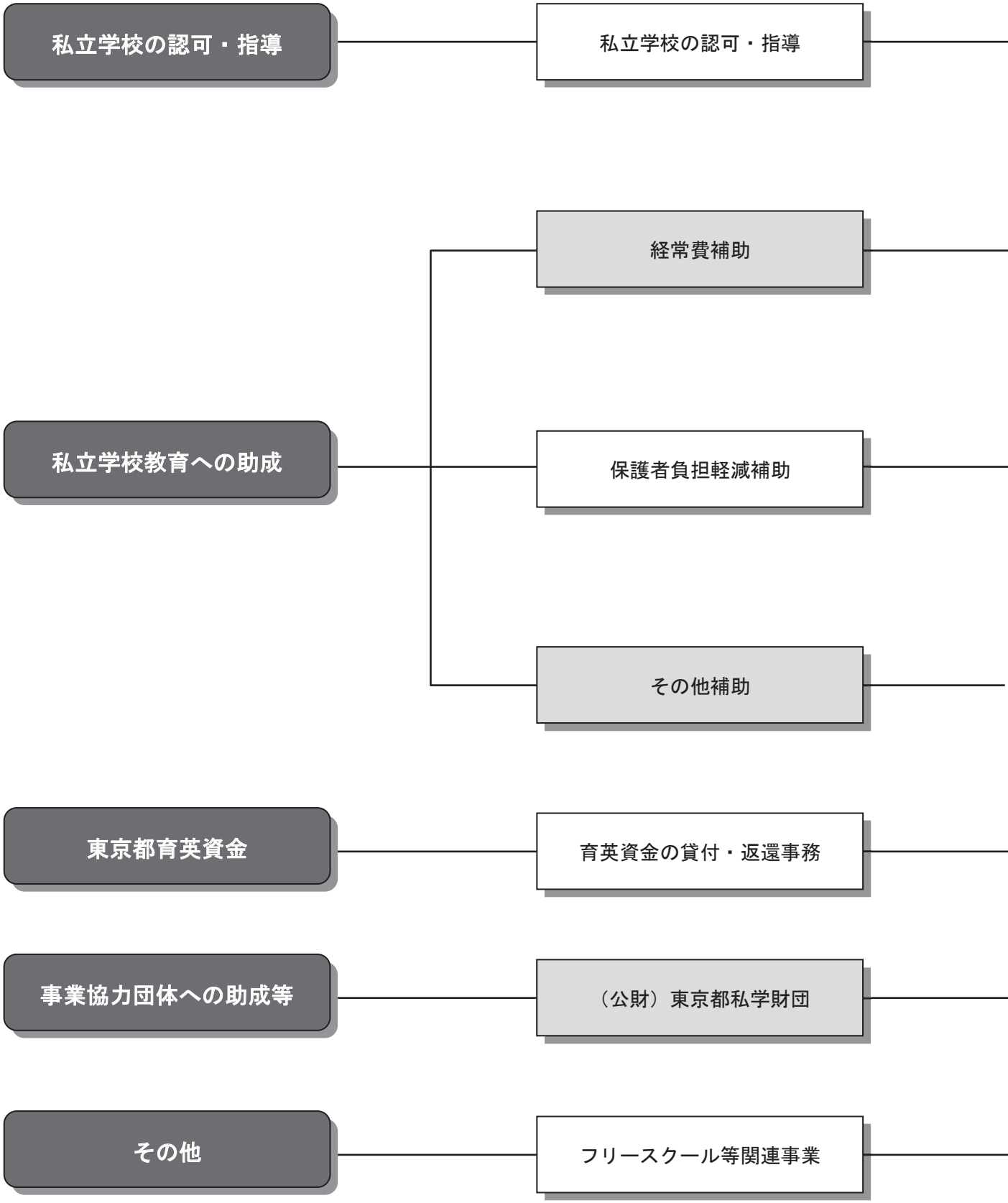
４　事業協力団体への助成等

都内の私立学校等の教育振興のため、各種事業を実施する公益財団法人東京都私学財団への助成を行っている。

５　その他

学校生活になじめない子供の学び・居場所の選択肢を多様化し、子供が社会で自立する力を育む後押しを行うため、フリースクール等に関連する支援事業を行っている。

事業の体系


私立学校の認可・指導
私立学校の認可・指導
私立学校教育への助成
経常費補助
保護者負担軽減補助
その他補助
東京都育英資金
育英資金の貸付・返還事務
事業協力団体への助成等
（公財）東京都私学財団
その他
フリースクール等関連事業

・学校教育法及び私立学校法等に基づき私立学校（幼・小・中・義務教育・高・中等教育・特別支援・専修・各種）及び学校法人の認可・指導を行う。
・認可等について諮問する東京都私立学校審議会の運営を行う。
・東京都所轄の学校法人に対し学校法人会計基準に関する指導を行う。

・私立学校振興助成法に基づき、私立の幼・小・中・高（全日・定時）・特別支援・通信制に対し経常費補助を行う。

・保護者の経済的負担の軽減を目的とする助成を行う。

・学校施設設備に関する補助等、各種補助を行う。

・(公財)東京都私学財団が実施する東京都育英資金事業に対する補助を行う。
・東京都育英資金の返還事務を行う。

・当財団への助成と運営支援を行う。

・フリースクール等の利用者及び事業者への支援を行う。

1　私立学校の認可・指導（私学部私学行政課）

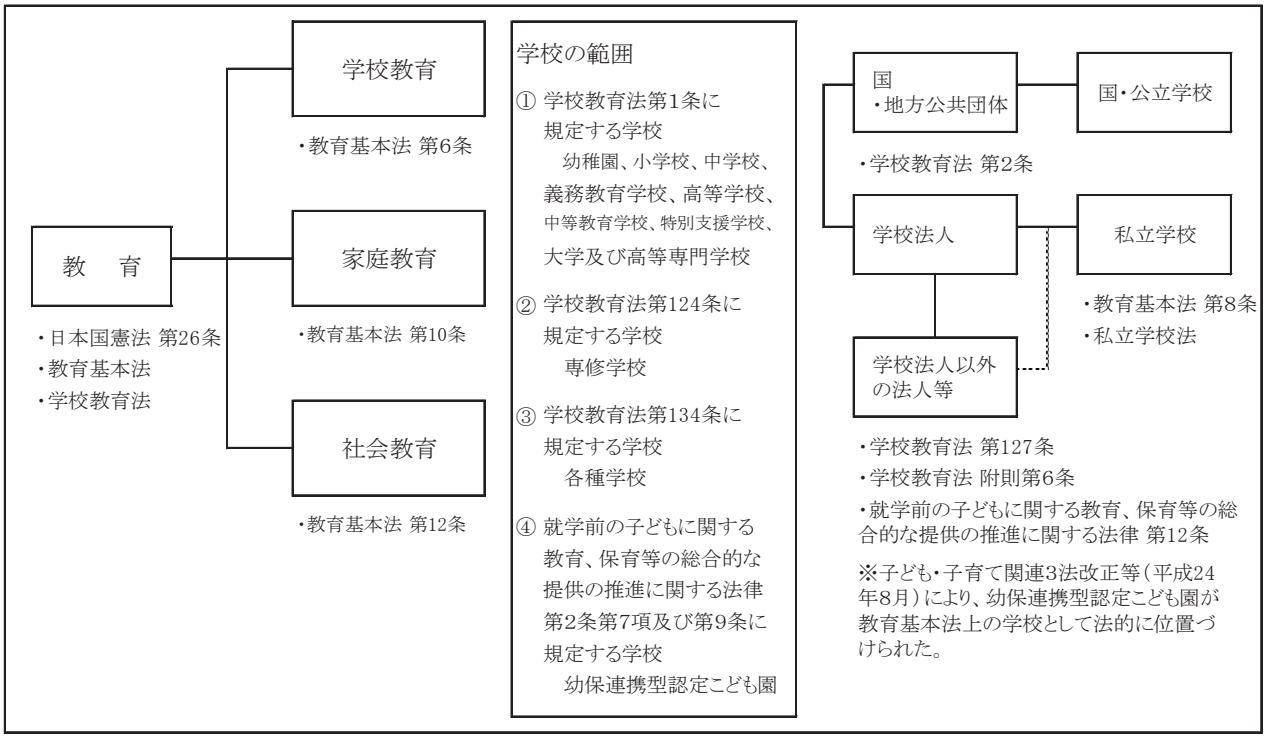
⑴　私立学校の公共性と自主性

私立学校は、公教育機関として国・公立学校と変わりなく公教育の一翼を担っている。すなわち、私立学校にも国・公立学校と同様に憲法、教育基本法及び学校教育法が適用され、学校の設置基準も国・公立と私立で変わらない。

しかし、私立学校は、国・公立と異なり私人の寄付財産等により設立され、その運営も自立的に行われる性格をもっており、私立学校制度を規定する私立学校法が適用される。

私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、国・公立の学校に比べ、所轄庁の権限を制限するとともに、権限の行使に際しても、教育に関する学識経験者からなる私立学校審議会の意見を聴かなければならないとしている。

〈私立学校の位置づけ〉



⑵　所轄庁の権限等

都では、私立学校の設置・廃止・設置者変更等の認可及び学校法人の設立の認可等とともに、学則変更、校地・校舎の取得又は処分、学校法人の役員変更届等の受理、その他これらの事務に伴う指導等を行っている。

学校教育法及び私立学校法では、所轄庁の権限として、

ア　学校の設置・廃止・設置者変更等の認可（学校教育法第４条、第130条、第134条第２項）

イ　学校の閉鎖命令（学校教育法第13条）

ウ　学校法人の設立認可（私立学校法第23条）

エ　学校法人の解散命令（私立学校法第135条）

オ　学校法人に対する措置命令（私立学校法第133条第１項）

カ　学校法人が措置命令に従わないときの役員の解任勧告（私立学校法第133条第10項）
キ　学校法人に対する報告徴収、立入検査（私立学校法第136条）
ク　教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めること（私立学校法第６条）
等が規定されているが、学校教育法第14条に規定している設備・授業等の変更命令については、私立学校の自主性の観点から、私立学校には適用されないこととなっている（私立学校法第５条）。

なお、これらの私立学校に関する認可事務等のうち、幼稚園、専修学校及び各種学校に係るもの（外国人を専ら対象とする学校、市地域にある資格免許の指定のある学校及び町村地域にある学校に係るものを除く。）については、条例により区及び市の処理する事務としている。

⑶　東京都私立学校審議会

私立学校法に基づいて設置されている知事の諮問機関で、私立学校の設置、廃止、設置者変更等及び学校法人設立の認可等について審議する。また、私立学校に関する重要事項について知事に建議することができる。

・設 置 年 度　　昭和25年度
・根拠法令等　　私立学校法第８条
・委　員　数　　20人（学識経験者５人、私立学校関係者15人）
・事 業 実 績（令和７年度）　　開催回数　11回
・答 申 件 数（令和７年度）　　68件（設置計画承認を除く。）

⑷　学校法人会計基準の指導

私立学校の経理の合理化及び会計処理の適正化を図るため、昭和48年度から学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）による会計処理を全面適用し指導を行っている。

・研修会の実施　　年１回
・現地指導実績（令和７年度）　37法人

⑸　その他

ア　留学生の違法活動防止対策

都内の教育機関に在籍する留学生の違法活動を未然に防ぐために、平成15年度から「留学生の違法活動防止のための連絡協議会」を設置し、関係機関との連携を強化するとともに、「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」を策定し、留学生の在籍する学校への調査・指導や講習会等の啓発事業を行っている。

・「留学生の違法活動防止のための連絡協議会」の構成
文部科学省、東京出入国在留管理局、警視庁、新宿区、台東区、渋谷区、豊島区、武蔵野市、東京都、（一財）日本語教育振興協会、（公社）東京都専修学校各種学校協会

イ　いじめ防止対策の推進

いじめ防止対策推進法（平成25年施行）及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年施行）に基づき、東京都いじめ防止対策推進基本方針を策定し、連絡協議会の設置等、関係各局と連携して私立学校に関する対応を行っている。

ウ　子ども・子育て支援新制度（平成27年４月施行）

子ども・子育て支援新制度とは、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する趣旨から、平成 27 年４月より施行された子ども・子育て支援法等に基づく制度のことをいい、主なポイントは次のとおりである。

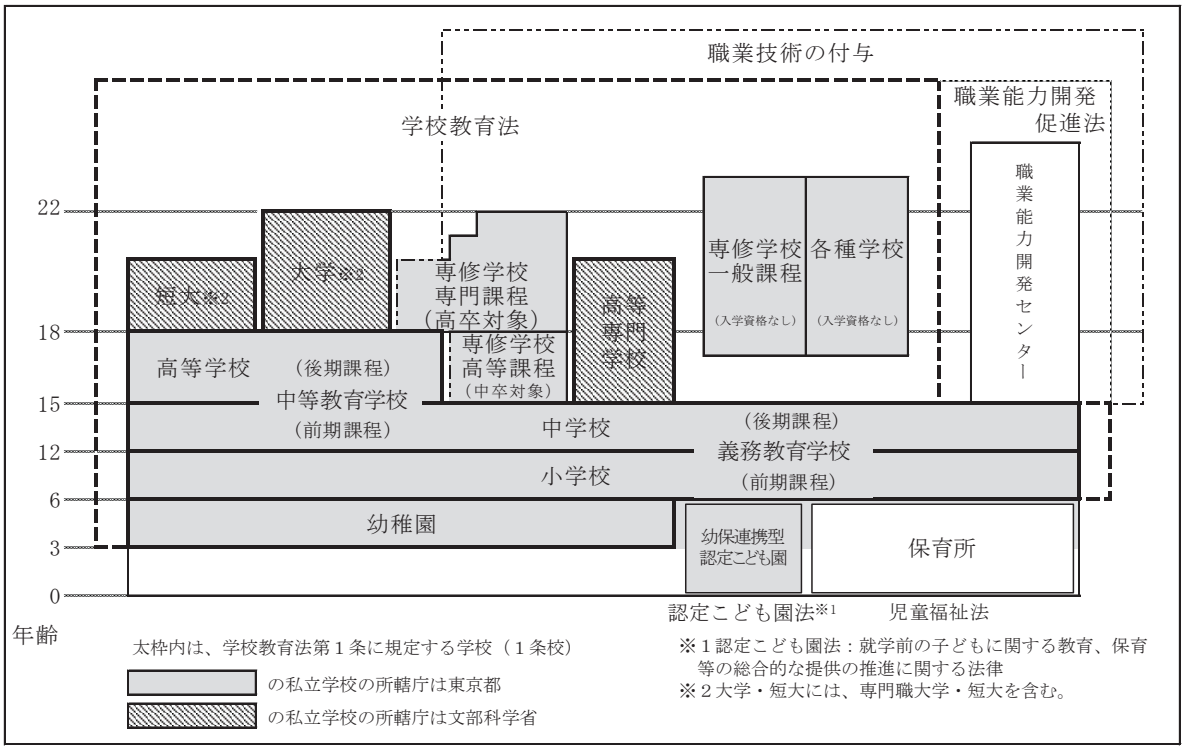
・認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みの共通化（施設型給付等の創設）

・認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化等）

・地域の子ども・子育て支援の充実（地域子ども・子育て支援事業の実施）

都においては、東京都子供・子育て会議の設置（平成25年10月）、東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）（令和７年３月）の策定等を行っている。

〈学校等の体系〉



〈所轄庁〉

所轄庁	私　立　学　校	学　校　法　人
文部科学大臣	○大学・短期大学 ○高等専門学校	左記の学校を設置する法人
都　知　事	○小・中・義務教育・高・中等教育・特別支援学校 ○幼保連携型認定こども園 ○外国人を専ら対象とする各種学校 ○市地域にある教員免許・資格取得の認定又は指定のある専修・各種学校 ○町村地域にある幼稚園、専修・各種学校	文部科学大臣所轄の法人以外の学校法人
区　長 市　長	○上記以外の幼稚園、専修・各種学校（※）	

※東京都条例（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例）により、区長及び市長を所轄庁としている。

〈都内国公私立学校数及び生徒数〉　（令和７年５月１日現在）

区　分		高　校		中等教育学校	中学校	義務教育学校	小学校	幼稚園	特別支援学校	専　修学　校	各　種学　校	幼保連携型認定こども園	合　計
		全・定	通信制										
学校数	私立	237	8		187		55	786	4	374	151	57	1,859
	(%)	(55.1)	(72.7)		(23.5)		(4.2)	(84.0)	(5.6)	(97.7)	(100.0)	(91.9)	(44.5)
	公立	187	3	6	603	11	1,254	148	63	8		5	2,288
	(%)	(43.5)	(27.3)	(75.0)	(75.8)	(100.0)	(95.4)	(15.8)	(88.7)	(2.1)		(8.1)	(54.8)
	国立	6		2	6		6	2	4	1			27
	(%)	(1.4)		(25.0)	(0.8)		(0.5)	(0.2)	(5.6)	(0.3)			(0.6)
	計	430	11	8	796	11	1,315	936	71	383	151	62	4,174
	(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
児童生徒数	私立	174,903	10,129		83,830		25,416	84,338	222	128,517	26,876	9,165	543,396
	(%)	(57.6)	(85.9)		(26.7)		(4.1)	(93.0)	(1.4)	(98.5)	(100.0)	(94.4)	(35.4)
	公立	125,354	1,664	5,572	227,543	9,674	587,075	6,004	15,258	1,880		546	980,570
	(%)	(41.3)	(14.1)	(79.6)	(72.5)	(100.0)	(95.3)	(6.6)	(96.2)	(1.4)		(5.6)	(63.9)
	国立	3,211		1,427	2,559		3,593	355	388	28			11,561
	(%)	(1.1)		(20.4)	(0.8)		(0.6)	(0.4)	(2.4)	(0.0)			(0.8)
	計	303,468	11,793	6,999	313,932	9,674	616,084	90,697	15,868	130,425	26,876	9,711	1,535,527
	(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
全国の私立学校生徒の割合		34.6%	79.7%	23.7%	8.0%	0.3%	1.4%	88.3%	0.6%	96.8%	99.6%	88.2%	25.2%

資料：学校基本調査

2　私立学校教育助成（私学部私学振興課・連携支援課）

私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の負担軽減、経営の健全化等を図るため各種の助成を行っている。

〈私立学校教育助成実績〉　（単位：千円）

事　業　名	令和７年度	令和６年度	増（△）減
経常費補助	133,709,819	126,362,180	7,347,639
私立高等学校経常費補助	76,569,523	71,001,143	5,568,380
私立中学校経常費補助	30,098,002	28,968,036	1,129,966
私立小学校経常費補助	7,579,586	7,279,205	300,381
私立幼稚園経常費補助	16,797,277	16,518,297	278,980
私立特別支援学校等経常費補助	2,509,582	2,450,726	58,856
私立通信制高等学校経常費補助	155,850	144,773	11,077
保護者負担軽減	102,640,112	93,748,329	8,891,782
私立高等学校等就学支援金	30,190,967	19,104,548	11,086,419
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	412,266	330,785	81,481
私立高等学校等特別奨学金補助	44,917,996	51,276,999	△6,359,003
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	1,220,792	1,425,837	△205,045
私立中学校等特別奨学金補助	8,081,810	7,419,714	662,096
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	1,487	1,410	77
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	6,808	5,806	1,002
私立幼稚園等施設等利用費負担金	5,438,163	6,205,476	△767,313
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	2,755,355	2,721,980	33,375
私立専修学校授業料等減免費用負担金	9,613,619	5,254,634	4,358,985
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	851	1,141	△290
その他補助	33,940,619	29,856,762	4,083,857
私立幼稚園教育振興事業費補助	549,688	624,231	△74,543
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	562,128	576,240	△14,112
私立幼稚園等特色教育等推進補助	69,284	62,054	7,230
私立幼稚園等施設型給付費負担金	10,193,158	8,806,692	1,386,466
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	538,427	403,612	134,815
私立幼稚園預かり保育推進補助	895,103	924,704	△29,601
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	2,450,328	2,121,425	328,903
私立高等学校都内生就学促進補助	460,667	449,818	10,849
私立専修学校教育振興費補助	641,712	588,576	53,136
私立専修学校特別支援教育事業費補助	163,916	182,058	△18,142

事　　業　　名	令和７年度	令和６年度	増（△）減
私立専修学校職業実践専門課程推進補助	307,330	298,655	8,675
私立外国人学校教育運営費補助	89,803	82,412	7,391
私立学校安全対策促進事業費補助	1,777,668	787,368	990,300
私立学校教育振興資金融資利子補給	182,045	180,508	1,537
私立学校デジタル教育環境整備費補助	3,413,102	2,786,814	626,288
私立専修学校教育環境整備費補助	455,024	393,886	61,138
産業・理科教育施設設備整備費補助	48,941	31,576	17,365
私立学校省エネ設備等導入事業費補助	2,292,720	2,076,716	216,004
私立幼稚園等環境整備費補助	208,085	126,843	81,242
認定こども園整備費等補助	505,757	475,833	29,924
私立学校教育研究費補助	70,420	70,018	402
私立学校退職手当補助	4,069,248	4,056,617	12,631
私立学校教職員共済費補助	1,852,538	1,819,482	33,056
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助	2,143,526	1,930,625	212,901
計	270,290,550	249,967,271	20,323,279

※　四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

⑴　経常費補助

私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園等、特別支援学校及び通信制高等学校）を設置する学校法人及び学校法人化を志向する個人立等の幼稚園の設置者に対し、経常費の一部を補助している。

事業区分は、以下のとおり

経　常　費　補　助	対　　象　　学　　種
私立高等学校経常費補助	私立高等学校（全日制・定時制）
私立中学校経常費補助	私立中学校
私立小学校経常費補助	私立小学校
私立幼稚園経常費補助	学校法人立幼稚園・学校法人化志向幼稚園
私立特別支援学校等経常費補助	特別支援学校、特別支援学級を置く小学校又は中学校 障害児が就園する学校法人立幼稚園等
私立通信制高等学校経常費補助	通信制高等学校

・事業実績（令和７年度）

私立高等学校経常費補助　236校　　私立中学校経常費補助　183校

私立小学校経常費補助　55校　　私立幼稚園経常費補助　394園

私立特別支援学校等経常費補助　339校　　私立通信制高等学校経常費補助　８校

⑵　保護者負担軽減

ア　私立高等学校等就学支援金等

(ｱ)　私立高等学校等就学支援金及び高校生等・新修学支援金

私立高等学校等就学支援金は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都内の私立高等学校等の生徒に対し、授業料の一定額を助成している。

令和７年度は、高等学校等就学支援金の所得制限を受けている高校生等に対して、高校生等臨時支援金の助成により、所得制限を事実上撤廃している。

令和８年度は、所得制限のない新制度に改正され、日本国内に住所を有する日本人等の生徒を対象に、全国私立高等学校等平均授業料を上限として補助を行っている。また、制度の拡充にあたり地方負担が導入され、財源負担はこれまでの国10/10から、国3/4・都1/4とされている。

高校生等・新修学支援金は、高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる生徒等に対し、令和７年度の就学支援金等と同等の水準により、補助を行っている。財源負担は、国3/4・都1/4とされている。

(ｲ)　私立高等学校等学び直し支援金

私立高等学校等学び直し支援金は、平成29年度から、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も継続して授業料の助成を行っている。令和７年度から収入要件を事実上撤廃した。令和８年度は、新制度に改正され、日本人等の生徒については、支給上限額が引き上げられ、年収に関わらず補助を実施している。また、新制度対象外の生徒等は、令和７年度と同等の水準により、補助を行っている。財源負担はこれまでの国10/10から、国3/4・都1/4とされている。

(ｳ)　私立高等学校等専攻科支援金

私立高等学校等専攻科支援金は、令和２年度から、高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒の授業料を軽減している。令和７年度からは、多子世帯について、所得制限なく補助を行っている。

なお、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金は学校設置者が代理受領する。

・事業実績（令和７年度）

高等学校等就学支援金	77,243人（月別受給者数の年間平均）
高校生等臨時支援金	109,164人
学び直し支援金	320人（月別受給者数の年間平均）
専攻科支援金	18人（月別受給者数の年間平均）

イ　私立高等学校等就学支援金学校事務費補助

高等学校等就学支援金の支給に伴う私立学校の事務負担を軽減するため、その経費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　247設置者

ウ　私立高等学校等特別奨学金補助

都内に居住する都内及び都外の私立高等学校等に在学する生徒の保護者に、高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料を勘案した額まで助成している(公財)東京都私学財団の「私立高等学校等授業料軽減助成金事業」に対して補助している。

令和３年度からは、東京都以外の自治体が認可している私立通信制高等学校の生徒保護者に対する授業料補助である「私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金」を実施している。

令和６年度からは所得制限を撤廃している。

・事業実績（令和７年度）

私立高等学校等授業料軽減助成金

都内校：126,889人（うち通信制：1,868人）　都外校：16,735人　計：143,624人

私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金　14,166人

エ　私立高等学校等奨学給付金事業費補助

授業料以外の教育費負担が大きい私立高等学校等の生徒を持つ低所得者層の世帯について、その費用負担の軽減を図るため、(公財）東京都私学財団が実施する「私立高等学校等奨学給付金助成事業」に対し補助を行う。

令和２年度からは、家計が急変した世帯も対象としている。

令和７年度からは、専攻科について、多子世帯の年収要件を緩和するなど、制度を拡充している。

令和８年度からは、国の制度改正を受けて、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、財政負担はこれまでの国1/3・都2/3から、国1/2・都1/2となっている。

・事業実績（令和７年度）　8,136人

〈私立高等学校等の各補助制度の生徒一人当たり補助単価（令和８年度）〉

対象世帯	就学支援金等	特別奨学金	奨学給付金
生活保護世帯	457,200 円	43,800 円	52,600 円
年収約 270 万円未満の世帯			152,000 円
年収約 380 万円未満の世帯			50,670 円
年収約 490 万円未満の世帯			38,000 円
年収約 490 万円以上の世帯			－

オ　私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助

生徒の修学条件の改善を図るため、都内に私立高等学校定時制課程又は通信制課程を設置し、かつ、当該課程に在学する勤労生徒に対し教科書及び学習書給与事業を実施している学校法人に対し、その事業に要した費用の一部を補助している。

平成23年度より(公財)東京都私学財団で事業実施し、都は同財団に対して補助している。

・事業実績（令和７年度）　教科書学習書給与事業　　延べ1,553冊

カ　私立高等学校等入学支度金貸付利子補給

私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、入学支度金の無利息貸出を行っている私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校及び私立専修学校高等課程（３年制課程）に対し、貸出原資を貸し出している。都は、平成11年度から（公財）東京都私学財団が私立高等学校等へ貸し付けるために銀行から借り入れた原資に対し、利子補給を行っている。

なお、生徒一人当たり貸付金額は25万円となっている。

・事業実績（令和７年度）　362人

キ　私立中学校等特別奨学金補助

都内に居住する都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者に年額10万円まで助成している（公財）東京都私学財団の「私立中学校等授業料軽減助成金事業」に対して補助している。

令和６年度からは所得制限を撤廃している。

・事業実績（令和７年度）

都内校：63,182人　都外校：10,670人　　計：73,852人

ク　私立中学校等授業料保護者負担軽減臨時特別事業費補助

私立中学校等の保護者の学習費負担は増加傾向にある中、令和８年度前半までは実質賃金はマイナスの状況が続くと見込まれる。こうした状況などを勘案し、私立中学校等特別奨学金の対象者に令和８年度については、授業料の一部（年額２万円まで）を助成する。

ケ　私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助

区市町村が、公立小・中学校における支援との均衡を図るため、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対して給食費相当額の補助を実施する場合に、都が支援を実施する。

補助対象経費は、区市町村が私立学校等の児童・生徒保護者に補助する給食費相当額であり、補助上限単価（公立学校給食費負担軽減と同水準）に月数若しくは日数を乗じて得た額又は区市町村が実際に支出した額のいずれか小さい額の1/2を都が補助する。

コ　私立幼稚園等施設等利用費負担金

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に通う園児保護者の負担軽減のため、保護者に対して区市町村が行う負担軽減事業の経費について、国制度単価に係る都負担分を補助している。

また、預かり保育の国制度単価に係る都負担分を補助している。

・事業実績（令和７年度）　新制度未移行園59,004人、預かり保育23,073人

サ　私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助

都内区市町村が行う保護者負担軽減事業に対して、その経費の一部を補助している。

補助単価は、生活保護世帯及び区市町村民税所得割課税額が一定基準以下でひとり親世帯は年額74,400円、区市町村民税非課税世帯、区市町村民税所得割非課税世帯及び区市町村民税所得割課税額が一定基準以下でひとり親世帯は年額38,400円、区市町村民税所得割

課税額が一定額以上の世帯は一律に年額21,600円としている（いずれも第１子の場合）。

令和５年度からは、区市町村が保育の必要があると認定した住民税課税世帯における第２子以降の満３歳児及び０～２歳児に係る預かり保育料を補助対象としている。

令和７年度９月以降は、区市町村が保育の必要があると認定した住民税課税世帯における満３歳児及び０～２歳児に係る預かり保育料を補助対象としている。

令和８年10月より、直近の物価水準や賃金動向等を踏まえ、国は無償化上限額の引き上げを行うこととしている。

なお、都が認定する幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者については、上記の他に一定額の補助単価を設けている。

・事業実績（令和７年度）　延べ1,036,291人

シ　私立専修学校授業料等減免費用負担金

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、修学支援の対象機関（確認校）となっている専修学校（専門課程）に在学する、住民税非課税世帯等の学生及び中間所得層世帯の理工農系の学生、並びに多子世帯の学生への授業料及び入学金の減免を行った専修学校に対し補助を行う。

・事業実績（令和７年度）　251校　授業料減免18,408人　入学金減免8,822人

ス　私立学校被災生徒等受入支援事業費補助

東日本大震災又は大規模災害により被災し東京都内の私立学校に転入学した生徒等の保護者に対して、学用品、修学旅行費などの経費の一部を補助するほか、被災して授業料等の納付が困難となった生徒等の授業料等を減免した私立学校に対して、その経費の一部を補助している。令和８年度からは、東日本大震災のうち原子力発電所の事故による被災者に限り補助する。

・事業実績（令和７年度）

被災生徒等臨時支援金　３人　　被災生徒等授業料等減免補助　１人

⑶　その他補助

ア　私立幼稚園教育振興事業費補助

都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、学校教育法附則第６条に規定する幼稚園（学校法人化を志向する幼稚園を除く。）の設置者に対し、運営費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　71園

イ　私立幼稚園特別支援教育事業費補助

特別支援教育の振興発展を図るため、障害児が通園する私立幼稚園等（私立特別支援学校等経常費補助の対象となる幼稚園等を除く。）の設置者に対し、運営費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　112園

ウ　私立幼稚園等特色教育等推進補助

私立幼稚園等における特色ある教育の取組等を推進するため、新制度に移行した園に対し、経常費補助等の特別補助として実施していた地域教育事業及び保育体験の受入れ事業について、施設型給付費と別に補助している。

・事業実績（令和７年度）　141園

エ　私立幼稚園等施設型給付費負担金

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、幼稚園・認定こども園・保育所を通じた共通の給付制度である施設型給付が創設された。そのうち、新制度に移行する私立幼稚園等に対し、区市町村が支給する施設型給付費の一部を、都が負担している。

令和８年度からは、こども誰でも通園制度の給付制度化に伴い、保育所等を利用していない０歳６か月～満３歳未満の未就園児に対し、区市町村が支給する給付費の一部を、都が負担する。

・事業実績（令和７年度）　新制度移行園（都内）　320園

オ　私立幼稚園等教育体制支援事業費補助

私立幼稚園等に勤務する教職員等の処遇改善を図るため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、私立幼稚園等が行う処遇改善に係る経費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　333園

カ　私立幼稚園預かり保育推進補助

少子化の進展及び女性の社会進出、共働き家庭の一般化などに伴う保育ニーズの多様化に対応するため、教育時間終了後２時間以上、教育時間開始前及び春・夏・冬期の長期休暇中に自園児を園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に対して、その運営費の一部の補助等を実施している。

・事業実績（令和７年度）　399園

キ　私立幼稚園等一時預かり事業費補助

区市町村から一時預かり事業（幼稚園型）を受託し、家庭において保育を受けることが困難となった幼児を、一時的に預かる私立幼稚園等に対して、都がその経費の一部を負担している。

また、教育時間前後に１日４時間以上かつ平日５日間、年間 200 日以上の預かり保育を実施する私立幼稚園を「ＴＯＫＹＯ子育て応援幼稚園」と名付け、都が園児数に応じた上乗せ等の補助を実施している。



・事業実績（令和７年度）　393園（うちＴＯＫＹＯ子育て応援幼稚園 198園）

ク　私立高等学校都内生就学促進補助

少子化の進展に伴い生徒数が減少する中、都内公立中学校卒業生の就学を促進するため、私立高等学校が行う広報等の就学活動に要する経費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　188校

ケ　私立専修学校教育振興費補助

私立専修学校の教育条件の維持向上及び生徒に係る修学上の経済的負担の軽減等を図るため、私立専修学校高等課程の設置者を対象に、その運営費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　20校

コ　私立専修学校特別支援教育事業費補助

私立専修学校の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るとともに、障害児（者）に対し、より幅広い教育の機会を提供し、就職促進を図るため、私立専修学校高等課程において特別支援教育を行っている場合に、その運営費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　補助対象人数　201人

サ　私立専修学校職業実践専門課程推進補助

職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に対し、その運営費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　153校

シ　私立外国人学校教育運営費補助

外国人学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減等を図るため、私立外国人学校の設置者に対し、運営費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　16校

ス　私立学校安全対策促進事業費補助

園児・児童・生徒の学習環境の安全強化を図るため、私立学校における校舎等の耐震診断、耐震化工事（非構造部材の耐震対策工事を含む。）及びアスベスト対策工事に要する経費の一部を補助している。

令和３年度からは、体育館における空調設備設置工事に要する経費等の一部も補助しているほか、令和５年度からは災害時における非常用食品の整備に要する費用を補助している。

また、令和８年度からは、暑さ対策に資する備品等の購入に要する費用を補助する。

・事業実績（令和７年度）

耐震補強工事　７校　　耐震改築工事　４校　　非構造部材耐震対策　29校

耐震診断　３校　　アスベスト対策　３校　　体育館空調設備設置工事　15校

防災力向上事業　684校

セ　私立学校教育振興資金融資利子補給

私立学校における教育環境整備及び経営安定を図るための資金を長期・低利な条件で貸し付けている（公財）東京都私学財団の銀行借入利息に対して、都は利子補給を行っている。

平成30年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた額を補助する

こととしている。

・事業実績（令和７年度）　新規借入　９校

ソ　私立学校デジタル教育環境整備費補助

児童生徒の学習への意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、これからの時代に求められる情報活用能力を育成するため、補助事業を実施する（公財）東京都私学財団に対し、その経費を補助している。

令和４年度からは、高等学校の一人１台端末整備を促進するため、端末整備に関する補助を拡充している。

また、令和５年度からは授業の過程で著作権が及ぶ著作物の利用を行う場合に学校が負担する授業目的公衆送信補償金に係る経費を補助している。

・事業実績（令和７年度）

デジタル教育環境整備　261校　　一人１台端末整備　165校

授業目的公衆送信補償金助成　291校

タ　私立専修学校教育環境整備費補助

私立専修学校の教育の充実と質的向上に資するため、私立専修学校の設置者が行う、高等課程及び専門課程の教育に必要な設備装置の整備等や、専門課程の自己点検・自己評価及び第三者評価による検証事業に対し、補助している。

また、令和６年度からは授業の過程で著作権が及ぶ著作物の利用を行う場合に学校が負担する授業目的公衆送信補償金に係る経費を補助している。

・事業実績（令和７年度）

教育設備装置　72校　　図書等　89校　　専修学校評価促進　206校

授業目的公衆送信補償金助成　81校

チ　産業・理科教育施設設備整備費補助

産業教育振興法及び理科教育振興法に基づき、私立高等学校等の施設・設備等の充実を図るため、学校法人が負担する経費について、国と都が一定率を補助している。

・事業実績（令和７年度）

産業教育施設設備整備事業　２校　　理科教育設備整備事業　104校

ツ　私立学校省エネ設備等導入事業費補助

CO_2削減に取り組む私立学校を支援するため、東京都地球温暖化防止活動推進センター（（公財）東京都環境公社）等が実施する「省エネ診断」を受け、当該診断の結果を踏まえて省エネ設備等を導入する私立の幼稚園（幼保連携認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）に対し、その経費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　144校、46園

テ　私立幼稚園等環境整備費補助

幼児教育の質の向上のため、遊具等環境整備を行う私立幼稚園等に対し、経費の一部を

補助している。平成29年度からは、私立幼稚園等のＩＣＴ化促進に要する経費の一部を補助している。令和８年度からは、私立幼稚園等の医療的ケア看護職員等の配置に要する経費の一部を補助する。

・事業実績（令和７年度）

遊具等環境整備　519園　　ＩＣＴ化促進　38園

ト　認定こども園整備費等補助

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、私立の認定こども園に対して、区市町村が行う開設準備経費等の補助事業について、その経費の一部を補助している。

・事業実績（令和７年度）　106園

ナ　私立学校教育研究費補助

私立学校教職員の資質の向上及び教育内容の充実を目的に、研修・研究事業を実施している（公財）東京都私学財団に対し、経費の一部を補助している。

ニ　私立学校退職手当補助

（公財）東京都私学財団の退職資金事業に参加する会員（学校設置者）の掛金負担を軽減するため、同財団に対し標準給与月額の総額の36／1,000相当額を補助している。

ヌ　私立学校教職員共済費補助

教職員及び学校設置者の長期掛金の負担を軽減するため、日本私立学校振興・共済事業団に標準給与月額の総額の8／1,000相当額を補助している。

ネ　私立学校グローバル人材育成支援事業費補助

グローバル人材の育成に向けて、私立高等学校が行う海外留学に参加する生徒に対し、参加費用の一部を補助するほか、外国語教育の充実を図るため、JETプログラム（語学指導を行う外国青年招致事業）を活用する私立中学校、高等学校に対し、その経費の一部を補助している。また、私立小学校、中学校、高等学校が教員を海外研修に派遣した場合に、その経費の一部を補助するほか、私立高等学校が英語の外部検定試験を行う場合、その試験の試験料相当額を補助している。

・事業実績（令和７年度）

私立高等学校海外留学推進補助	157校	1,020人
私立学校外国語指導助手活用事業費補助	195校	192人
私立学校教員海外派遣研修事業費補助	20 校	22 人
私立高等学校外部検定試験料補助	125校	44,598人

ノ　私立学校教育課題解決促進事業費補助

私立学校でいじめ防止対策推進法に基づく調査を行う際に、学校に対し弁護士等の第三者を加えた調査組織の設置等に係る経費を補助する。

ハ　私立学校の校庭等の芝生化

都内の私立学校の校庭等の芝生化を推進するため、環境局から執行委任を受け、私立の

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の校庭等の芝生化に係る事業経費を全額補助している。また、芝生化実施後に必要な専門的維持管理作業に要する経費の一部についても補助している。

・事業実績（令和７年度）　２園（新規整備数）

ヒ　私立学校教員向け奨学金返還支援事業

若者の経済的負担を軽減し、東京の将来を担う人材を確保するため、都内私立学校の正規の教員として採用された者のうち、大学等において奨学金の貸与を受けていた等一定の要件を満たす者を対象として､本人に代わって奨学金の一部を返還する支援事業を行う(公財）東京都私学財団に対して補助している。

⑷　国庫補助に係る法定受託事務

前記の都補助に伴う事務のほか、都内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校等に対する各種の国庫補助についての周知、指導、申請書の受理、現地調査、額の確定等の事務を行っている。

	事　業　名	令和７年度実績(事業数)
1	私立高等学校等施設高機能化整備費	14
2	学校体育諸施設補助	0
3	私立高等学校産業教育施設整備費	0
4	学校給食施設整備費	0
5	私立幼稚園施設整備費	30
6	私立学校施設整備費〈専修学校関係〉	1
7	高等学校産業教育設備整備費	2
8	理科教育等設備整備費	104
9	特別支援教育設備整備費等	1
10	私立高等学校等ＩＣＴ教育設備整備推進事業費	14
11	私立大学等研究設備整備費〈専修学校関係〉	3
12	私立高等学校等経常費補助（特別支援教育分）	5
13	私立高等学校等経常費補助（広域通信制課程分）	8
14	私立学校情報機器整備費	0
15	私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費	0
16	高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校ＤＸ加速化推進事業）	59
合　計		241

⑸　東京都私立学校助成審議会

東京都私立学校助成審議会条例に基づいて設置されている知事の附属機関で、私立学校に対する補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議している。

・設 置 年 度　　昭和33年度

・根拠法令等　　東京都私立学校助成審議会条例

・委　員　数　　15人

・事業実績（令和７年度）開催回数　　１回

3　東京都育英資金（私学部私学振興課）

⑴　育英資金の貸付

勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に、修学に必要な学資金の一部（奨学金）を貸し付ける事業を行う（公財）東京都私学財団に対し、貸付事業費を補助している。

平成17年度の新規貸付分以降は、（公財）東京都私学財団に事業を移管して実施し、都は、平成20年度で貸付事業を終了した。

・事業実績（令和７年度）　　補助金額　０円（※）

※貸付額から（公財）東京都私学財団が収入した返還金の総額を控除した額等を補助対象としており、貸付額を返還金の総額が上回ったため補助金額が０円となっている。

〈貸付月額（令和８年度）〉

区分 / 学校種別	貸付月額（円）	
	国公立	私　立
高　等　学　校	18,000	35,000
高等専門学校	18,000	35,000
専修学校（高等課程）	18,000	35,000
専修学校（専門課程）	45,000	53,000

〈貸付実績の推移〉

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
貸付額（千円）		943,369	857,103	792,976	723,105	683,332	634,373
貸付人員（人）		2,351	2,135	1,962	1,815	1,695	1,567
内訳	高校・高専	2,043	1,874	1,700	1,616	1,488	1,359
	専修（高等）	110	91	106	104	112	107
	専修（専門）	198	170	156	95	95	101

⑵　育英資金の返還

育英資金の返還は、貸付け終了後６か月据え置き、所定の期間内に年賦又は半年賦の方法によって返還する。

なお、都は、平成16年度までに採用した奨学生に対する返還事務を行っている。

4　事業協力団体への助成等

公益財団法人東京都私学財団は都内の私立学校等の教育振興のため、各種事業を行い、もって都内私立学校教育の充実と振興を図り、東京都教育文化の高揚に資することを目的として設立された。

（平成15年４月、㈶東京都私立学校教育振興会と㈳東京都私学退職金社団が組織統合して財団法人東京都私学財団として発足。平成23年４月から公益財団法人に移行）

・　所在地　東京都新宿区神楽河岸１－１　セントラルプラザ11階

・　理事長　長塚　篤夫（順天中学高等学校長）

・　役員・評議員　　役員27名、評議員26名

・　基本財産　1,375,000千円　うち都の出捐金　200,000千円（14.5%）

・　事業内容

都は、財団の事業に対して補助を行うことにより、私学の振興を図っている（カッコ内は都の補助事業名）。

⑴　施設設備資金及び運営資金の長期低利な融資

・振興資金融資事業（私立学校教育振興資金融資利子補給）

⑵　教育環境等の改善・充実のための助成

・私立専修学校教育環境整備費助成事業（私立専修学校教育環境整備費補助）

・私立専修学校等耐震化事業費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）

・私立学校暑さ対策促進事業費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）

・私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）

・私立学校耐震化普及啓発事業（私立学校安全対策促進事業費補助）

・私立学校体育館空調設備新規導入費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）

・私立学校災害時対応環境整備費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）

・私立学校デジタル教育環境整備費助成事業（私立学校デジタル教育環境整備費補助）

・私立高等学校新入生端末整備費助成事業（私立学校デジタル教育環境整備費補助）

・私立学校授業目的公衆送信補償金助成事業（私立学校デジタル教育環境整備費補助及び私立専修学校教育環境整備費補助）

・私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業（私立学校省エネ設備等導入事業費補助）

・私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）

・私立学校教員海外派遣研修事業費助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）

・私立高等学校外部検定試験料助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）

⑶　都民の教育費負担を軽減するための融資及び助成

・入学支度金貸付資金融資事業（私立高等学校等入学支度金貸付利子補給）

・私立高等学校等授業料軽減助成金事業（私立高等学校等特別奨学金補助）

・私立中学校等授業料軽減助成金事業（私立中学校等特別奨学金補助）

・私立中学校等授業料軽減助成金事業（私立中学校等授業料保護者負担軽減臨時特別事業費補助）

・私立高等学校等奨学給付金助成事業（私立高等学校等奨学給付金事業費補助）

・私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成事業（私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助）

・東京都育英資金貸付事業（育英資金事業費補助）
・私立高等学校海外留学推進助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）

⑷　教職員の待遇安定化のための資金の交付

・教職員退職資金事業（私立学校退職手当補助）
・私立学校教員向け奨学金代理返還事業（私立学校教員向け奨学金返還支援事業費補助）

⑸　教職員に対する研修会及び公開講座の企画及び実施

・教職員研修事業（私立学校教育研究費補助）
・公開講座事業
・海外研修事業

⑹　学校教育に関する調査研究、助成及び普及啓発

・教育調査研究事業
・私立学校研究助成事業（私立学校教育研究費補助）
・私学資料管理事業

⑺　学校経営に関する相談及び助言

・経営相談事業
・建築相談事業

⑻　学校等が行う教育活動振興のための支援及び助成

・教育活動支援事業
・教育振興表彰事業
・私学情報提供事業

5　その他（私学部連携支援課）

⑴　学齢期の子育ち

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、福祉局、教育庁≫

「学校」及び「学校外」からのアプローチを車の両輪に、学び・居場所の多様な選択肢を創出することで、学校生活になじめない子供が、個性や強みを伸ばして自分らしく成長できるよう、各局と連携し、サポートする。

生活文化局が所管する事業は、以下の２事業である。

ア　フリースクール等利用者支援事業

フリースクール等に通う不登校の義務教育段階の児童生徒の保護者に対し、月額２万円（上限）の利用料助成を実施している。

・事業実績（令和７年度）　交付決定件数 3,757件

イ　フリースクール等支援事業

子供の活動支援の充実など、子供目線に立った取組を進めるフリースクール等に対し、取組に要する経費の一部補助等を実施している。

・事業実績（令和７年度）　交付決定件数 89件

文化振興のための施策

１　文化振興施策の企画調整 …… 128
２　文化事業の推進 …… 132
３　文化施設の管理運営 …… 142
４　政策連携団体への助成等 …… 147

文化振興のための施策

東京には、江戸時代からの歴史と伝統文化の蓄積がある。また、多くの文化施設や文化団体、アーティストが集まり、伝統芸能からメディア芸術まで、日々、様々な文化活動が行われている。さらに、文化活動を支援する企業や団体も多い。

文化振興部では、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、東京芸術文化評議会での議論を経て、令和４年３月に「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定した。芸術文化の力で「躍動」と「豊かさ」が両立した未来の東京を実現するため、文化振興のための施策を総合的に展開している。

主な事業は、次のとおりである。

１　文化振興施策の企画調整

⑴　文化都市・東京を実現するための文化振興施策についての提言を行う東京芸術文化評議会の運営事務を行っている。

⑵　「東京都平和の日」記念行事等を実施している。

⑶　「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組を推進している。

２　文化事業の推進

⑴　文化振興のための各種文化事業を実施している。

⑵　東京の芸術文化の魅力を世界に発信する創造活動への支援や公共空間を活動の場として提供するヘブンアーティスト事業等に取り組んでいる。

⑶　東京が持つ潜在力を活かし、芸術文化創造のさらなる促進や東京の魅力向上を図るために設置した「アーツカウンシル東京」の取組を充実させること等により、文化振興施策の戦略的展開を図る。

⑷　文化庁等との連絡調整、主要都道府県文化行政主管課長会議、大都市文化行政会議等の広域連絡会議や文化活動等に関する各種調査等を行っている。

⑸　「東京文化戦略2030」の実現に向けた様々なプロジェクトを実施している。

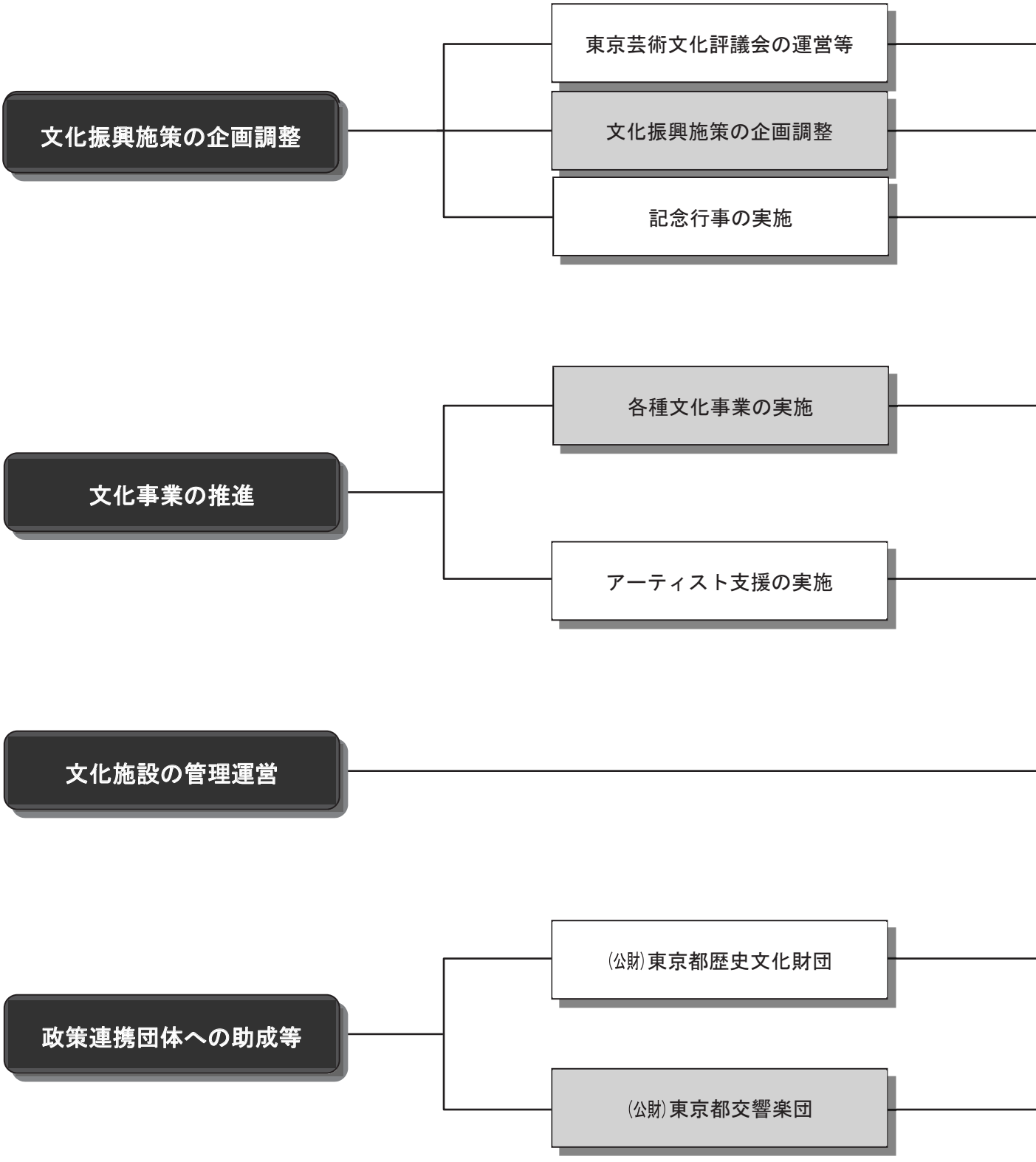
３　文化施設の管理運営

文化施設（東京都江戸東京博物館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、トーキョーアーツアンドスペース、東京都渋谷公園通りギャラリー）の管理運営を行っている。

４　政策連携団体への助成等

芸術文化及び都民の文化活動の振興に貢献している公益財団法人東京都歴史文化財団及び公益財団法人東京都交響楽団への助成を行っている。

事業の体系


文化振興施策の企画調整
東京芸術文化評議会の運営等
文化振興施策の企画調整
記念行事の実施
文化事業の推進
各種文化事業の実施
アーティスト支援の実施
文化施設の管理運営
政策連携団体への助成等
(公財)東京都歴史文化財団
(公財)東京都交響楽団

・文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するために当評議会の運営を行う。

・「東京文化戦略2030」の推進等、文化振興施策の戦略的展開を図る。
・文化振興施策のための総合的企画、各方面との連絡調整及び各種調査等を行う。

・「東京都平和の日」記念行事などの事業を実施する。

・東京の魅力と活力の創出を図るため、「東京文化戦略2030」事業等の各種文化事業を実施する。
・「アーツカウンシル東京」の取組を充実させること等により、文化振興施策の戦略的展開を図る。

・アーティストへの各種支援策を実施するとともに、公共空間を活動の場として提供する。

・文化施設（東京都江戸東京博物館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、トーキョーアーツアンドスペース、東京都渋谷公園通りギャラリー）の管理運営を行う。

・当財団への助成を行うとともに運営支援を行う。

・当楽団への助成を行うとともに運営支援を行う。

東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～

○ 東京文化戦略2030とは

・2022年度から2030年度までの長期計画であり、2040年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示したもの

・東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え策定

・策定にあたっては、東京芸術文化評議会で議論するとともに、「『未来の東京』戦略」とも連動

○ 東京文化戦略2030の方向性

・都内各所で実施するまちなかアートやオンラインなど新たな手法を用いて、誰もがどこでも気軽に芸術文化を楽しめる取組を強化する。

・新技術により都民自ら創造・発信するなど、コロナ禍で生まれた新たな楽しみ方を拡大する。

・国内外のアートのハブとなる芸術文化の拠点を形成し、ネットワークを構築する。

・コロナ禍を踏まえ、アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みを構築する。

○ 目指す2040年代の東京の姿（将来像）：芸術文化で躍動する都市東京

・都民の誰もが身近に芸術文化に触れることのできる環境が整い、アーティストが成長する。

・楽しむ、発見する、育てる、創造する好循環が生み出されることで、アートシーンが拡大する。

・芸術文化で東京が躍動し、都民の生活がより豊かになる。

○ 将来像を実現するための４つの「戦略」と戦略実行のための10の「推進プロジェクト」

戦略１　誰もが芸術文化に身近に触れられる 環境を整え、人々の幸せに寄与する

～人々の**ウェルビーイング**の実現に貢献する～

・芸術文化の敷居を低くし、誰もが芸術文化に触れ、参加できるような環境を整える取組を推進

・健康・福祉分野をはじめとして、各種分野において芸術文化の力による社会課題の解決に向けて新たなアプローチを提示

・子供や若者に良質な芸術文化を鑑賞してもらう機会を充実

プロジェクト１　地域活性化プロジェクト（芸術文化の敷居を低くする取組）

プロジェクト２　誰もが文化でつながるプロジェクト

プロジェクト３　キッズ・ユース（Kids and Youth）・プロジェクト

戦略２　芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす

～人々を**インスパイア**する～

・都民が鑑賞・参加するだけではなく、自ら創造・発信するなど、主体的に楽しめる機会も充実

・デジタルテクノロジーの活用を推進するなど、都民にこれまでと異なる新たな芸術文化の鑑賞・参加機会を提供

・企業等と芸術文化の接点を増やすとともに、芸術文化のビジネス分野への活用促進を後押し

・国内外の観光客の来訪における満足度の向上につながるプログラムを充実

プロジェクト４　スマート・カルチャー・プロジェクト（デジタルテクノロジーを活用する取組）

プロジェクト５　「アートのある生活」プロジェクト

プロジェクト６　アート＆エンターテインメント・プロジェクト

戦略３　国内外のアートシーンの中心として、世界を魅了する創造性を生み出す

～芸術文化の**ハブ**機能を強化する～

・芸術文化関係の情報収集や交流の場となる新たな拠点を構築し、世界を惹きつける東京の芸術文化を創造・発信

・都の文化施設が地域の魅力溢れる施設とネットワークを形成し、共同制作・人材交流・情報の中心的な役割を担えるよう取組を実施

・才能あるアーティストを発掘・育成するとともに海外展開を支援

プロジェクト７　アート・ハブ（Art Hub）・プロジェクト

プロジェクト８　海外発信プロジェクト

戦略４　アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる

～持続性のある芸術文化**エコシステム**を構築する～

・マネジメント能力の向上やマネジメント面での支援者の獲得に係る取組を実施

・アーティストの活動・成長の段階に応じて助成事業などを通じた育成支援を図ることで、国内外で活躍できるアーティストを輩出

・都とアーティストが意見交換できるプラットフォームを構築

・アーティストが社会的貢献を行うことを推奨

プロジェクト９　アーティスト・ステップアップ・プロジェクト

プロジェクト10　担い手育成・支援＆創作環境向上プロジェクト

○ 東京文化戦略2030を実現するために（推進体制）

・都と政策連携団体である東京都歴史文化財団・東京都交響楽団が内部改革と強化に取り組みながら共に協働し、４つの戦略に紐づく10のプロジェクトに関連する事業を切れ目なく着実に遂行することにより、東京の芸術文化を牽引していく。

・都庁内関係各局で構成する文化戦略を推進するための会議を立ち上げるとともに、企業や民間団体、区市町村だけでなく、教育・福祉・観光分野など多様な主体との連携を強化し、東京全体の芸術文化を盛り上げていく。

1　文化振興施策の企画調整（文化振興部企画調整課）

⑴　東京芸術文化評議会の運営等

ア　東京芸術文化評議会

東京の文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議するため、平成 18 年 12 月に設置された知事の附属機関である。

評議員は、文化振興に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する15名以内で構成し、任期は２年である。

・第１期評議会（平成19年３月13日～平成21年３月12日）主な検討課題
　① 世界文化都市・東京を実現するための文化戦略
　② 芸術文化活動に対する支援のあり方
　③ 都立文化施設のあり方
・第２期評議会（平成21年３月13日～平成23年３月12日）主な検討課題
　① 文化首都・東京に相応しい都市政策
　② 芸術文化活動の基盤を強固にするための仕組
　③ 芸術文化の創造発信拠点としての都立文化施設
・第３期評議会（平成23年３月13日～平成25年３月12日）主な検討課題
　① 芸術文化支援体制の推進（東京型アーツカウンシルの設置）
　② 文化創造の推進力となる人材育成・支援システム
　③ 伝統芸能の継承・発展と発信について
・第４期評議会（平成25年３月13日～平成27年３月12日）主な検討課題
　① 2020年オリンピック文化プログラムの具体的な戦略
　② 文化首都東京に相応しい都市政策
　③ 芸術文化支援体制の推進
　④ 文化創造の推進力となる人材育成・支援システム
　⑤ 芸術文化の創造発信拠点としての都立文化施設
　⑥ 伝統芸能の継承・発展と発信について
・第５期評議会（平成27年３月13日～平成29年３月12日）主な検討課題
　① 都が主導する文化プログラムの考え方について
　② アール・ブリュットの振興について
　③ ホール・劇場等施設のあり方について
・第６期評議会（平成29年６月１日～令和元年５月31日）主な検討課題
　① Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ　ＦＥＳＴＩＶＡＬの展開について
　② Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ　ＦＥＳＴＩＶＡＬプロモーション・ブランディングの展開について
　③ 「Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ　ＦＥＳＴＩＶＡＬ企画公募事業」及び「パリ東京文化タンデム2018」について

・第７期評議会（令和元年６月１日～令和３年５月31日）主な検討課題

① 都の文化政策の今後の方向性及び2021年度以降の文化施設の運営について

② Ｔｏｋｙｏ Ｔｏｋｙｏ ＦＥＳＴＩＶＡＬの展開及びプロモーションについて

・第８期評議会（令和３年６月１日～令和５年５月31日）主な検討課題

① 新たな文化戦略について

② Ｔｏｋｙｏ Ｔｏｋｙｏ ＦＥＳＴＩＶＡＬの推進（レビューを含む。）について

③ 東京文化戦略2030の策定について

④ 都立文化施設運営指針の策定について

・第９期評議会（令和５年６月１日～令和７年５月31日）主な検討課題

① 東京のアートシーンを世界に発信する政策展開について

② 芸術文化都市・東京の進むべき道

・第10期評議会（令和７年６月１日～令和９年５月31日）主な検討課題

①　芸術文化のハブ機能の強化

＜評議員名簿＞　　令和８年８月31日現在

氏　　名	役　　職　　等
青柳　正規	東京大学名誉教授／アーツカウンシル東京機構長
秋元　　康	作詞家
片岡　真実	森美術館館長／国立アートリサーチセンターエグゼクティブアドバイザー
コシノ　ヒロコ	ファッションデザイナー／神戸ファッション美術館名誉館長
是枝　裕和	映画監督／テレビディレクター
妹島　和世	建築家／東京都庭園美術館館長
芹澤　ゆう	株式会社フォルマ代表取締役社長
蜷川　実花	写真家／映画監督
日比野　克彦	アーティスト／東京藝術大学長
松任谷　正隆	作編曲家／音楽プロデューサー
宮城　聰	演出家／SPAC-静岡県舞台芸術センター芸術総監督 静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ館長
山田　和樹	バーミンガム市交響楽団音楽監督／モンテカルロ・フィルハーモニー管弦楽団芸術監督兼音楽監督／東京芸術劇場 音楽部門芸術監督

（50音順・敬称略）

イ　専門部会

東京芸術文化評議会は、特定の事項を調査審議するための専門部会を有しており、課題に対する検討体制の強化を図っている。

・ 文化政策部会

令和４年３月に策定した東京文化戦略2030の政策展開について議論するために設置。

＜開催実績＞令和７年度：２回

・ 江戸文化の魅力発信部会

江戸文化の価値の整理と魅力の発信について議論するために設置。

＜開催実績＞令和７年度：６回

・ 芸術文化プロモーション部会

東京の芸術文化のプロモーションとブランディングについて議論するために設置。

＜開催実績＞令和７年度：１回

⑵ 文化振興施策の企画調整

ア 文化振興施策の企画調整

文化振興施策の推進のため、総合的な企画、文化団体・文化施設・企業・区市町村・国等との連絡調整、調査等を行う。

・文化施策の企画及び関係機関調整
・文化団体等との連絡調整
・区市町村との連絡調整
・広域連絡会議（主要都道府県文化行政主管課長会議、大都市文化行政会議等）
・文化庁等との連絡調整
・文化活動等に関する調査等

イ 江戸文化の魅力発信

世界遺産登録も見据え、江戸文化の価値を整理するとともに、「江戸」を表象するロゴマークの活用や、季節ごとに都内各地で行われる江戸にゆかりのあるイベント等と連携した取組などにより、魅力を発信するプロモーションの展開を行う。

Edo Tokyo ロゴマーク

⑶ 記念行事の実施

ア 顕彰制度

［名誉都民］

社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績をたたえ、もって都民敬愛の対象として顕彰するため名誉都民の称号を贈る。（これまでの顕彰者　135人）

・根拠法令等　東京都名誉都民条例
　東京都名誉都民選考委員会設置要綱
　東京都名誉都民顕彰事務処理要綱
・選定方法　東京都名誉都民選考委員会に候補者の選考を求め、知事が都議会の同意を得て選定する。
・顕彰　10月１日の都民の日に称号記及び名誉都民章を贈って顕彰し、東京都公報に告示する。
・令和７年度の顕彰者　草笛　光子（俳優）
　戸田　奈津子（字幕翻訳家、通訳者）

三村　明夫（日本製鉄株式会社社友名誉会長、東京商工会議所名誉会頭）

［東京都栄誉賞］

特に顕著な業績により、広く都民に敬愛され、社会に明るい夢と希望と活力を与え、東京都の名を高めた者に対し、その栄誉をたたえる（これまでの表彰者延132人（うち２度表彰者20人））。

・根 拠 法 令 等　　東京都栄誉賞表彰規則
　　東京都栄誉賞事務取扱要綱
・選 定 方 法　　知事が候補者を選定し、決定する。

イ　都民の日記念行事

東京の自治の歴史を振り返るとともに自治の大切さを自覚し、よりよい東京の未来を創造するために、毎年10月１日の「都民の日」を記念して都立公園、博物館・美術館等の無料開放等を実施している。

・根 拠 法 令 等　　都民の日条例

ウ　隅田川花火大会

江戸時代以来の歴史と伝統を有する隅田川花火大会について、都が対応すべき事項の協議・調整を行う。また、大会の円滑な運営が図られるよう、実行委員会に対し、経費の一部を補助している。

・根 拠 法 令 等　　隅田川花火大会事業補助金交付要綱
　　隅田川花火大会都・五区連絡協議会規約
・開　催　日　　毎年おおむね７月の最終土曜日

エ　「東京都平和の日」記念行事

３月10日を「東京都平和の日」と定め、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念式典等の記念行事を実施する。また、東京都の広報媒体（テレビ・ラジオ・広報東京都等）や新聞広告等を利用し、都民への普及啓発を行う。

※記念式典及び記念演奏を東京都公式ホームページで生中継し、更に中継映像を同ホームページに掲出している。また、都立横網町公園から記念式典会場である都庁までバスを運行している。

・根 拠 法 令 等　　東京都平和の日条例
　　東京都平和の日記念行事企画検討委員会設置要綱

オ　東京空襲メモリアル事業

(ｱ)　東京空襲犠牲者名簿

東京空襲犠牲者を追悼し平和を願うため、東京空襲による犠牲者の氏名を収集し、東京空襲犠牲者名簿を作成（追加登載）する。

・名簿登載対象者　　昭和17年４月18日から昭和20年８月15日までの東京都内における空襲で死亡した者

・名 簿 登 載 数　　81,724名（令和８年３月現在）

(ｲ)　東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑

・建 設 場 所　　都立横網町公園内（墨田区横網二丁目３番25号）

・作　品　名　　「記憶の場所」（作者　彫刻家　土屋公雄）

碑の建設に当たっては、「東京の大空襲犠牲者を追悼し平和を願う会」から募金活動による90,659,207円が東京都に寄附され、建設費の一部に充てられた。碑の完成披露式は、平成13年３月２日に行われた。

碑には、東京空襲犠牲者名簿が納められており、碑を良好な状態に維持するため、清掃、花壇等の管理を行う。

また、碑の都民への周知を図るため、平成15年度から都内の小・中・高校生等を対象に花壇のイメージデザインを募集し、優秀作品を花壇のデザインに採用している。

(ｳ)　東京空襲関連資料

東京空襲に関する資料は、時間の経過とともに散逸しがちな状況となっていることから、都民の戦争体験を次代に継承し平和を願うため収集した。これらの資料を整理保管し、「東京空襲資料展」を開催し活用している。また、区市町村が主催する資料展へ資料の貸出を行う。

資料点数

・寄贈資料：3,492点（空襲遺品、罹災証明書など）

・購入資料：1,548点（雑誌、ポスターなど）

・製作資料：　430点

２　文化事業の推進（文化振興部文化事業課）

アーツカウンシル東京と共同して芸術文化創造・発信事業などを実施するとともに、文化庁等との連絡調整を行うほか、次のような各種文化事業を実施する。

⑴　各種文化事業や記念行事の実施

ア　舞台芸術の振興

(ｱ)　江戸東京伝統芸能祭

「江戸のブランド化」に向けて、江戸東京の伝統芸能を結集し、現代の東京まで続く江戸の「粋」を再発見、子供から大人まで伝統芸能を体感できるフェスティバルを目指し、多種多様な公演・体験プログラムを実施する。

・開 催 時 期　１月～３月（予定）

(ｲ)　都民音楽フェスティバル

多くの都民が質の高い音楽芸術に親しむ機会及び子供たちが芸術家と直接触れ合う機会を提供し、音楽でつながった様々な舞台芸術を楽しむ人を増やすとともに、その振興を図ることを目的に、多彩な公演・体験プログラムを実施する。

・開 催 時 期　１月～３月（予定）

(ｳ)　島しょ芸術文化振興事業

舞台芸術に親しむ機会の少ない島しょ地区の住民に、舞台芸術の鑑賞機会を提供することにより、芸術文化の振興を図る。

・事業実績（令和７年度）

実施時期	令和７年９月～令和８年２月
実施場所	１町６村（８島）　※その他１村は台風接近のため中止
実施内容	寄席芸能、演劇、クラシック音楽、邦楽
参加人数	607 人

(ｴ)　ＴＯＫＹＯ ＭＥＴ ＳａＬａＤ ＭＵＳＩＣ　ＦＥＳＴＩＶＡＬ［サラダ音楽祭］

誰もが音楽の楽しさを体感・表現できる音楽祭として、Ｓｉｎｇ ａｎｄ Ｌｉｓｔｅｎ ａｎｄ Ｄａｎｃｅ～歌う！聴く！踊る！をコンセプトに、フレッシュで多彩なプログラムを展開する。

（令和４年度より、ＴＯＫＹＯ ＭＥＴ ＳａＬａＤ ＭＵＳＩＣ　ＦＥＳＴＩＶＡＬ［サラダ音楽祭］実行委員会が主催）

・事業実績（令和７年度）

メインプログラム	
実施日	令和７年９月 14 日、15 日
実施場所	東京芸術劇場
実施内容	メインコンサート、OK！オーケストラ、子どものためのオペラ、親子で楽しむダンス、ワークショップ等
スプリングコンサート	
実施日	令和７年５月３日
実施場所	日比谷公園大音楽堂
実施内容	オーケストラ公演
ＯＫ!オーケストラｉｎ多摩	
実施日	令和７年６月 22 日、６月 28 日、９月７日
実施場所	ルネこだいら（小平市民文化会館）、福生市民会館、小金井 宮地楽器ホール
実施内容	オーケストラ公演／楽器体験ブース
プレミアムコンサート	
実施日	令和７年８月 27 日、28 日、９月 25 日、26 日、10 月 13 日、14 日／11 月５日、６日、令和８年２月 11 日
実施場所	タクトホームこもれび GRAFARE ホールほか／式根島中学校体育館、新島中学校体育館、瑞穂ビューパーク・スカイホールほか
実施内容	オーケストラ公演／室内楽公演

(ｵ)　東京舞台芸術祭

東京の多彩で奥深い芸術文化を通じて世界とつながり、東京における舞台芸術の創造力を高め世界を惹きつける芸術文化を創造・発信するとともに、多彩な舞台作品で幅広い層を惹きつける舞台芸術祭を実施する（東京芸術祭から令和７年度より名称変更）。

・事業実績（令和７年度）

令和７年９月１日～11月３日　東京芸術劇場、GLOBAL RING THEATRE〈池袋西口公園野外劇場〉、東京国際フォーラム 地上広場ほか、東京都内全域で開催

イ　文化行事等

(ｱ)　国民文化祭の開催

地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典である国民文化祭の令和９年度開催に向けて、東京ならではの多彩な文化事業を活かし、多くの都民が芸術文化の魅力を実感できるよう、国や関係局、関係団体と連携して取り組む。

・開 催 時 期　　令和９年秋

・根 拠 法 令 等　　国民文化祭開催要綱

(ｲ)　国民文化祭出演団体事業

各年度の国民文化祭における出演募集について都内文化団体に周知している。

・根 拠 法 令 等　　国民文化祭開催要綱

(ｳ)　地区花火大会

伝統文化としての花火を保護育成し、都民のふるさと意識の高揚を図るため、区市町村が関与する花火大会に、補助基準に基づいて経費の一部を補助し、地区花火大会事業の円滑な運営を支援する。

・根 拠 法 令 等　　地区花火大会事業補助金交付要綱

・開 催 時 期　　毎年５～11月

ウ　アーツカウンシル東京

東京芸術文化評議会の提言に基づく施策を推進する機関として、平成24年11月、（公財）東京都歴史文化財団内に設置された。平成27年４月には、同財団内の東京文化発信プロジェクト室と統合して事業を再編、更に令和４年度からは、同財団事務局と統合、同財団全体の企画戦略を担うこととなった。芸術文化に精通した専門家で構成されており、行政と民間の活動現場を橋渡しすることを通じて、戦略的な文化の創造・発信及び文化都市の形成を目指した事業を実施している。

(ｱ)　芸術文化支援事業

東京の芸術文化の魅力を向上させ、世界に発信していく創造活動や、地域の文化の振興、社会や都市の様々な課題に取り組む芸術活動に対する助成を実施する。

・主な事業内容（令和７年度）

事業名	実施内容
助成プログラム	東京の芸術文化の魅力を世界に発信する創造活動を支援すること等

	を目的として、各種公演や展示活動への助成を実施 ・東京芸術文化創造発信助成　139件 ・地域芸術文化活動応援助成　62件 ・芸術文化による社会支援助成　28件 ・スタートアップ助成　146件 ・伝統芸能体験活動助成　20件 ・ライフウィズアート助成　５件 ・芸術文化魅力創出助成　51件 ・東京ライブ・ステージ応援助成　307件 ・東京芸術文化鑑賞サポート助成　103団体・158事業

(ｲ)　芸術文化創造・発信事業

芸術文化団体やアートＮＰＯ等と協力し、都内各地での文化創造拠点の形成や、子供・青少年等への創造体験の機会の提供により、多くの人々が芸術文化の創造に主体的に関わる環境を整えるとともに、伝統文化・芸能、演劇、音楽、美術・映像等の幅広い分野におけるフェスティバルの開催等を通じて、新たな東京文化を創造し、世界に向けて発信していく。

・主な事業実績（令和７年度）

事業名	実施内容
伝統芸能公演・フェスティバル	伝統芸能に馴染みのない方にも興味をもってもらえるよう、伝統文化・芸能フェスティバルを開催 ・伝承のたまてばこ～多摩伝統文化フェスティバル2025～ 八王子市芸術文化会館（いちょうホール）、八王子駅北口西放射線ユーロードほかで開催（令和７年７月５日、６日）
東京大茶会	都内の庭園等に様々な流派が一堂に会する大規模な茶会を開催 茶席や野点、外国人向け茶道体験の他伝統文化芸能体験、邦楽演奏等 ・令和７年10月４、５日　浜離宮恩賜庭園 ・令和７年10月18、19日　江戸東京たてもの園
神楽坂まち舞台・大江戸めぐり	神楽坂のまちを舞台に、日本を代表する多様な伝統文化をわかりやすく紹介し、幅広い層の方々が気軽に伝統芸能に触れることができるイベントを実施 ・令和７年５月17、18日　神楽坂地域の協力施設（神社、寺、能楽堂等）
六本木アートナイト	アート、デザイン、音楽、映像、パフォーマンス等の多様な作品を街の中に点在させ、アートと街が一体化するイベントを開催

	・令和７年９月26～28日　六本木ヒルズ、森美術館、東京ミッドタウン、サントリー美術館、21_21 DESIGN SIGHT、国立新美術館、六本木商店街ほか
キッズ伝統芸能体験	プロの実演家から子供たちが能楽、日本舞踊等の伝統芸能の指導を直接受け、最後に国立能楽堂、浅草公会堂にて成果発表会を実施 ・令和７年９月～令和８年３月　梅若能楽学院会館、たましんRISURU ホールほか
パフォーマンスキッズ･トーキョー	ダンスや演劇などのプロのアーティストを学校やホール等へ派遣し、子供たち主体のオリジナル舞台作品を創作・発表 ・令和７年４月～令和８年３月　都内小中学校・特別支援学校、新宿文化センター（小ホール）ほか

(ｳ)　国際ネットワーク事業

海外の芸術文化団体や文化施設とのネットワークを構築し、様々な共同プログラムの開発や国際都市東京の芸術活動の発信力を高めていく。

・主な事業実績（令和７年度）

事業名	実施内容
アーツカウンシル・フォーラム	「芸術文化とクライメートアクション～実践から見える未来～」を実施 ・令和８年１月30日開催

(ｴ)　企画戦略事業

東京の芸術文化環境を向上させる様々なテーマに基づいた調査研究を実施するとともに、多彩な東京の芸術文化の魅力及びアーツカウンシル東京の取組を発信していく。

・主な事業実績（令和７年度）

事業名	実施内容
調査・研究	先進的な事例調査、助成事業活動報告会及び活動報告動画の制作

(ｵ)　芸術文化領域に関する調査・分析

アーツカウンシル東京が蓄積してきた専門性やネットワークを活用し、より効果的な施策を進めていけるよう、文化資源の分布状況や都民意識の変化等について調査・分析を行う。

エ　野外芸術作品の保守管理

都民が芸術作品に親しめるうるおいのある野外空間を創出するため、平成２年度から７年度まで「彫刻のひろば」整備事業を実施し、作品の保守管理を行っている。

・設置場所　　都立大井ふ頭中央海浜公園、都立府中の森公園、都立有明テニスの森公園、都立シンボルプロムナード公園（台場、青海）、都立水の広場公園等

オ　旧小笠原邸の保存活用

旧小笠原邸は昭和初期に竣工した、当時を代表する文化的、建築史的に貴重な建物であ

るが、老朽化が進み修復工事が必要となっていた。そのため、修復を条件に民間事業者に対し建物を貸し付けることにより、その文化的、歴史的価値と魅力の再生を図っている。

・所　在　地　　新宿区河田町10番10号
・建　　物　　鉄筋コンクリート造２階建（一部地下１階）
・延 床 面 積　　1,107㎡
・貸付事業内容
　賃貸借期間　　令和５年４月１日～令和15年３月31日（令和４年度に借受者を公募により選定）
　使用目的　　レストラン、カフェ、ウェディング、貸しスペース、小笠原流教室旧小笠原邸資料室等

カ　アール・ブリュット等の推進

アートを通して、ダイバーシティの理解促進や包容力のある共生社会の実現に寄与するため、アール・ブリュット等をはじめとするさまざまな作品の展示や、対話的で創造的な交流プログラムを、東京都渋谷公園通りギャラリーを拠点として展開するほか、拠点外における普及啓発活動を実施する。

・東京都渋谷公園通りギャラリー
　開館年月日　平成29年10月１日
　設 置 場 所　渋谷区神南一丁目19番８号
　施 設 規 模　333㎡

キ　ホール・劇場等問題への対応

施設の閉鎖や改修等に伴う会場不足をはじめ、首都圏におけるホール・劇場等に関する問題へ対応するため、連携フォーラムの開催や、ホール・劇場等問題に関する様々な情報の公開などにより、関係者間での連携が図られるよう取組を実施する。

・主な事業実績（令和７年度）

事業名	実施内容
調査・研究	令和５年度に調査した施設の基本情報をベースに都内のホール・劇場等に係る最新の情報の調査を実施

ク　文化交流の推進

ＷＣＣＦ（世界都市文化フォーラム）東京サミットの開催や視察・研修の受入など、海外諸都市との文化交流を進める。

ケ　「ＴＯＫＹＯスマート・カルチャー・プロジェクト」の実施

誰もが、いつでも、どこでも、芸術文化を楽しめる環境を実現するため、最先端技術を活用し、都立文化施設の収蔵品のデジタルデータ化や新しい鑑賞体験の機会を提供する。

コ　「シビック・クリエイティブ・ベース東京（ＣＣＢＴ）」の実施

アートとデジタルテクノロジーを通じて人々の創造性を社会に発揮する（シビック・クリエイティブ）ための活動拠点として令和４年10月に渋谷で開設し、令和７年12月に原宿

に移転。ステートメント「Co-Creative Transformation of Tokyo～クリエイティブ×テクノロジーで東京をより良い都市に変える～」のもと、４つのミッション「発見」「共創」「開発」「連携」を掲げ、５つのコアプログラム「アート・インキュベーション」「キャンプ」「ショーケース]「ワークショップ」「ミートアップ」を展開している。令和５年度からは、国内外の多様なパートナーと連携して、創造的な社会モデルを提示していくプログラムである「ＣＣＢＴｘ」の取組も推進し、東京からイノベーションを生み出す原動力となることを目指している。

サ　「アートウィーク東京モビールプロジェクト」の実施

都内のギャラリーや美術館等が参加し、現代アートの創造性・多様性やコミュニティを国内外に紹介するアートイベント「アートウィーク東京」の機会を捉え、多くの都民が気軽に現代アートに触れる機会を創出するため、都内の主要アートスペースを巡る「ＡＷＴＢＵＳ」を運行するほか、子供・若年層向けガイドツアーやアートコレクター育成プログラム等の様々なアートアクティビティを展開する。

シ　「ライフウィズアート事業」の実施

企業など様々な主体とアーティストを結び付けるアートコーディネーターを育成するとともに、アーティストが社会で活躍する機会を拡大する。

ス　「民間事業者との共催によるアート振興事業」の実施

アートを軸に、音楽・ファッションなどを融合したアートイベントを民間事業者と共催し、多くの都民が楽しみながらアートに触れられる機会を提供する。

セ　「ＴＯＫＹＯ　ＣＩＴＹ　ＣＡＮＶＡＳ」の実施

都や民間の工事現場の仮囲い等をキャンバスに見立てたアートプロジェクトを通じて無機質だった街の一角を華やかに彩り、誰もが身近にアートを楽しめる環境の創出とアーティストの活動領域の拡大を図る。

ソ　「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」の実施

芸術文化の力や都立文化施設の資源を活用し、高齢者や共生社会など、文化の領域を超えた社会課題の解決に向けた新たなアプローチを提示し、芸術文化による社会包摂とウェルビーイングを推進する。総合国際カンファレンス等を定期的に開催するとともに、会議で得た知見や先進的な取組を国内外に発信する。

タ　国際美術展「ＴＯＫＹＯ　ＡＴＬＡＳ」の開催

令和８年に臨海部で国際美術展「ＴＯＫＹＯ　ＡＴＬＡＳ」を開催。世界的なアーティストに加え、これまで都が支援してきた若手作家の実践や美術展を支える多様な仕事・役割に光を当てる場として展開するとともに、臨海部ならではの特性を活かし、来訪者にこれまでにない体験を提供しながら、東京のアートシーンを世界に発信していく。

チ　東京国際文化芸術祭「ＡＲＴＥ　ＴＯＫＹＯ」の実施

秋から冬にかけて東京で催されるアート、演劇、音楽、イルミネーション、エンターテインメントなど多彩なプログラムを結び合わせ、ひとつひとつの輝きを都市全体の魅力と

して描き出すフェスティバルを実施する。

ツ　「ネクスト・クリエイション・プログラム」の実施

子供たちがより深く、より高いレベルで学ぶことができるよう、自らが興味関心を持つクリエイションの現場に入り、各分野の第一線で活躍するプロフェッショナルから指導を受けることができるプログラムを提供する。

テ　地域で芸術文化に親しめる環境創出事業

都と多様な主体（区市町村、ＮＰＯ、企業等）が連携し、地域で都民が気軽に芸術文化に触れる機会を創出するとともに、区市町村職員等を対象とした文化行政講座を開催し、地域における文化事業の企画実施力の向上を図る。また、東京文化戦略2030を着実に推進する体制として各自治体との情報共有の場である東京都区市町村文化行政ネットワーク会議等を開催する。

・主な事業実績（令和７年度）

事業名	実施内容
区市町村連携事業	区市町村と連携し、区市町村文化施設等において文化事業を実施 ・令和７年度は、府中市、国分寺市、港区と連携実施
拠点形成事業	まちなかにある様々な地域資源を結ぶアートプログラムや、教育・産業・環境・福祉など様々な分野と協働するアートプログラムを展開 ・令和７年４月～令和８年３月　（都内各地）

ト　芸術文化へのアクセシビリティ向上

芸術文化へのアクセシビリティ向上を推進し、東京の持つ芸術文化の魅力発信や共生社会の実現に向けた歩みを進める。

・主な事業内容

事業名	実施内容
芸術文化への アクセシビリティ向上	都立文化施設において、手話通訳をはじめとした展覧会・公演の鑑賞等を支援する環境整備の推進や、民間事業に対する鑑賞サポート費の助成等を実施。

ナ　東京こども芸術文化プラットフォーム「ＴＯＫＹＯカルチャーデビュー」

より多くの子供たちへ文化体験を届けるため、民間企業や地域の文化団体など幅広い機関と連携し、プログラムの開発や広報、子供向け体験事業専門の人材育成などの一体的なコーディネートを行う。

ニ　近現代住宅建築の文化的活用・発信事業

著名建築家による優れた住宅建築について、文化振興や創造活動の場として都民が活用することで、意匠性や歴史的価値を有する住宅の保存につなげるモデル事業等を実施する。

⑵　アーティスト等の支援の実施

ア　Tokyo Contemporary Art Award

世界で活躍できる現代美術の中堅アーティストを表彰し、海外での活動や展覧会の実施など、継続的に支援する。

イ　トーキョーアーツアンドスペース（ＴＯＫＡＳ）の運営

国内外の若手芸術家・グループの育成を図るため、作品の展示や芸術家同士及び作家と都民との交流等を実施する。また、国内外の新進若手アーティストが滞在・交流するレジデンス事業を行い、東京から新しい創造的な文化を世界に発信していく。

・トーキョーアーツアンドスペース本郷

開館年月日　　平成13年12月25日

設置場所　　文京区本郷二丁目４番16号

施設規模　　延床面積　約485㎡

・トーキョーアーツアンドスペースレジデンシー

開館年月日　　平成26年９月28日

設置場所　　墨田区立川二丁目14番７号

施設規模　　延床面積　約759㎡

ウ　公共空間の開放

⑺　ヘブンアーティスト事業

都が審査によって選定したアーティストにライセンスを発行して、公共施設や民間施設などを活動の場として開放することにより、都民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。

現在、パフォーマンス部門408組、音楽部門98組の計506組がヘブンアーティストとして活動している。

・事業の概要

審査会　年１回ヘブンアーティスト希望者を募集し、各分野の専門家により動画等による一次審査と実技による公開二次審査を行い、合格者にライセンスを発行する（ライセンスは更新制）。

日常活動　審査に合格したアーティストが、東京都が指定した活動場所で年間を通じてパフォーマンスや音楽演奏を行う。活動場所は、55施設75箇所（都立公園、都営地下鉄大江戸線、文化施設、民間施設等）

イベント　ヘブンアーティストが出演するイベントを、商店街や地域の人たちと協力して歩行者天国等で定期的に開催する。

⑴　ストリートペインティング

新進若手のアーティストへの新しい表現の場の提供と都市の中の芸術空間拡大を目的に、平成16年度から平成23年度まで都立施設の壁面をペインティングの場として開放し、作品を発表した。現在は作品の維持管理を行っている。

・設 置 場 所　　六本木トンネル側道、都立代々木公園、東京体育館

(ｳ)　東京舞台芸術活動支援センター（水天宮ピット）

都の施設を活用し、舞台芸術の練習・創作の場を提供することにより、創造性あふれる芸術文化の東京から世界に向けた発信を支援する。

・所　在　地　　中央区日本橋箱崎町18番14号（旧都立日本橋高等学校）

・施 設 規 模　　敷地面積　2,570㎡

延床面積　1,913㎡

階　　数　地上３階（増築棟（大スタジオ）は、地上１階）

・管 理 運 営　　（公財）東京都歴史文化財団が東京都から財産を借り受け、

及び事業内容　・舞台芸術の練習及び作品制作のための施設

・舞台芸術活動を支援する事業を実施するための施設

として管理運営

エ　創作環境の整備

都営住宅の空き店舗を活用して、アトリエ等を確保することが難しい若手アーティストに創作環境を提供し、継続的な活動を支援する。

(ｱ)　ＳＴＡＲＴ　Ｂｏｘ　ササハタハツ

所在地　渋谷区笹塚２丁目42番　都営笹塚２丁目アパート42-15号棟１階

渋谷区幡ヶ谷２丁目52番　都営幡ヶ谷２丁目アパート52-1号棟１階

(ｲ)　ＳＴＡＲＴ　Ｂｏｘ　お台場

所在地　港区台場一丁目５番４号　トミンハイム台場五番街４－１０１

(ｳ)　ＳＴＡＲＴ　Ｂｏｘ　白鬚

所在地　墨田区堤通２丁目３－２　都営白鬚東アパート２号棟１階

(ｴ)　ＳＴＡＲＴ　Ｂｏｘ　坂下

所在地　板橋区坂下１丁目36-9　都営坂下一丁目第４アパート９号棟１階

オ　東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」の運営

アーティストの持続的な活動を支え、新たな活動につなげていくサポートセンターを令和５年10月に開設。外部専門家等と連携しながら、相談窓口、情報提供、スクールの３つの機能により、アーティストや芸術文化の担い手を総合的にサポートしていく。

カ　クリエイティブ分野支援事業（タレンツ・トーキョー）

映画分野における「次世代の巨匠」になる「才能(タレンツ)」の育成・支援のため、世界で活躍するためのノウハウや国際的なネットワーク構築の機会を提供する。

・事業実績（令和７年度）

令和７年11月24日～11月30日まで17名の受講生を迎えて開催

キ　「アートマネジメント人材等海外派遣プログラム」の実施

若手演出家やプロデューサー、キュレーター等を対象に、海外の専門家との緊密な交流や世界最先端の作品制作を学ぶことができる短期派遣プログラムを実施する。

ク　「Tokyo Artist Accelerator Program（ＴＡＡＰ）」の実施

アーティスト自身によって作品を語るプレゼンテーションに焦点をあて、作品を語る力の向上とコンセプト強化の両面からサポートする支援プログラム。現代アートの多様なスペシャリストによる継続的なメンタリングと、国内外の現代アート関係者へ向けたスピーチ機会を創出する。

ケ　アート人材の育成・活動支援事業

アーティストや文化事業の担い手等の継続的な活動支援や活躍の場の拡大に向け、人材データベースの構築や、芸術文化領域と企業等をつなぐ人材育成プログラムを実施する。

また、子供たちの文化体験を支える人材として、文化施設や地域等とアートをつなぐスキルやマインドを持ったコーディネーターを育成する。

３　文化施設の管理運営（文化振興部文化事業課）

東京都における芸術文化の振興を図るため、条例によって設置された文化施設７館の管理運営を行っている。展覧会や公演等により歴史資料や芸術作品に接する機会を都民に提供するほか、貴重な資料・作品の収集、調査研究、教育普及活動、他の文化施設との連携した取組の推進や国際的な施設間交流などを展開している。

また、各館の経年劣化を踏まえ、大規模改修によって施設設備の更新を図るとともに、時代・社会のニーズに応じた機能向上や多言語対応・開館時間延長などを推進している。

⑴　東京都江戸東京博物館

・開館年月日　　平成５年３月28日

・設 置 根 拠　　東京都江戸東京博物館条例

・施 設 概 要

〔本　館〕

江戸東京の文化を保存し次代に継承するとともに、江戸東京の歴史を振り返り、これからの東京の都市と生活を考える場として東京都江戸東京博物館を設置し、運営している。


東京都江戸東京博物館外観

・所 在 地　　墨田区横網一丁目４番１号

・施設規模　　敷地面積　　28,990㎡

延床面積　　51,371㎡

常設展示室面積　8,934㎡（５・６階）

階　　数　　地下２階、地上７階（最高部62m）

各ホール概要

①大ホール　　369席、車椅子スペース有

②小ホール　　135席、車椅子スペース有

〔分　館　　江戸東京たてもの園〕

現地保存が不可能な文化的価値の高い歴史的建造物を移築し、復元、保存・展示した野外博物館である。収蔵建造物を貴重な文化遺産として次代に継承するとともに、建造物内部での生活民俗資料等の展示や、街なみの一端を再現することにより、変遷する建築文化や生活文化への都民の理解に資するために設置し、運営している。


江戸東京たてもの園
下町中通りの街なみ

・所 在 地　　小金井市桜町三丁目７番１号（都立小金井公園内）
・施設規模　　敷地面積　70,164㎡
・収蔵建造物の棟数　30棟
・収蔵建造物の時代的及び地域的対象範囲
　収蔵建造物の範囲は、本館の博物館資料と同様に、時代的には近世初頭から現代までを中心とし、地域的にはおおむね現在の東京都全域とする。
・管理運営　　（公財）東京都歴史文化財団が指定管理者として管理運営
・事業実績（令和７年度）

〔資料収集・管理等〕（令和８年３月31日現在）　　（単位:点）

区分		標本資料	映像音響資料	計
令和７年度	購　入	188	0	188
	寄　贈	697	1,793	2,490
	その他	696	0	696
	計	1,581	1,793	3,374
累　計		307,210	46,561	353,771

・事業内容　常設展、特別展、普及事業（えどはくカルチャー、ミュージアムトーク外）、施設の貸出など

⑵　東京都美術館

都民のための美術の振興を図るため、東京都美術館を設置し、「アートへの入口」となることを目指した運営をしている。


東京都美術館外観

・開館年月日　　大正15年５月１日
・設置根拠　　東京都美術館条例
・所　在　地　　台東区上野公園８番36号（都立上野恩賜公園内）
・施設規模　　敷地面積　　16,639㎡
　　延床面積　　37,749㎡
　　階　　数　　地下３階、地上２階
・管理運営　　（公財）東京都歴史文化財団が指定管理者として管理運営
・事業内容　　特別展、自主企画展、公募展への施設の貸出、アート・コミュニケーション事業（東京藝術大学などと連携した「とびらプロジェクト」、「Museum Start あいうえの」等）など

⑶　東京都庭園美術館（旧朝香宮邸）

東京都庭園美術館は、昭和８年に朝香宮邸として建てられた建物を活用し、緑豊かで広大な庭園とアール・デコ様式の建物、美術作品とを合わせて鑑賞できる都民の憩いの場として開館した。平成27年７月に、旧朝香宮邸４棟１基が国の重要文化財（建造物）として指定された。令和３年４月１日より東京都庭園美術館条例を施行。


東京都庭園美術館外観

・開館年月日　　昭和58年10月１日
・設 置 根 拠　　東京都庭園美術館条例
・所　在　地　　港区白金台五丁目21番９号
・施 設 規 模　　施設面積　　35,357㎡
　　延床面積　　4,273㎡（本館（旧朝香宮邸）：2,132㎡、新館:2,141㎡）
　　階　　数　　地下１階、地上２階（本館（旧朝香宮邸）のみ）
・管 理 運 営　　（公財）東京都歴史文化財団が指定管理者として管理運営
・事業実績（令和７年度）

〔資料収集・管理等〕（令和８年３月31日現在）　　（単位:点）

区　分		絵画	彫刻	工芸	デザイン	家具	服飾・装身具	映像写真等	資料	その他	計
令和７年度	購　入	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	寄　贈	0	0	42	0	0	0	0	1	0	43
	計	0	0	47	0	0	0	0	1	0	48
累　計		6	16	82	6	13	4	1	130	0	258

・事 業 内 容　　展覧会、教育普及事業、広報事業など

⑷　東京都写真美術館

都民が写真と映像文化に親しむ、新たな文化創造の場として、東京都写真美術館を設置し、運営している。


東京都写真美術館外観

・開館年月日　　平成７年１月21日（平成２年６月１日第一次施設開館）
・設 置 根 拠　　東京都写真美術館条例
・所　在　地　　目黒区三田一丁目13番３号（恵比寿ガーデンプレイス内）
・施 設 規 模　　敷地面積　　3,227㎡
　　敷地利用権　使用貸借契約によりみずほ信託銀行株式会社から無償借り入れ
　　延床面積　　7,527㎡
　　内装・設備を除く建物躯体（鉄筋鉄骨コンクリート造）はサッポロビール㈱から寄贈
　　階　　数　　地下１階、地上４階
・管 理 運 営　　（公財）東京都歴史文化財団が指定管理者として管理運営

・事業実績（令和７年度）

〔資料収集・管理等〕（令和８年３月31日現在）　（単位:点）

区　分		写　真　作　品		映像作品資料	写真資料	計
		国　内	海　外			
令和７年度	購入	74	7	17	0	98
	寄贈	223	10	45	0	278
	計	297	17	62	0	376
累　計		26,230	6,150	2,695	4,060	39,135

・事 業 内 容　収蔵展・自主企画展等展覧会、恵比寿映像祭、普及事業（ワークショップ、スクールプログラム等）、施設の貸出など

⑸　東京都現代美術館

都民が優れた現代美術を中心とする美術作品に接する場として、また創造・交流活動の場として、東京都現代美術館を設置し、運営している。



東京都現代美術館外観

・開館年月日　平成７年３月18日

・設 置 根 拠　東京都現代美術館条例

・所　在　地　江東区三好四丁目１番１号（都立木場公園内）

・施 設 規 模　敷地面積　23,780㎡

延床面積　33,515㎡

階　　数　地下３階、地上３階

・管 理 運 営　（公財）東京都歴史文化財団が指定管理者として管理運営

・事業実績（令和７年度）

〔資料収集・管理等〕（令和８年３月31日現在）　（単位:点）

区　　分		油彩画他	日本画	水彩・素描	版画	彫刻	工芸	写真・映像	二次資料	その他	計
令和７年度	購　入	12	0	1	1	7	0	5	0	1	27
	寄　贈	25	0	3	0	80	0	9	1	1	119
	計	37	0	4	1	87	0	14	1	2	146
累　計		1,330	214	856	2,402	578	82	432	112	118	6,124

・事 業 内 容　常設展、企画展、普及事業（ワークショップ、ＭＯＴ美術館講座外）、施設の貸出など

⑹　東京文化会館

都が開都500年記念事業として建設。都民に音楽・バレエ等の鑑賞の機会を提供するとともに、次世代の輝きと可能性を感じ育てる場とすることを目的として東京文化会館を設置し、運営している。

※令和８年５月７日から令和10年度中（予定）まで大規模改修のため休館

・開館年月日　昭和36年４月７日

・設 置 根 拠　東京文化会館及び東京芸術劇場条例

・所　在　地　　台東区上野公園５番45号

・施 設 規 模　　敷地面積　　10,473㎡

延床面積　　21,424㎡

階数　地下１階、地上４階（本館のみ）

各ホール概要

①大ホール　　2,303席、車椅子席14席

②小ホール　　649席、車椅子席４席



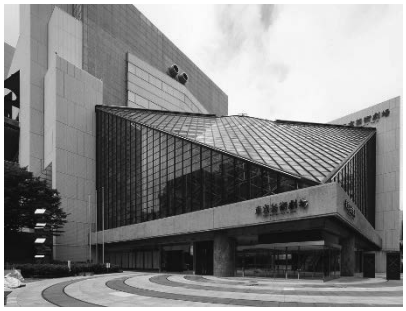
東京文化会館外観

・管 理 運 営　　（公財）東京都歴史文化財団が指定管理者として管理運営

・事 業 内 容　　施設の貸出、芸術文化の振興に関する事業（東京音楽コンクール、夏休み子ども音楽会、Music Program TOKYOほか）、音楽資料室の運営など

⑺　東京芸術劇場

都民に親しまれる音楽・演劇・歌劇・舞踊等の発表と鑑賞の場を提供することを目的として東京芸術劇場を設置し、運営している。令和８年４月からは芸術監督が二人体制となり、舞台芸術部門に岡田利規氏、音楽部門に山田和樹氏を迎え、新たな創造活動の展開を図っている。



東京芸術劇場外観

・開館年月日　　平成２年10月30日

・設 置 根 拠　　東京文化会館及び東京芸術劇場条例

・所　在　地　　豊島区西池袋一丁目８番１号

・施 設 規 模　　敷地面積　　13,290㎡

延床面積　　51,395㎡

階　　数　　地下４階、地上10階

アトリウム　高さ28m、広さ1,802㎡

各ホール概要（＜＞は通称）

①大ホール　　1,999席　車椅子席８席（コンサート専用ホール）

＜コンサートホール＞世界最大級のパイプオルガン設置

②中ホール　　834席　車椅子席７席（演劇、歌劇、舞踊ホール）

＜プレイハウス＞

③小ホール１　　272～324席（音楽・演劇等ホール）

＜シアターイースト＞

④小ホール２　　195～270席（演劇等ホール）

＜シアターウエスト＞

・管 理 運 営　　（公財）東京都歴史文化財団が指定管理者として管理運営

・事 業 内 容　　施設の貸出、音楽の魅力発見事業（コンサートシリーズ、オルガン事業等）、

舞台芸術の創造・発信・普及事業（芸劇eyes等）、劇場の賑わい創造事業など

4　政策連携団体への助成等（文化振興部企画調整課）

⑴　（公財）東京都歴史文化財団助成等

東京都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的として設立した（公財）東京都歴史文化財団に対し、その運営に要する経費の補助を行う。

［（公財）東京都歴史文化財団の概要］

・設 立 年 月 日　　平成７年10月１日
・所　在　地　　千代田区九段北４丁目１番28号
・根 拠 法 令 等　　公益財団法人東京都歴史文化財団自主事業に係る運営費補助金交付要綱
・補助実績（令和７年度）　運営費補助　1,723,299千円

⑵　（公財）東京都交響楽団助成

昭和39年の東京オリンピックの記念文化事業として、交響楽を通じて都民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与することを目的に設立した（公財）東京都交響楽団に対し、その運営に要する経費の補助を行う。

［（公財）東京都交響楽団の概要］

定期演奏会を中心として、小中学生がオーケストラの生演奏の迫力を体感する音楽鑑賞教室や、多くの方々に生の音楽を届ける出張演奏会（学校や多摩・島しょ地域、東日本大震災の被災地等での演奏）など、幅広い活動を展開している。

令和８年４月に、大野和士氏（指揮者）が芸術顧問へ就任

・設 立 年 月 日　　昭和40年２月１日
・所　在　地　　豊島区池袋２丁目52番８号
・根 拠 法 令 等　　公益財団法人東京都交響楽団運営費補助金交付要綱
・補助実績（令和７年度）　運営費補助　1,023,000千円

・演奏事業計画（実績）

演奏会の種類		令和８年度 計画	令和７年度 実績	内容
自主公演		42回	48回	
	定期演奏会	24回	23回	Ａシリーズ：東京文化会館 Ｂシリーズ：サントリーホール Ｃシリーズ：東京芸術劇場

	プロムナードコンサート	５回	５回	親しみやすい名曲を第一級の出演者で演奏
	特別演奏会	13回	20回	「都響スペシャル」公演等
共催公演		４回	４回	他団体等との共催により実施
依頼公演		28回	32回	他団体等からの依頼による公演
海外公演		０回	０回	
音楽鑑賞教室		50回	39回	都内公立小・中学校の児童・生徒を対象に実施
マエストロ・ビジット		２回	１回	指揮者等が都内の学校を訪問して特別授業を実施
映像配信等		20回	19回	公式YouTubeチャンネルを活用しコンテンツを配信
小規模演奏会等		100回	106回	都民に身近な場所での演奏会、 ティータイムコンサート等
公開リハーサル公開ゲネプロ		４回	４回	
放送・録音		14回	13回	

参 考 資 料

生活文化局の沿革 …… 151
生活文化局の推移図 …… 154
生活文化局附属機関 …… 157
所管施設の所在地 …… 158

生活文化局の沿革

昭和51年８月１日、当時の広報室、都民室を広報広聴部門、総務局及び民生局の一部を婦人青少年対策部門、物価局を消費者行政部門とし、これに企画部門を加えて都民生活局が発足した。この都民生活局は、都の総合窓口機能の役割を果たし、かつ、都民の日常生活と深いかかわりのある施策を一体的に推進するために設置されたものである。

その後、都市化の進展に伴い、「人間性豊かな生き生きと暮らせるふるさと東京」を実現するための施策の強化が、都民ニーズに基づく新たな都政の重要課題として明らかにされてきた。

このような新たな行政課題にこたえるために、昭和55年12月１日、従来の都民生活局を中心に局組織を編成して発足したのが生活文化局である。具体的には、当時の総務局の一部を新たに国際交流部門等、公害局の一部を交通安全対策部門として位置付けたほか、資源エネルギー部門、コミュニティ文化部門を新設した。

昭和59年12月１日には、組織の効率的運営を図る観点から、局の再編整備を行い、昭和60年１月１日、局機能の一部である広報広聴部門を情報連絡室へ移管した。また、平成２年８月１日には、21世紀に向けての社会的課題（技術革新、情報化、国際化等）に対応した新組織とするため、国際交流部を組織改正し国際部とするとともに、消費者行政部門を大幅に見直し、組織の整備を図った。さらに、平成４年７月１日には、青少年行政の今日的課題に対処するため、女性青少年部の組織の再編整備を行った。

平成９年４月１日には、消費生活関連施策を総合的・一元的に推進し、効率的な執行体制の確立を図るとともに、消費者センターの広域的・専門的機能を充実させ、消費者行政の一層の推進を図るため、消費者部と価格流通部の統合を行い、消費者センター及び４支所を再編し、新たに消費生活総合センターを設置した。また、平成12年７月１日には、交通・通信手段の発達等の時代状況の変化を踏まえ、ニューヨーク事務所及びパリ事務所を廃止した。

新たな世紀を目前とし、東京は経済活動の低迷や都市としての魅力の喪失等、危機的状況に直面した。このような状況を打開し、東京を21世紀の日本の首都にふさわしい都市として再生させるため、都はより効率的な執行体制の整備に着手した。生活文化局においては、平成13年４月１日、政策報道室から広報・広聴部門を、総務局から私学振興及び公益・宗教法人の許可等の部門を統合するとともに全部門を再編成した。さらに、財団法人に委託していた東京ウィメンズプラザの運営を都が直接行うこととして、都民の幅広い活動を支援する施策を担う局として体制を整えた。

平成14年４月１日には、文化施策の充実・強化を図るため、文化施設４館（東京文化会館、東京芸術劇場、東京都美術館、東京都現代美術館）及び文化振興事業を教育庁から移管するとともに、文化振興部門の再編を行った。消費生活部門においては、社会経済環境の変化に対応した消費者行政を展開するため、消費生活部及び消費生活総合センターの組織を再編整備した。また、東京ウィメンズプラザを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定める配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として指定した。

平成15年４月１日には、より効果的な広報活動を行うとともに、都民からの要望等の受付を一

元的に集約することで都民サービスの向上を図るため、広報・広聴部門を再編整備した。

平成16年度、都は、社会経済状況の変化に合わせて、都政の主要課題に対応した政策を実現するため、組織体制の整備を行った。生活文化局においては、４月１日に、幅広く都民生活の支援を行い、都民サービスの向上を図るため、都民協働部を都民生活部へ再編し、また、交通安全対策や渋滞対策などの都民の安全対策を、より効果的に推進していくため、総務部に都民安全対策室を設置した。これにより、都民の生活を守り、支援する事業を効果的に実施していく体制が整備された。

平成17年８月１日には、都は、青少年育成及び治安対策に係る事業を一体的、総合的に推進するため、新たに局相当の組織として青少年・治安対策本部を設置した。このことに伴い、生活文化局では、所管している青少年対策部門及び交通安全・渋滞対策部門を新組織に移管した。

平成18年４月１日には、財団法人東京都交響楽団を教育庁から移管し、文化施策を統一的に推進することとした。

平成19年４月１日には、東京オリンピック招致や東京国体開催を見据え、スポーツ振興のための執行体制をより一層強化するため、教育庁のスポーツ事業や東京オリンピック招致本部の東京マラソン事業を移管し、スポーツ振興部を新設し、局の名称を「生活文化スポーツ局」に変更した。

平成22年７月16日には、東京オリンピック招致活動のレガシーを今後のスポーツ振興に反映させ、併せて東京国体の開催準備に本格的に対応する観点から、都のスポーツ行政のより総合的な推進を目的に、都はスポーツ振興局を設置した。このことに伴い、生活文化スポーツ局では、所管しているスポーツ振興部を新組織に移管し、局の名称を「生活文化局」に変更した。

平成31年４月１日には、青少年・治安対策本部が組織改編されることに伴い、地域における青少年の健全育成に係る事業が生活文化局に移管された。

令和４年４月１日には、都は、第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の終了を契機に、大会で得たスポーツや芸術文化とのつながりを一層深めることができる、より豊かで安心安全な都民生活の実現に向け、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局（東京2020大会調整業務を除く。）及び都民安全推進本部の統合により、「生活文化スポーツ局」を設置した。

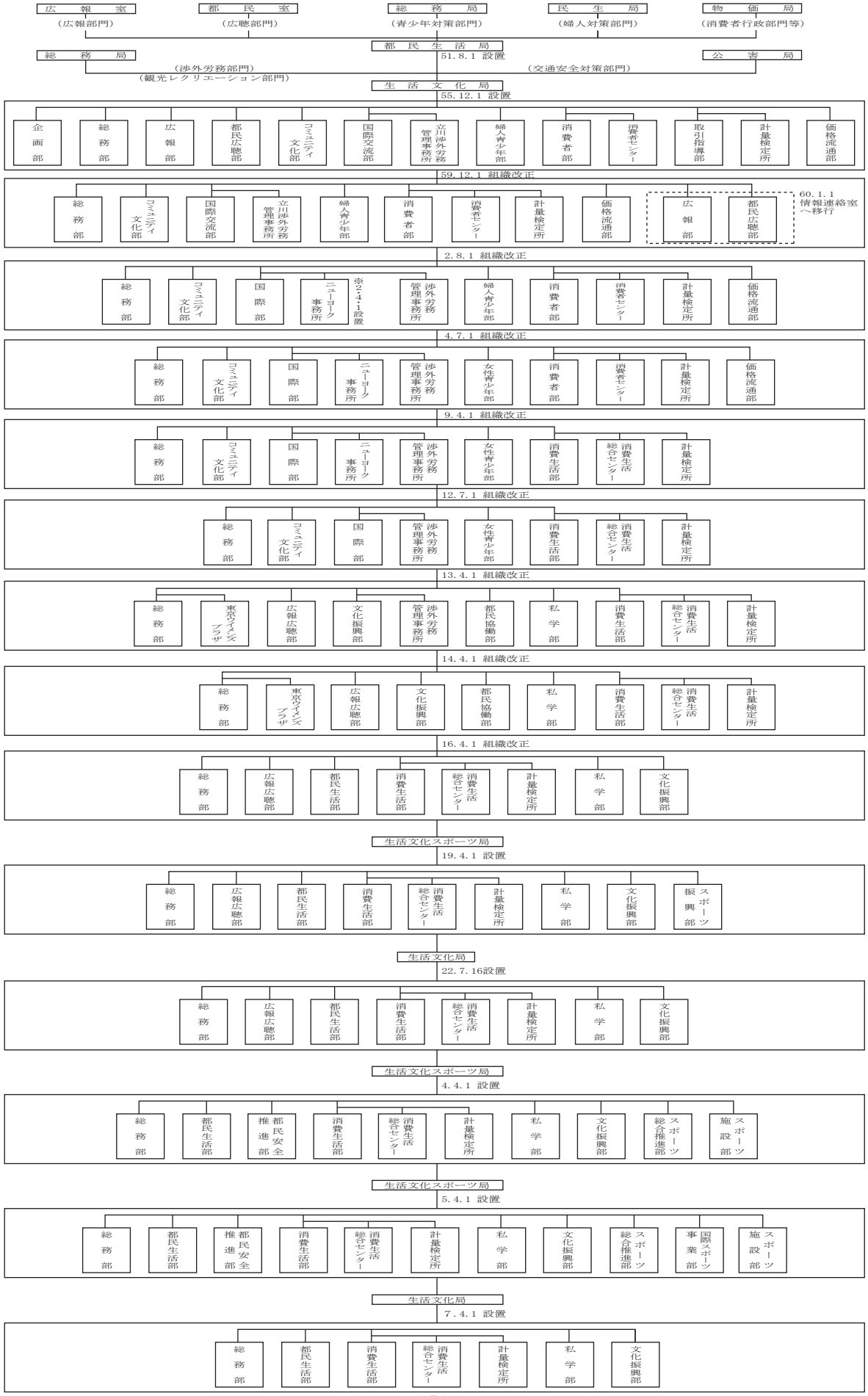
これに伴い、安全で活気あるコミュニティに様々な人が共に暮らす社会の実現に向け、都民の安全安心に資する施策を強力に推進するため、「生活安全担当局長」及び「都民安全推進部」を設置した。また、都民の日常にスポーツが溶け込んだスポーツフィールド・東京の実現に向けた施策を展開するため、「スポーツ総合推進部」、「スポーツ施設部」を設置した。

一方、国内外に東京の魅力を効果的に発信していくための組織として、都は戦略広報部を政策企画局に設置した。これに伴い、広報広聴部門を政策企画局に移管した。併せて、情報公開制度について、都政の透明化を一層推進する観点から、公文書管理制度を所管する総務局に移管し、一体的な運用を図っていくこととなった。これらを受け、「広報広聴部」については廃止した。

令和５年４月１日には、2025年に東京で開催する予定の世界陸上やデフリンピックの開催支援など、国際的なスポーツ大会等に関する事業を推進するため、新たに国際スポーツ事業部を設置した。

令和７年４月１日には、社会状況の変化等を踏まえ、機動性を向上させ、防犯・治安対策等及びスポーツ関連施策をより一層推進できる体制を構築するため、都は「都民安全総合対策本部」と「スポーツ推進本部」を設置した。このことに伴い、生活文化スポーツ局では、所管している都民安全推進部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部及びスポーツ施設部を新組織に移管し、局の名称を「生活文化局」に変更した。

生活文化局の推移図


広報室（広報部門）
都民室（広聴部門）
総務局（青少年対策部門）
民生局（婦人対策部門）
物価局（消費者行政部門等）
都民生活局 51.8.1 設置
総務局（渉外労務部門）（観光レクリエーション部門）
公害局（交通安全対策部門）
生活文化局 55.12.1 設置
企画部 総務部 広報部 都民広聴部 コミュニティ文化部 国際交流部 立川渉外労務管理事務所 婦人青少年部 消費者部 消費者センター 取引指導部 計量検定所 価格流通部
59.12.1 組織改正
総務部 コミュニティ文化部 国際交流部 立川渉外労務管理事務所 婦人青少年部 消費者部 消費者センター 計量検定所 価格流通部 広報部 都民広聴部
60.1.1 情報連絡室へ移行
2.8.1 組織改正
総務部 コミュニティ文化部 国際部 ニューヨーク事務所 ※2・4・1設置 渉外労務管理事務所 婦人青少年部 消費者部 消費者センター 計量検定所 価格流通部
4.7.1 組織改正
総務部 コミュニティ文化部 国際部 ニューヨーク事務所 渉外労務管理事務所 女性青少年部 消費者部 消費者センター 計量検定所 価格流通部
9.4.1 組織改正
総務部 コミュニティ文化部 国際部 ニューヨーク事務所 渉外労務管理事務所 女性青少年部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所
12.7.1 組織改正
総務部 コミュニティ文化部 国際部 渉外労務管理事務所 女性青少年部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所
13.4.1 組織改正
総務部 東京ウイメンズプラザ 広報広聴部 文化振興部 渉外労務管理事務所 都民協働部 私学部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所
14.4.1 組織改正
総務部 東京ウイメンズプラザ 広報広聴部 文化振興部 都民協働部 私学部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所
16.4.1 組織改正
総務部 広報広聴部 都民生活部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所 私学部 文化振興部
生活文化スポーツ局 19.4.1 設置
総務部 広報広聴部 都民生活部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所 私学部 文化振興部 スポーツ振興部
生活文化局 22.7.16設置
総務部 広報広聴部 都民生活部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所 私学部 文化振興部
生活文化スポーツ局 4.4.1 設置
総務部 都民生活部 都民安全推進部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所 私学部 文化振興部 スポーツ総合推進部 スポーツ施設部
生活文化スポーツ局 5.4.1 設置
総務部 都民生活部 都民安全推進部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所 私学部 文化振興部 スポーツ総合推進部 国際スポーツ事業部 スポーツ施設部
生活文化局 7.4.1 設置
総務部 都民生活部 消費生活部 消費生活総合センター 計量検定所 私学部 文化振興部

51.7.31以前	51.8.1			53.10.1	55.4.1	55.12.1		57.8.1	58.6.1	59.12.1	2.8.1		3.4.1	4.7.1	6.4.1	7.4.1	9.4.1	11.4.1	12.4.1	12.7.1	13.4.1	14.4.1	15.4.1	16.4.1	17.8.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	22.7.16	26.4.1	4.4.1	5.4.1	6.4.1	7.4.1
局　名	都	民	生	活	局	生					活				文			化			局						生活文化スポーツ局			生活文化局	生活文化スポーツ局	生活文化局	生活文化スポーツ局	生活文化局
	企画部 参事	副参事				副参事 資源エネルギー対策室 交通安全対策室（公害局から移行）				総務部(統廃合) 企画室 庶務課 交通安全対策室	総務部 企画室 総務課（名称変更） 交通安全対策室				総務部 総務課 企画計理課（企画室を廃止し、設置） 国際フォーラム事業調整室(*) 交通安全対策室		国際フォーラム事業調整室廃止					総務部 総務課 企画計理課 男女平等参画室（女性青少年部男女平等参画課を廃止し、設置）			総務課 企画計理課 都民安全対策室（都民協働部交通安全対策室を廃止し、設置）	総務課 企画計理課 （都民安全対策室を廃止）								
	総務部	庶務課 計理課				庶務課 計理課															広報広聴部 （政策報道室から移行） 企画管理課 広報課 広聴課 情報公開課 相談課		広聴管理課 （企画管理課及び広聴課を廃止し、設置） 広報課 情報公開課 都民の声課 （相談課を廃止し、設置）				広報課 情報公開課 都民の声課 （広聴管理課を廃止）			4.3.31 廃止	4.4.1 廃止				
（広報室）	広報部	広報計画課 放送課 出版課 都民行事課 都民資料室				広報計画課 放送課 出版課 都民行事課 コミュニティ文化部へ移行改称				60.1.1 情報連絡室へ移行 交通事故相談課廃止																									
（都民室）	参加推進部 参事	副参事 都民提案課 広聴課				都民広聴課（統合） 副参事 参加提案課 調査課 都民相談課 交通事故相談課																												
	都民相談部	生活相談課 日照相談課 交通事故相談課 交通事故相談所		日照相談課 都市計画局へ移行																	都民協働部(新設) 市民活動推進課（新設） 青少年課 （女性青少年部から移行） 交通安全対策室（総務部から移行） 旅券課（国際部から移行）			都民生活部 （都民協働部を廃止し、設置） 管理法人課 （都民協働部市民活動推進課を廃止し、設置） 男女平等参画・青少年対策室 （総務部男女平等参画室及び都民協働部青少年課を廃止し、設置） 旅券課 （都民協働部から移行） 東京ウィメンズプラザ （総務部設置の二級事業所から都民生活部設置の三級事業所に変更）	17.10.13 管理法人課 男女平等参画室 （男女平等参画・青少年対策室を廃止し、設置） 旅券課 東京ウィメンズプラザ					管理法人課 地域活動推進課（新設） 男女平等参画課 旅券課 東京ウィメンズプラザ			
																					東京ウィメンズプラザ（新設） （東京女性財団が運営していた事業を直営化）												
（総務局）	婦人青少年部	企画課 健全育成課 婦人計画課				企画課 健全育成課 婦人計画課					婦人青少年部 企画課 健全育成課 婦人計画課			女性青少年部 （名称変更） 企画課 健全育成課 女性計画課 （名称変更）	女性青少年部 青少年課 （企画課及び健全育成課を廃止し、設置） 女性計画課					男女平等参画課 （女性計画課を廃止し、設置）												
																														都民安全推進部 （都民安全推進本部から移行） 総合推進課 都民安全課 治安対策課 若年支援課			7.4.1 廃止
（物価局）	消費生活部	消費者課 商品安全課 公衆浴場課				計画課 消費生活公衆浴場課 安全救済課				消費者部（統廃合） 計画調整室 生活情報課 消費生活公衆浴場課 適正表示課	消費者部 計画調整室 生活情報課（廃止） 消費生活公衆浴場課 適正表示課						計画調整課 （計画調整室を廃止し、設置） 消費生活公衆浴場課 適正表示課		消費生活部 （統廃合） 企画調整課 指導課 生活環境課 流通対策課		消費生活部 （一部再編） 企画調整課 取引指導課 安全表示課 流通環境課	企画調整課 取引指導課 生活安全課 （安全表示課及び流通環境課を廃止し、設置）												
	流通対策部	米穀課 流通改善課 流通施設課			流通施設課廃止	取引指導部（統廃合） 米穀課 品質表示課 公正取引課																												
	価格調査部	調査第一課 調査第二課 調査第三課				価格流通部（統廃合） 物価情報課 物価調査課 流通改善課				価格流通部 （統廃合） 米穀課 価格調査課 流通改善課	価格流通部 取引指導課（新設） 価格調査課 流通対策課 （米穀課、流通改善課）統合																							
	表示指導部	指導第一課 指導第二課 指導第三課																														
																					私学部 （総務局から移行） 私学振興課 私学行政課												私学振興課 私学行政課 連携支援課（新設）
						コミュニティ文化部 振興計画室（新設） 文化事業課（広報部から移行） 観光レクリエーション課 （総務局から移行）		江戸東京博物館建設準備室（新設）		コミュニティ文化部 振興計画室 江戸東京博物館建設準備室 文化事業課 観光レクリエーション課	コミュニティ文化部 振興計画室 江戸東京博物館建設準備室 文化事業課 観光レクリエーション課	江戸東京博物館建設準備室（廃止）			振興計画課 （振興計画室を廃止し、設置） 文化事業課 観光レクリエーション課						文化振興部 （コミュニティ文化部、国際部を再編し、設置） 振興計画課 文化事業課 地域国際化推進課 （国際化推進課を廃止し、設置） （観光レクリエーション課は産業労働局へ、外事課及び交流推進課は知事本部へ移行）	企画調整課 （振興計画課を廃止し、設置） 事業推進課 （文化事業課及び地域国際化推進課を廃止し、設置）		企画調整課 事業推進課 活動支援課 （新設）				企画調整課 文化事業課 （事業推進課及び活動支援課を廃止し、設置）							
						国際交流部 （総務局から移行） 調査課 外事課 旅券課分室（有楽町本課／池袋分室） 渉外労務課（立川分室）	企画渉外労務課 （調整課、渉外労務課統合）			国際交流部 交流推進室 （新設） 企画渉外労務課 外事課 旅券課新宿分室 （新設）	国際部 国際化推進室 （企画渉外労務課を廃止し、設置） 外事課 2.4.1ニューヨーク事務所 交流推進室 2.8.1パリ事務所 旅券課 新設	旅券課新宿分室（廃止） 旅券課有楽町分室（新設） 旅券課本課新設（新宿）			国際化推進課 （国際化推進室を廃止し、設置） 外事課 交流推進室 旅券課 ニューヨーク事務所・パリ事務所				交流推進課 （交流推進室を廃止し、設置）	12.6.30 ニューヨーク事務所（廃止） パリ事務所（廃止）											
						立川渉外労務管理事務所 （総務局から移行）（統廃合） 管理課 労務課 給与課	労務課 給与厚生課				渉外労務管理事務所 労務課 給与厚生課										14.3.31 廃止												
																											スポーツ振興部 スポーツ振興課 （教育庁及び東京オリンピック招致本部から移行）	スポーツ計画課 スポーツ事業課 （スポーツ振興課を廃止し、2課設置）	22.7.16 廃止	スポーツ総合推進部 （オリンピック・パラリンピック準備局から移行） 企画調整課 スポーツレガシー 活用促進課 スポーツ課 国際大会課 パラスポーツ課	スポーツ総合推進部 企画調整課 スポーツレガシー 活用促進課 スポーツ課 パラスポーツ課 （国際スポーツ事業部新設に伴い、国際大会課を廃止）		7.4.1 廃止
																															国際スポーツ事業部 （新設） 国際大会課 事業調整第一課 事業調整第二課	国際スポーツ事業部 国際大会課 大会総合調整課 （新設） 大会事業推進課 （新設） 事業調整第一課 事業調整第二課	7.4.1 廃止
																															スポーツ施設部 （オリンピック・パラリンピック準備局から移行） 調整課 施設整備第一課 施設整備第二課	スポーツ施設部 経営企画課 施設整備課 （3課体制を2課体制に再編）		7.4.1 廃止
（物価局）	消費者センター	庶務課 相談課 試験研究室 支所(6)				消費者センター 庶務課 相談課 試験研究室 支所(6)				59.4.1 庶務課 普及相談課 試験研究室 支所(4)	消費者センター 調整課（庶務課を廃止し、設置） 普及課（普及相談課を廃止し設置） 情報相談課（新設） 試験研究室 支所(4)						消費生活総合センター （統廃合） 調整課 活動支援課 相談課 商品テスト課 多摩消費生活センター					活動推進課 （調整課及び活動支援課を廃止し、設置） 相談課 技術支援課 （商品テスト課を廃止し、設置） 多摩消費生活センター		活動推進課 相談課 技術支援課 ※多摩消費生活センターは三級事業所から活動推進課設置の四級事業所に変更		活動推進課 相談課 （技術支援課を廃止）											
	計量検定所	庶務課 指導課 検定第一課 検定第二課 検査課				計量検定所 庶務課 指導課 検定第一課 検定第二課 検査課					計量検定所 庶務課 指導課 検定第一課 検定第二課 検査課							庶務課 指導課 検定課 （検定第一課、検定第二課を廃止し、設置） 検査課									管理指導課 （庶務課及び指導課を廃止し、設置） 検定課 検査課							

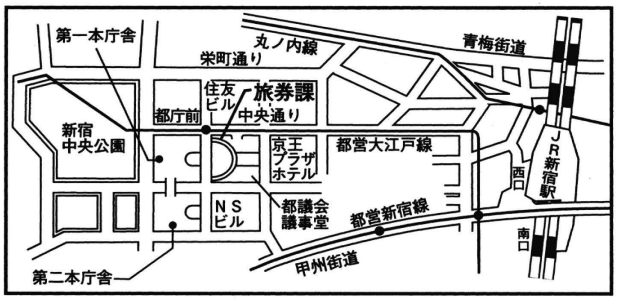
生活文化局附属機関

	名　称 〔主管課〕	根拠法令	設置目的
1	東京都公益認定等審議会 〔都民生活部管理法人課〕	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等	公益認定等に関して知事からの諮問を受けて、基準の充足状況を調査審議し、答申する。
2	東京都男女平等参画審議会 〔都民生活部男女平等参画課〕	東京都男女平等参画基本条例	行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
3	東京都消費生活対策審議会 〔消費生活部企画調整課〕	東京都消費生活条例	都民の消費生活の安定・向上に関する基本的事項を調査審議する。
4	東京都消費者被害救済委員会 〔消費生活総合センター活動推進課〕	東京都消費生活条例	消費生活総合センター等に申出があった事件のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある紛争について、その公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う。
5	東京都私立学校助成審議会 〔私学部私学振興課〕	東京都私立学校助成審議会条例	東京都が学校法人に対して行う助成の適正化及び効率化を図る。
6	東京都私立学校審議会 〔私学部私学行政課〕	私立学校法	私立学校の設置認可等に関する知事の諮問に応じて審議を行う。また、私立学校に関する重要な事項について知事に建議する。
7	東京芸術文化評議会 〔文化振興部企画調整課〕	東京都文化振興条例	文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議する。

所管施設の所在地

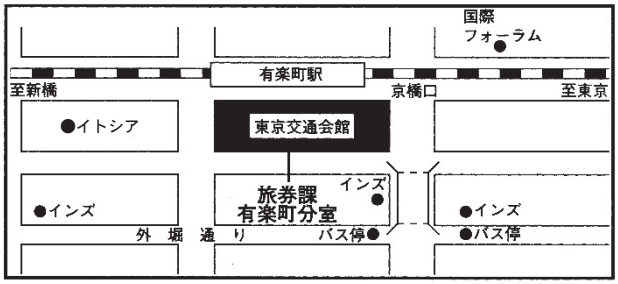
旅券課（新宿）

住　　所：新宿区西新宿2-8-1
　　（都庁都民広場地下１階）
電　　話：03-5908-0400（電話案内センター）
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/passport/
交通案内：
　ＪＲ新宿駅西口より徒歩10分
　都営地下鉄大江戸線都庁前駅Ａ３出口すぐ



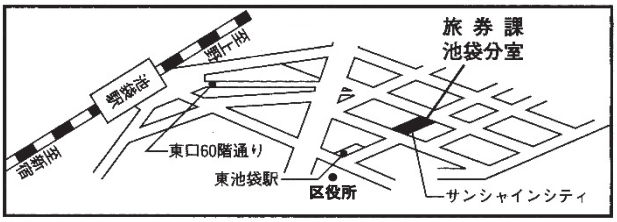
旅券課（有楽町分室）

住　　所：千代田区有楽町2-10-1東京交通会館２階
電　　話：03-5908-0400（電話案内センター）
交通案内：ＪＲ有楽町駅京橋口より徒歩１分



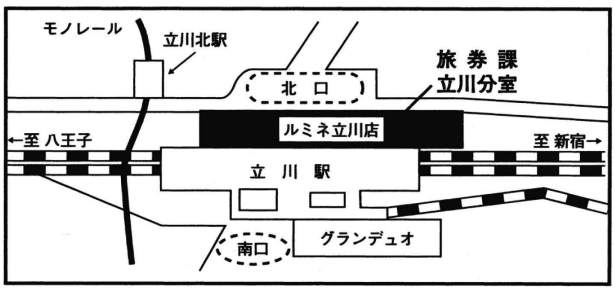
旅券課（池袋分室）

住　　所：豊島区東池袋3-1-3
　　サンシャインシティ内
　　ワールドインポートマート５階
電　　話：03-5908-0400（電話案内センター）
交通案内：
　ＪＲ池袋駅東口より徒歩15分
　東京メトロ東池袋駅より徒歩５分



旅券課（立川分室）

住　　所：立川市曙町2-1-1ルミネ立川店９階
電　　話：03-5908-0400（電話案内センター）
交通案内：
　ＪＲ立川駅より徒歩１分
　多摩都市モノレール立川北駅より徒歩３分

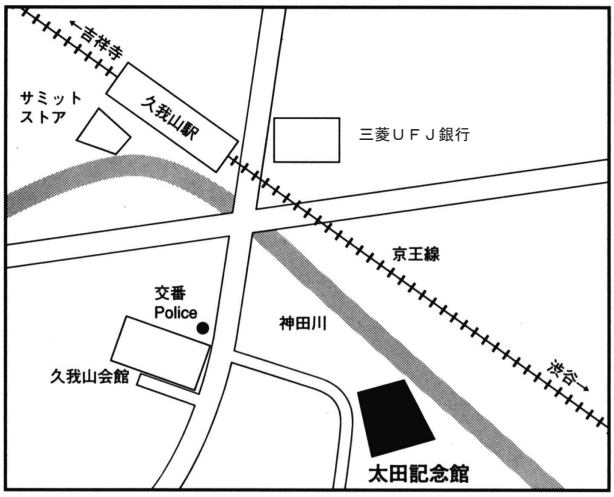


窓口受付日時（新宿・有楽町・池袋・立川　共通）

	旅券申請受付時間	旅券受領受付時間
月～水曜日	午前９時～午後７時	午前９時～午後７時
木・金曜日	午前９時～午後５時	午前９時～午後５時
日曜日	休業	午前９時～午後５時
休業日：土曜日・祝日・年末年始（12/29～１/３）		

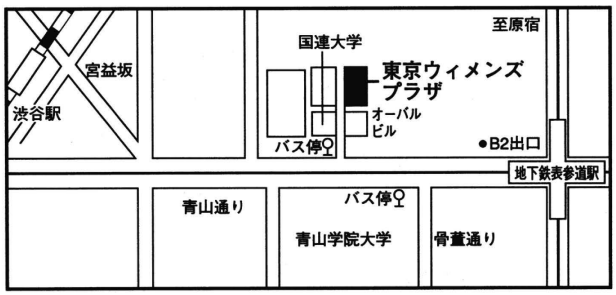
東京都太田記念館

住　　所：杉並区久我山2-16-14
電　　話：03-3333-6311
交通案内：
　京王井の頭線久我山駅より徒歩３分



東京ウィメンズプラザ

住　　所：渋谷区神宮前5-53-67
電　　話：03-5467-1711
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/twp
交通案内：
　ＪＲ・東京メトロ渋谷駅より徒歩12分
　東京メトロ表参道駅より徒歩７分
利用時間：
　月曜日～土曜日　午前９時～午後９時
　日曜日・祝日　午前９時～午後５時
休 館 日：
　年末年始（12/29～１/３）、毎月第３水曜日



消費生活総合センター

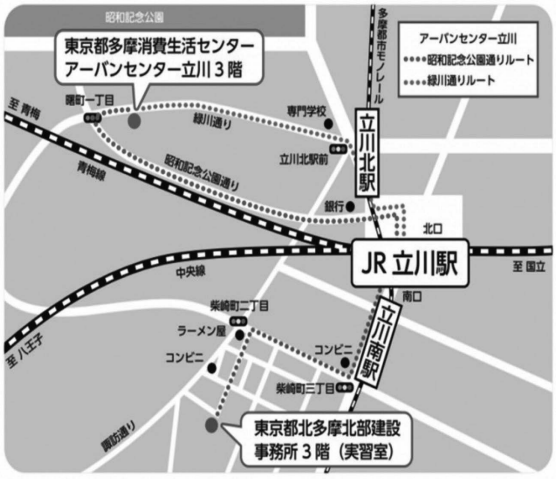
住　　所：新宿区神楽河岸1-1
　　セントラルプラザ15～17階
電　　話：03-3235-1151（管理担当）
　　03-3235-1155（消費生活相談）
　　03-3235-2400（架空請求110番）
　　03-3235-3366（高齢者被害110番）
　　03-3235-1334
　　（高齢消費者見守りホットライン）



https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/
交通案内：ＪＲ飯田橋駅西口
　　東京メトロ・都営地下鉄飯田橋駅Ｂ２ｂ出口
消費生活相談受付時間：月～土　午前９時～午後５時
　　（消費生活相談・架空請求110番・高齢者被害110番・高齢消費者見守りホットライン）

多摩消費生活センター

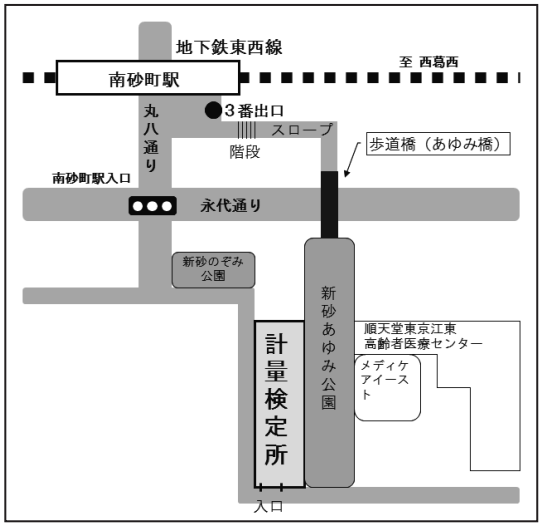
○教室、学習室、保育室、図書資料室、
　交流コーナー、事務室
　住　　所：立川市曙町1-22-17
　　アーバンセンター立川３階
　電　　話：042-522-5119
　交通案内：ＪＲ立川駅北口より徒歩９分
　　多摩都市モノレール立川北駅より徒歩９分
　(注)多摩消費生活センターでは、消費生活相
　　談を実施していない。



○実習室（実験・調理）
　住　　所：立川市柴崎町2-15-19東京都北多摩北部建設事務所３階
　電　　話：042-522-5119
　交通案内：ＪＲ立川駅南口より徒歩10分
　　多摩都市モノレール立川南駅より徒歩８分

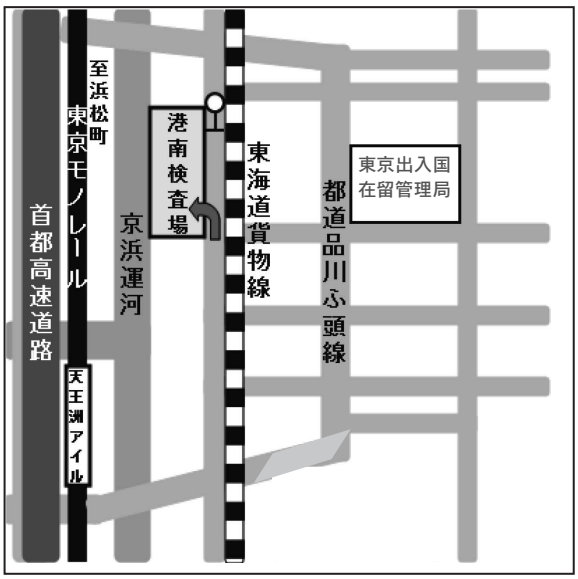
計量検定所

住　　所：江東区新砂3-3-41
電　　話：03-5617-6623
交通案内：東京メトロ東西線南砂町駅３番出口
より徒歩５分



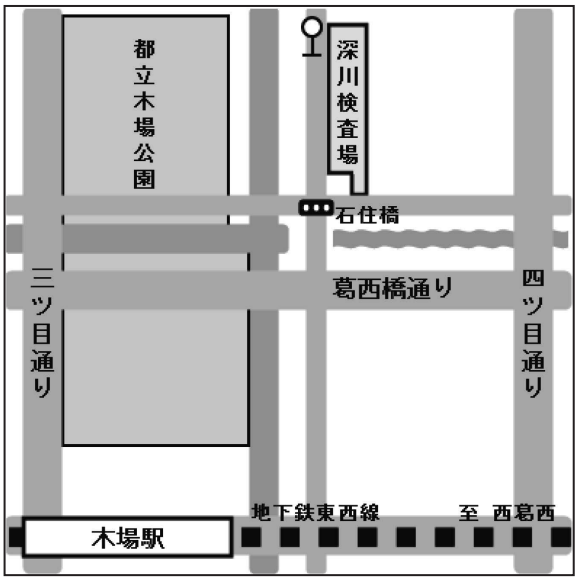
計量検定所タクシーメーター港南検査場

住　　所：港区港南5-1-26
電　　話：03-5479-5416
交通案内：JR品川駅港南口より都バス（品99系統）京浜運河より徒歩０分
東京モノレール天王洲アイル駅より徒歩10分
東京臨海高速鉄道天王洲アイル駅より徒歩12分
タクシーメーター検査受付時間：
午前９時～午前11時45分
午後１時～午後３時30分（平日のみ）



計量検定所タクシーメーター深川検査場

住　　所：江東区千石1-5-7
電　　話：03-3647-6868
交通案内：JR錦糸町駅より都バス（錦13系統）
千石一丁目前より徒歩２分
地下鉄東西線木場駅より徒歩20分
タクシーメーター検査受付時間：
午前９時～午前11時45分
午後１時～午後３時30分（平日のみ）



計量検定所タクシーメーター立川検査場

住　　所：立川市柴崎町6-8-13
電　　話：042-524-5970
交通案内：JR立川駅南口より徒歩20分
多摩都市モノレール柴崎体育館駅より徒歩５分
タクシーメーター検査受付時間：
午前９時～午前11時45分
午後１時～午後３時30分（平日のみ）



東京都江戸東京博物館



住　　所：墨田区横網1-4-1
電　　話：03-3626-9974
https://www.edo-tokyo-museum.or.jp
交通案内：
　ＪＲ両国駅西口より徒歩３分
　都営地下鉄大江戸線両国駅（江戸東京博物館前）Ａ４出口より徒歩１分
開館時間：
　午前９時30分～午後５時30分
（土曜日のみ午後７時30分まで　入館は閉館30分前まで）
休 館 日：
　月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

江戸東京たてもの園



住　　所：小金井市桜町3-7-1
　　（都立小金井公園内）
電　　話：042-388-3300
https://www.tatemonoen.jp
交通案内：
　ＪＲ武蔵小金井駅北口よりバス
　西武バス②③のりばから「小金井公園西口」下車徒歩５分
　関東バス④のりばから「江戸東京たてもの園前」下車徒歩３分
　西武新宿線花小金井駅南口よりバス
　西武バス「南花小金井」バス停より武蔵小金井駅行→「小金井公園西口」下車徒歩５分
開園時間：
　４月～９月　午前９時30分～午後５時30分
　10月～３月　午前９時30分～午後４時30分
（入園は閉園30分前まで）
休 館 日：
　月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

東京都美術館

住　　所：台東区上野公園8-36
電　　話：03-3823-6921
https://www.tobikan.jp
交通案内：
　ＪＲ上野駅公園口より徒歩７分
　東京メトロ銀座線・日比谷線、
　京成電鉄上野駅より徒歩10分
開館時間：
　午前９時30分～午後５時30分
　（特別展開催中の金曜日は午後８時まで、
　入館は閉館30分前まで）



休 館 日：
　第１・３月曜日（特別展・企画展は毎月曜日休室、祝日の場合は翌平日）、年末年始

東京都庭園美術館

住　　所：港区白金台5-21-9
電　　話：03-3443-0201
https://www.teien-art-museum.ne.jp
交通案内：
　ＪＲ山手線目黒駅東口・東急目黒線目黒駅
　正面口より徒歩７分
　東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線白
　金台駅１番出口より徒歩６分
開館時間：
　午前10時～午後６時（入館は閉館30分前まで）
休 館 日：
　月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



東京都写真美術館

住　　所：目黒区三田1-13-3
　　（恵比寿ガーデンプレイス内）
電　　話：03-3280-0099
https://www.topmuseum.jp
交通案内：
　ＪＲ恵比寿駅東口より徒歩７分
　東京メトロ日比谷線恵比寿駅より徒歩10分
開館時間：
　午前10時～午後６時（木・金曜日は午後８時まで　入館は閉館30分前まで）
休 館 日：
　月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



東京都現代美術館

住　　所：江東区三好4-1-1（都立木場公園内）
電　　話：03-5245-4111
https://www.mot-art-museum.jp
交通案内：
（電車）　東京メトロ半蔵門線清澄白河駅Ｂ２出口より徒歩９分
都営地下鉄大江戸線清澄白河駅Ａ３出口より徒歩13分
東京メトロ東西線木場駅３番出口より徒歩15分
都営地下鉄新宿線菊川駅Ａ４出口より徒歩15分
（バス）　ＪＲ・東京メトロ半蔵門線錦糸町駅より都営バス「錦13系統」石島下車
東京メトロ東西線木場駅・都営地下鉄新宿線菊川駅より都営バス「業10系統」で東京都現代美術館前下車
開館時間：午前10時～午後６時（入館は閉館30分前まで）
休 館 日：月曜日（祝日の場合は翌平日）、展示替期間、年末年始



東京文化会館

（令和８年５月７日から令和１０年度（予定）まで大規模改修のため休館）

住　　所：台東区上野公園5-45
https://www.t-bunka.jp
交通案内：
ＪＲ上野駅公園口より徒歩１分
東京メトロ銀座線・日比谷線上野駅より徒歩５分
京成電鉄上野駅より徒歩７分



仮事務所
住　　所：江東区青海２－４－２４　青海フロンティアビル８階
電　　話：03-5579-6446
交通案内：ゆりかもめテレコムセンター駅より徒歩１分
音楽資料室相談サービス時間：
午前９時～午後５時
火～日曜日（休室日を除く）

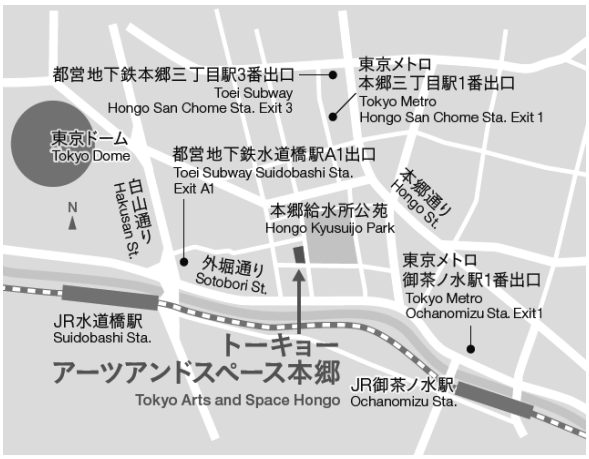
東京芸術劇場

住　　所：豊島区西池袋1-8-1
電　　話：03-5391-2111
https://www.geigeki.jp
交通案内：
ＪＲ・東武東上線・西武池袋線・東京メトロ丸の内線・有楽町線・副都心線池袋駅西口より徒歩２分



トーキョーアーツアンドスペース本郷

住　　所：文京区本郷2-4-16
電　　話：03-5689-5331
https://www.tokyoartsandspace.jp/index.html
交通案内：
　ＪＲ水道橋駅・御茶ノ水駅より徒歩７分
　都営地下鉄三田線水道橋駅より徒歩７分
　都営地下鉄大江戸線・東京メトロ丸の内線本郷三丁目駅より徒歩７分
開館時間：
　午前11時～午後７時（入館は閉館30分前まで）
休 館 日：
　月曜日（祝日の場合は翌平日）、展示替期間、年末年始



トーキョーアーツアンドスペースレジデンシー

住　　所：墨田区立川2-14-7
電　　話：03-5625-4433
https://www.tokyoartsandspace.jp/index.html
交通案内：
　都営地下鉄新宿線菊川駅より徒歩９分
　都営地下鉄新宿線・大江戸線森下駅より徒歩11分
　ＪＲ、都営地下鉄大江戸線両国駅より徒歩15分



東京都渋谷公園通りギャラリー

住　　所：渋谷区神南1-19-8
https://inclusion-art.jp
交通案内：
　ＪＲ、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線、東急東横線・田園都市線、京王井の頭線渋谷駅より徒歩８分
開館時間：
　午前11時～午後７時
休 館 日：
　月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
　（展示替期間中は、交流スペースのみ開館）



生活文化局事業概要
令和８年版

登録番号（８）８

令和８年９月発行

編集・発行　東京都生活文化局総務部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話　03-5388-3118（ダイヤルイン）
03-5321-1111　内線29-112

印　　刷　株式会社　まこと印刷
東京都港区白金台二丁目11番５号
電話　03-6230-9590

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo